

東海／東海第二／敦賀発電所 原子炉施設保安規定
設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理表

2020年6月11日

日本原子力発電株式会社

目 次

資料①「東海第二発電所原子炉施設保安規定 設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理」	・ ・ ・ ・ 1
別冊「東海第二発電所原子炉施設保安規定 変更に対する設置許可との整合性確認資料」	・ ・ ・ ・ 9
資料②「東海発電所原子炉施設保安規定 設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理」	・ ・ ・ ・ 65
別冊「東海発電所原子炉施設保安規定 変更に対する設置許可との整合性確認資料」	・ ・ ・ ・ 68
資料③「敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編）設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理」	・ ・ ・ ・ 85
別冊「敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編）変更に対する設置許可との整合性確認資料」	・ ・ ・ ・ 93
資料④「敦賀発電所原子炉施設保安規定（第1編）設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理」	・ ・ ・ ・ 153
別冊「敦賀発電所原子炉施設保安規定（第1編）変更に対する設置許可との整合性確認資料」	・ ・ ・ ・ 158

東海第二発電所原子炉施設保安規定 設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	説明
第1章 総則			
第1条 目的	—	—	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬は無い。
第2条 基本方針	○ (本文十一号)	—	保安規定に係る基本方針であり、基本方針の内容である「保安活動は、…適切な品質保証活動に基づき実施する。」は、本文十一号に記載されるため、保安規定記載は整合している。
第2条の2 関係法令及び保安規定の遵守	○ (本文十一号)	○※	※用語の置き換え（「管理責任者」⇒「品質マネジメントシステム責任者」）、委員会の位置付けの記載表現及び名称変更（「コンプライアンス・安全文化醸成活動推進委員会」⇒「安全文化育成・維持活動推進委員会」）、社内規程名称の変更（「コンプライアンス・安全文化醸成活動要項」⇒「安全文化育成・維持活動要項」）のみの変更 社長が法令等を確実に遵守するための取り組みについて、本文十一号（(5)（i）経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ）にて規定しており、保安規定の記載は、これに整合している。
第2章 品質保証			
第3条 品質マネジメントシステム計画	○ (本文十一号)	○	本文十一号との比較により、保安規定記載の設置許可との整合性を整理している。
第3章 保安管理体制及び評価			
第1節 組織及び職務			
第4条 保安に関する組織	○ (本文十一号) (添付書類五、八)	○	添付書類五、添付書類八（16.2 保安管理体制）に記載があるが、保安規定の記載は現組織に合わせて変更されている。 また、本文十一号（(5)（v）責任、権限及びコミュニケーション）において、組織の責任と権限を明確化する旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第5条 保安に関する職務	○ (本文十一号) (添付書類五、八)	○	添付書類五に記載があるが、保安規定の記載は現組織に合わせて変更されている。 また、本文十一号（(5)（v）責任、権限及びコミュニケーション、(7)（ii）c. 組織の外部の者との情報の伝達等、(8)（ii）d. 機器等の検査等（e））において、組織の責任と権限を明確化する旨記載、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達について実効性のある方法を明確化する旨記載、使用前事業者検査等の独立性について記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。
第2節 原子炉施設保安委員会及び原子炉施設保安運営委員会			
第6条 原子炉施設保安委員会	○ (添付書類五、八)	—	添付書類五に原子炉施設保安委員会を設置する旨の記載があり、保安規定の記載はこれに整合している。
第7条 原子炉施設保安運営委員会	○ (添付書類五、八)	○※	※用語の置き換え（「保守管理」⇒「施設管理」）のみの変更 添付書類五、添付書類八（16.2 保安管理体制）に原子炉施設保安運営委員会を設置する旨の記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。
第8条 原子炉主任技術者の選任	○ (添付書類五、八)	○※	※用語の置き換え（「工事又は保守管理」⇒「施設管理」）、能力等級数及び役割ランク数の適正化のみの変更 添付書類五、添付書類八（16.2 保安管理体制）に、発電用原子炉主任技術者に係る記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。
第8条の2 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任	○ (添付書類五)	○※	※能力等級数及び役割ランク数の適正化のみの変更 添付書類五に、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者に係る記載があり、保安規定の記載はこれに整合している。
第9条 原子炉主任技術者の職務等	○ (添付書類五)	○※	※番号のみの変更 添付書類五に、発電用原子炉主任技術者は、発電用原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実にを行う旨の記載があり、保安規定の記載はこれに整合している。
第9条の2 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等	○ (添付書類五)	○	添付書類五に電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者に係る記載があり、保安規定の記載はこれに整合している。
第9条の3 主任技術者の情報共有	—	—	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第4節 原子炉施設の定期的な評価			
第10条 原子炉施設の定期的な評価	○ (本文十一号)	—	本文十一号（(8)（ii）c. プロセスの監視測定）において、「原子炉施設の定期的な評価」も含めて記載しており、保安規定の記載はこれに整合している。
第4章 運転管理			
第1節 通則			
第11条 構成及び定義	—	○※	※用語の置き換え（「定検」⇒「定事検」、「定期検査」⇒「定期事業者検査」）のみの変更 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。

東海第二発電所原子炉施設保安規定 設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	説明
第11条の2 原子炉の運転期間	-	○※	※引用法令番号の最新化、用語の置き換え（「定期検査」⇒「定期事業者検査」）のみの変更 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第12条 原子炉の運転員の確保	○ (添付書類八)	-	添付書類（16.3 運転管理）に運転管理について原子炉施設の運転に習熟した者の確保について記載されており、保安規定の記載はこれに整合している。 なお、運転員の人数等については、具体的な記載はない。
第12条の2 運転管理業務	○ (添付書類八)	○	添付書類（16.3 運転管理）に保安規定に定める運転上の制限及び異常時の措置を遵守し、機器の性能及び状態を的確に把握、運転員の力量確保等が記載されており、保安規定の記載はこれに整合している。
第13条 巡視点検	○ (添付書類八)	○	添付書類（16.3 運転管理）に、原子炉施設の運転管理は、機器の性能及び状態を的確に把握した上で行う旨が記載されており、保安規定の記載はこれに整合している。
第14条 手順の作成	○ (添付書類八)	-	添付書類（16.3 運転管理）に保安規定に定める運転上の制限及び異常時の措置を遵守し、機器の性能及び状態を的確に把握、運転員の力量確保等が記載されており、保安規定の記載はこれに整合している。
第15条 引継	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第16条 原子炉起動前の確認事項	-	○※	※用語の置き換え（「定検」⇒「定事検」）のみの変更 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第17条 地震・火災等発生時の対応	○ (添付書類八)	○※	※初期消火要員が、現状、東海発電所と兼務していることの明確化のみ変更 添付書類（16.8 非常時の措置）に非常時（地震・火災・その他原因による相当な規模の災害）の措置として、初期活動及び拡大防止等の対応が記載されており、保安規定の記載はこれに整合している。
第17条の2 電源機能等喪失時の体制の整備	○ (添付書類八)	-	添付書類（16.8 非常時の措置）に非常時（地震・火災・その他原因による相当な規模の災害）の措置として、初期活動及び拡大防止等の対応が記載されており、保安規定の記載はこれに整合している。
第2節 運転上の留意事項			
第18条 水質管理	○ (添付書類八)	-	添付書類八（6.2 原子炉冷却材浄化系）に水質管理に係る記載があり、保安規定の記載はこれに整合している。
第3節 運転上の制限			
第19条 停止余裕	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え（「機能検査」⇒「機能確認」）のみの変更 本文五号、添付書類八（14.2 核設計）他に最大反応値を有する制御棒が一本未挿入であっても、常に炉心を臨海未満にすることができること記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。
第20条 反応度監視	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第21条 制御棒の動作確認	○ (添付書類八)	-	添付書類八（3.3 制御棒及び駆動機構）他に制御棒駆動機構に係る記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。
第22条 制御棒のスクラム機能	○ (本文五号、十号) (添付書類八、十)	○※	※用語の置き換え（「定検」⇒「定事検」）のみの変更 本文五号、十号、添付書類八（3.3 制御棒及び駆動機構）、添付書類十（2.3.2 解析条件）他に制御棒のスクラム挿入時間に係る記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。
第23条 制御棒の操作	○ (添付書類八)	-	添付書類八（14.2.4 炉心特性）他に原子炉から制御棒を引き抜く時には制御棒値等を満足する引抜手順を定めることに加えて、制御棒値ミニマイザにより引き抜き手順を監視する旨記載されており、保安規定の記載はこれらに整合している。
第24条 ほう酸水注入系	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え（「定検」⇒「定事検」）のみの変更 本文五号、添付書類八（6.6 ほう酸水注入系）他にほう酸水注入系に係る記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。
第25条 原子炉熱的制限値	○ (本文五号) (添付書類八)	-	本文五号、添付書類八（14.3 熱水力設計）他に最小限界出力比及び燃料棒最大線出力密度の熱的制限値に係る記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。
第26条 原子炉熱出力及び炉心流量	○ (添付書類八)	-	添付書類八（14.3 熱水力設計）他に炉心流量－原子炉出力特性曲線の範囲内で運転を行う旨の記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。

東海第二発電所原子炉施設保安規定 設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○:有り -:無し)	保安規定変更有無 (○:有り -:無し)	説明
第27条 計測及び制御設備	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え(「定検」⇒「定事検」,「機能検査」⇒「機能確認」)のみの変更 本文五号,添付書類八(8.計測及び制御)他に計測制御系に係る記載があり,保安規定の記載はこれらに整合している。
第28条 原子炉再循環ポンプ	○ (本文五号) (添付書類八)	-	本文五号,添付書類八(5.2再循環系)他に再循環ポンプに係る記載があり,保安規定の記載はこれらに整合している。
第29条 ジェットポンプ	○ (本文五号) (添付書類八)	-	本文五号,添付書類八(5.2再循環系)他にジェットポンプに係る記載があり,保安規定の記載はこれらに整合している。
第30条 主蒸気逃がし安全弁	○ (本文五号,十号) (添付書類八,十)	○※	※用語の置き換え(「定検」⇒「定事検」)のみの変更 本文五号,十号,添付書類八(5.3主蒸気系),添付書類十(2.3.2解析条件)他に主蒸気逃し安全弁に係る記載があり,保安規定の記載はこれらに整合している。
第31条 格納容器内の原子炉冷却材漏えい率	○ (添付書類八)	-	添付書類八(8.3.4原子炉プラント・プロセス計装)に記載があり,保安規定の記載はこれに整合している。
第32条 非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力監視	-	○※	※用語の置き換え(「定検」⇒「定事検」)のみの変更 設置許可に記載はなく,設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第33条 原子炉冷却材中のよう素131濃度	○ (本文十号) (添付書類十)	-	本文十号,添付書類十(3.4環境への放射性物質の異常な放出)の解析条件としての記載があり,保安規定の記載はこれらに整合している。
第34条 原子炉停止時冷却系その1	○ (本文五号) (添付書類八)	-	本文五号,添付書類八(6.4残留熱除去系)他に主蒸気逃し安全弁に係る記載があり,保安規定の記載はこれらに整合している。
第35条 原子炉停止時冷却系その2	○ (本文五号) (添付書類八)	-	同上(ただし,冷温停止に係る要求であり,設置許可に記載はない)
第36条 原子炉停止時冷却系その3	○ (本文五号) (添付書類八)	-	同上(ただし,冷温停止に係る要求であり,設置許可に記載はない)
第37条 原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率	○ (本文五号) (添付書類八)	-	本文五号,添付書類八(3.5.2圧力容器の設計)の加熱・冷却率に記載があり,保安規定の記載はこれに整合している。
第38条 原子炉圧力	○ (添付書類八)	-	本文十号,添付書類十の過渡解析及び事故解析の初期条件として記載があり,保安規定の記載はこれらに整合している。
第39条 非常用炉心冷却系その1	○ (本文五号) (添付書類十)	○※	※用語の置き換え(「定検」⇒「定事検」)のみの変更 本文五号,添付書類八(6.4.3格納容器スプレイ冷却系,6.5非常用炉心冷却系)他に非常用炉心冷却系及び格納容器スプレイ冷却系に係る記載があり,保安規定の記載はこれらに整合している。
第40条 非常用炉心冷却系その2	○ (本文五号) (添付書類八)	-	同上(ただし,停止時の要求は設置許可に記載はない。)
第41条 原子炉隔離時冷却系	○ (本文五号) (添付書類八)	○	本文五号,添付書類八(6.3原子炉隔離時冷却系)他に記載があり,保安規定の記載はこれらに整合している。
第42条 主蒸気隔離弁	○ (本文五号,十号) (添付書類八,十)	○※	※用語の置き換え(「定検」⇒「定事検」)のみの変更 本文五号,十号,添付書類八(5.3主蒸気系),添付書類十(2.3.2解析条件)他に主蒸気隔離弁に係る記載があり,保安規定の記載はこれらに整合している。
第43条 格納容器及び格納容器隔離弁	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え(「定検」⇒「定事検」)のみの変更 本文五号,添付書類八(12.原子炉格納施設)他に格納容器及び隔離弁に係る記載があり,保安規定の記載はこれらに整合している。
第44条 サプレッション・チェンバからドライウェルへの真空破壊弁	○ (添付書類八)	○※	※用語の置き換え(「定検」⇒「定事検」)のみの変更 本文五号,添付書類八(12.原子炉格納施設)他に真空破壊弁に係る記載があり,保安規定の記載はこれらに整合している。

東海第二発電所原子炉施設保安規定 設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	説明
第45条 サプレッションプールの平均水温	○ (添付書類十)	-	添付書類十の安全解析条件としてサプレッションプール水温の記載があり、保安規定の記載はこれに整合している。
第46条 サプレッションプールの水位	○ (添付書類八)	-	添付書類八(12. 原子炉格納施設)他にサプレッションプールの空間容積に係る記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。
第47条 可燃性ガス濃度制御系	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え(「定検」⇒「定事検」)のみの変更 本文五号, 添付書類八(12. 原子炉格納施設)他に可燃性ガス濃度制御系に係る記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。
第48条 格納容器内の酸素濃度	○ (本文五号) (添付書類八)	-	本文五号, 添付書類八(12. 原子炉格納施設)他に不活性ガス系に係る記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。
第49条 原子炉建屋	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え(「定検」⇒「定事検」)のみの変更 本文五号, 添付書類八(12. 原子炉格納施設)他に原子炉建屋に係る記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。
第50条 原子炉建屋給排気隔離弁	○ (添付書類八)	○※	※用語の置き換え(「定検」⇒「定事検」)のみの変更 添付書類八(13.2 換気系)他に原子炉建屋換気系(隔離弁)に係る記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。
第51条 原子炉建屋ガス処理系	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え(「定検」⇒「定事検」)のみの変更 本文五号, 添付書類八(12. 原子炉格納施設)他に原子炉建屋ガス処理系に係る記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。
第52条 残留熱除去系海水系	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え(「定検」⇒「定事検」)のみの変更 本文五号, 添付書類八(6.4 残留熱除去系)他に残留熱除去系及び残留熱除去系海水系に係る記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。
第53条 非常用ディーゼル発電機海水系	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え(「定検」⇒「定事検」)のみの変更 本文五号, 添付書類八(9.4 非常用電源設備および事故時電源切替)に非常用ディーゼル発電機に係る記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。
第54条 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え(「定検」⇒「定事検」)のみの変更 本文五号, 添付書類八(9.4 非常用電源設備および事故時電源切替)に高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機に係る記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。
第55条 使用済燃料プールの水位及び水温	○ (添付書類八)	-	添付書類八(4.3.7)他に燃料プール浄化冷却系に係る記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。
第56条 燃料又は制御棒を移動する時の原子炉水位	○ (添付書類十)	-	添付書類十の燃料集合体落下時における水中へ放出された放射性無機ヨウ素の水中での除染係数を確保できる条件として原子炉水位があり、保安規定の記載はこれに整合している。
第57条 中央制御室非常用換気空調系	○ (添付書類八)	○	添付書類八(13.2 換気系)他に中央制御室非常用換気空調系に係る記載があり、サーベイランスの実施方法については、実条件性能確認の観点から追加し、保安規定の記載はこれらに整合している。
第58条 外部電源その1	○ (本文五号) (添付書類八)	-	本文五号, 添付書類八(9.1.1 送電線関係)他に外部電源に係る記載があるが、設置許可上、外部電源に期待しておらず、設置許可と保安規定の記載に齟齬はない。
第59条 外部電源その2	○ (本文五号) (添付書類八)	-	同上
第60条 非常用ディーゼル発電機その1	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え(「定検」⇒「定事検」)のみの変更 本文五号, 添付書類八(9.4 非常用電源設備および事故時電源切替)に非常用ディーゼル発電機に係る記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。
第61条 非常用ディーゼル発電機その2	○ (本文五号) (添付書類八)	-	同上
第62条 非常用ディーゼル発電機燃料油等	○ (添付書類八)	-	本文五号, 添付書類八(9.4 非常用電源設備および事故時電源切替)に非常用ディーゼル発電機に係る記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。

東海第二発電所原子炉施設保安規定 設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	説明
第63条 直流電源その1	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え(「定検」⇒「定事検」)のみの変更 本文五号, 添付書類八(9.4 非常用電源設備および事故時電源切替)に直流電源設備に係る記載があり, 保安規定の記載はこれらに整合している。
第64条 直流電源その2	○ (本文五号) (添付書類八)	-	同上
第65条 所内電源系統その1	○ (本文五号) (添付書類八)	-	本文五号, 添付書類八(9.1.2 所内電源設備関係)に所内電源に係る記載があり, 保安規定の記載はこれらに整合している。
第66条 所内電源系統その2	○ (本文五号) (添付書類八)	-	同上
第67条 原子炉停止中の制御棒1本の引き抜き	-	-	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第68条 単一制御棒駆動機構の取り外し	-	-	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第69条 複数の制御棒引き抜きを伴う検査	-	-	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第70条 原子炉の昇温を伴う検査	-	-	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第71条 原子炉モードスイッチの切替を伴う検査	-	-	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第72条 運転上の制限の確認	-	○	設置許可に記載はないが, サーベイランスについては, 実条件性能確認で実施することを追加し, 保安規定審査基準改正を反映したものであり, 実施方法について, 設置許可の記載との整合性の観点で記載を追加している。
第73条 運転上の制限を満足しない場合	-	-	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第74条 予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合	-	○	設置許可に記載はないが, 保安規定の記載については, PRA等を用いた措置の有効性の検証についての保安規定審査基準改正を反映している。
第75条 運転上の制限に関する記録	-	-	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第4節 異常時の措置	-	-	-
第76条 異常発生時の基本的な対応	-	-	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第77条 異常時の措置	-	-	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第78条 異常収束後の措置	-	-	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第5章 燃料管理	-	-	-
第79条 新燃料の運搬	○ (本文五号, 九号) (添付書類八, 九)	○	本文五号, 九号, 添付書類八(4.3 主要設備, 16.4 燃料管理), 添付書類九(3.2 管理区域内の管理)に使用する設備, 管理区域から物品を持ち出そうとする場合の措置に係る記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第80条 新燃料の貯蔵	○ (本文五号) (添付書類八)	-	本文五号, 添付書類八(4.3 主要設備, 16.4 燃料管理)に使用する設備に係る記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第81条 燃料の検査	○ (本文五号) (添付書類八)	○	本文五号, 添付書類八(4.3 主要設備, 16.4 燃料管理)に使用する設備に係る記載があり, 保安規定の記載はこれらに整合している。また, 添付書類八(3.2 燃料)に記載された燃料の健全性に関連して, 照射された燃料の使用期間中における技術基準適合性を確認するための検査を記載している。
第82条 燃料の取替実施計画	○ (本文五号, 十号) (添付書類八, 十)	○	燃料配置を変更する際, 本文五号, 十号, 添付書類八, 十に記載される安全評価等の解析入力値又は制限値を満足することを確認する旨, 記載を追加しており, 設置許可記載に整合している。
第83条 燃料移動手順	-	-	手順の内容は, 設置許可に直接の記載はないが, 保安規定では燃料移動時の炉心の未臨界確保のため, 燃料移動手順に定めるべき事項を記載しており, 添付書類八(4. 燃料の貯蔵設備及び取扱設備)に記載の未臨界性に関する設計方針と整合している。
第84条 燃料移動	○ (本文五号) (添付書類八)	-	本文五号, 添付書類八(4. 燃料の貯蔵設備及び取扱設備)に使用する設備に係る記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第85条 使用済燃料の貯蔵	○ (本文五号) (添付書類八)	○	本文五号, 添付書類八(4.3 主要設備, 16.4 燃料管理)に使用する設備に係る記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第86条 使用済燃料の運搬	○ (本文五号, 九号) (添付書類八, 九)	○	本文五号, 九号, 添付書類八(4.1 概要, 4.3 主要設備, 16.4 燃料管理), 添付書類九(3.2 管理区域内の管理)に使用する設備, 管理区域から物品を持ち出そうとする場合の措置に係る記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。

東海第二発電所原子炉施設保安規定 設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	説明
第6章 放射性廃棄物管理			
第87条 放射性廃棄物管理に係る基本方針	○ (本文九号) (添付書類八、九)	○	本文九号, 添付書類八(16.5 放射性廃棄物管理)及び添付書類九(1.放射線防護に関する基本方針)に記載があり, 保安規定にはALARAの基本方針の条文を新設し, これと整合している。(保安規定では, 第2条(基本方針)でALARAについて記載しているが, 第6章においても追記。)
第87条の2 頻度の定義	-	○※	※番号のみの変更 設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第88条 放射性固体廃棄物の管理	○ (本文五号, 九号) (添付書類八、九)	○	本文五号, 九号, 添付書類八(10.3 固体廃棄物処理系)及び添付書類九(4.放射性廃棄物処理)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。ただし, 発電所外における運搬を除く。
第88条の2 放射性廃棄物でない廃棄物の管理	-	○※	※番号のみの変更 設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第88条の3 事故由来放射性物質の降下物の影響確認及び所外搬出等の管理	-	○※	※番号のみの変更 設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第88条の4 輸入廃棄物の管理	○ (本文八号)	○	本文八号に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第89条 放射性液体廃棄物の管理	○ (本文五号, 九号) (添付書類八、九)	○※	※番号のみの変更 本文五号, 九号, 添付書類八(10.2 液体廃棄物処理系, 16.5 放射性廃棄物管理)及び添付書類九(4.3 液体廃棄物処理)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第90条 放射性気体廃棄物の管理	○ (本文五号, 九号) (添付書類八、九)	○※	※番号のみの変更 本文五号, 九号, 添付書類八(10.1気体廃棄物処理施設, 16.5 放射性廃棄物管理)及び添付書類九(4.2 気体廃棄物処理)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第91条 放出管理用計測器の管理	○ (本文五号, 九号) (添付書類八、九)	○	本文五号, 九号, 添付書類八(11.2放射線管理施設)及び添付書類九(6.3放射性廃棄物の放出管理)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第7章 放射線管理			
第92条 放射線管理に係る基本方針	○ (本文九号) (添付書類八、九)	○	本文九号, 添付書類八(16.6放射線管理), 添付書類九(1.放射線防護に関する基本方針)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。 (保安規定では, 第2条(基本方針)でALARAを記載しているが, 第7章においても追記)
第92条の2 頻度の定義	-	○※	※番号のみの変更 設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第93条 管理区域の設定及び解除	○ (本文九号) (添付書類八、九)	○※	※番号のみの変更 本文九号, 添付書類八(16.6放射線管理), 添付書類九(3.1管理区域, 保全区域及び周辺監視区域の設定)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第94条 管理区域内における区域区分	○ (本文九号) (添付書類九)	○※	※番号のみの変更 本文九号, 添付書類九(3.2.1管理区域内の区分)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第95条 管理区域内における特別措置	○ (本文九号) (添付書類九)	○※	※番号のみの変更 本文九号, 添付書類九(3.2.1管理区域内の区分)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第96条 管理区域への出入管理	○ (本文九号) (添付書類八、九)	○※	※番号のみの変更 本文九号, 添付書類八(16.6放射線管理), 添付書類九(7.3管理区域への出入管理)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第97条 管理区域出入者の遵守事項	○ (本文九号) (添付書類八、九)	○※	※番号のみの変更 本文九号, 添付書類八(16.6放射線管理), 添付書類九(3.2管理区域内の管理)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第98条 保全区域	○ (添付書類九)	○※	※番号のみの変更

東海第二発電所原子炉施設保安規定 設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	説明
第99条 周辺監視区域	○ (本文九号) (添付書類八、九)	○※	添付書類九(3.1.2 保全区域)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。 ※番号のみの変更
第100条 放射線業務従事者の線量管理等	○ (本文九号) (添付書類八、九)	○	本文九号, 添付書類八(16.6 放射線管理), 添付書類九(3.1.3 周辺監視区域)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第101条 床、壁等の除染	○ (本文九号) (添付書類九)	○※	※番号のみの変更
第101条の2 平常時の環境放射線モニタリング	○ (本文九号) (添付書類九)	○	本文九号, 添付書類九(6.4 発電所外に関する放射線監視)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第102条 外部放射線に係る線量当量率等の測定	○ (本文九号) (添付書類八、九)	○※	※番号のみの変更
第103条 放射線計測器類の管理	○ (本文五号, 九号) (添付書類八、九)	○	本文五号, 九号, 添付書類八(11.2 放射線管理施設, 11.3 放射線計測器), 添付書類九(6.2.1 外部放射線に係る線量等量率の測定)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第104条 管理区域外等への搬出及び運搬	○ (本文九号) (添付書類八、九)	○	本文九号, 添付書類八(16.6 放射線管理), 添付書類九(3.2 管理区域内の管理)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第105条 発電所外への運搬	-	○	設置許可に記載はないが、保安規定の記載においては、発電所外への運搬時の行為についての保安規定審査基準改正を反映している。
第106条 協力企業の放射線防護	○ (添付書類九)	○※	※番号のみ変更 設置許可添付書類九(1. 放射線防護に関する基本方針)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第8章 施設管理			
第107条 施設管理計画	○ (添付書類八)	○	添付書類八(16.7 保守管理)に、原子炉施設の保守管理について、保守管理計画を定め、構築物、系統及び機器について重要度に応じて保守管理を実施すること、原子炉施設の性能を維持するために、保全が必要な構築物、系統及び機器を定めて保全実施結果の確認及び評価等を適切に行う」と記載があり、保安規定においては、原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドとの整合を図る。
第107条の2 設計管理	○ (本文十一号)	○	本文十一号(7)(iii) 設計開発)において、設計開発に用いる情報に関する事項が記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第107条の3 作業管理	-	○	設置許可に記載はないが、保安規定においては、原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドとの整合を図る。
第107条の4 使用前事業者検査の実施	○ (本文十一号)	○	本文十一号(8)(ii)d. 機器等の検査等)において、使用前事業者検査等に関する事項が記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第107条の5 定期事業者検査の実施	○ (本文十一号)	○	本文十一号(8)(ii)d. 機器等の検査等)において、使用前事業者検査等に関する事項が記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第107条の6 原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針	○ (添付書類八)	○※	※実用炉規則改正の反映、用語の置き換え(「長期保守管理方針」⇒「長期施設管理方針」)の変更 添付書類八(16.7 保守管理)に記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第9章 非常時の措置			
第108条 原子力防災組織	○ (添付書類八)	-	添付書類八(16.8 緊急時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第109条 原子力防災組織の要員	○ (添付書類八)	-	添付書類八(16.8 緊急時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第109条の2 緊急作業従事者の選定	○ (添付書類八)	-	添付書類八(16.8 緊急時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第110条 原子力防災資機材等	○ (添付書類八)	-	添付書類八(16.8 緊急時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第111条 通報経路	○	-	添付書類八(16.8 緊急時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。

東海第二発電所原子炉施設保安規定 設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	説明
	(添付書類八)		ている。
第112条 緊急時演習	○ (添付書類八)	-	添付書類八(16.8 緊急時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第113条 通報	○ (添付書類八)	-	添付書類八(16.8 緊急時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第114条 緊急時態勢の発令	○ (添付書類八)	-	添付書類八(16.8 緊急時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第115条 応急措置	○ (添付書類八)	-	添付書類八(16.8 緊急時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第116条 緊急時における活動	○ (添付書類八)	-	添付書類八(16.8 緊急時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第116条の2 緊急作業従事者の線量管理等	○ (添付書類八)	-	添付書類八(16.8 緊急時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第117条 緊急時態勢の解除	○ (添付書類八)	-	添付書類八(16.8 緊急時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第10章 保安教育			
第118条 所員への保安教育	○ (添付書類五, 八)	○※	※用語の置き換え(「品質保証」⇒「品質マネジメントシステム」, 「保守管理」⇒「施設管理」, 「保守及び点検」⇒「保全」)のみの変更 添付書類五(5. 技術者に対する教育・訓練), 添付書類八(16.9 保安教育)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第119条 協力企業従業員への保安教育	-	○※	※用語の置き換え(「保守及び点検」⇒「保全」)のみの変更 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第11章 記録及び報告			
第120条 記録	○ (添付書類八)	○	添付書類八(16.12 記録及び報告)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第121条 報告	○ (添付書類八)	-	添付書類八(16.12 記録及び報告)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
添付			
添付1 原子炉がスクラムした場合の運転操作基準(第77条関係)	○ (本文十号) (添付書類十)	-	本文十号, 添付書類十に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
添付2 管理区域図(第93条及び第94条関連)	○ (添付書類九)	-	添付書類九(3.1 管理区域, 保全区域及び周辺監視区域の設定)に記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
添付3 保全区域図(第98条関連)	○ (添付書類九)	-	添付書類九(3.1 管理区域, 保全区域及び周辺監視区域の設定)に記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
添付4 長期施設管理方針(第107条の6関連)	○ (添付書類八)	○※	用語の置き換え(「保守管理」⇒「施設管理」, 「長期保守管理方針」⇒「長期施設管理方針」)のみの変更

東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文 (変更後)	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第3章 保安管理体制及び評価</p>		
<p>(保安に関する組織) 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>図4 (本店)</p> <p>(発電所) ※1→発電用原子炉主任技術者 (駐在) 電気主任技術者 マイナー・マシンの主任技術者 ※2→発電所長</p> <p>原子炉施設保安運営委員会</p> <p>3-1</p>	<p>[本文] 十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (5) 経営責任者等の責任 (v) 責任、権限及びコミュニケーション a. 責任及び権限 社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。 b. 品質マネジメントシステム管理責任者 (a) 社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。 (a-1) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること (a-2) 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること (a-3) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること (a-4) 関係法令を遵守すること c. 管理者 (a) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。 (a-1) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること (a-2) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること (a-3) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと (a-4) 健全な安全文化を育成し、及び維持すること (a-5) 関係法令を遵守すること (b) 管理者は、(a)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p>	<p>・本文十一号において、組織の責任と権限を明確化する旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。</p>

東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>(b-1) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること</p> <p>(b-2) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること</p> <p>(b-3) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること</p> <p>(b-4) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に発電用原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること</p> <p>(b-5) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること</p> <p>(c) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>[添付書類五]</p> <p>1. 組織</p> <p>(中略) 第1図に示す既存の原子力関係組織にて実施する。 これらの組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43条の3の24第1項の規定に基づく東海第二発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）等で定められた業務所掌に基づき、明確な役割分担のもとで東海第二発電所の設計及び運転等に係る業務を適確に実施する。 (以下略)</p> <p>[添付書類八]</p> <p>16.2 保安管理体制</p> <p>発電所の保安管理体制は、所長、発電室、安全管理室、保修室、技術センター、総務室、品質保証室及び運営管理室並びに本店に所属する原子炉主任技術者（発電所駐在）をもって構成する。 さらに、発電所における原子炉施設の保安運営に関する具体的重要事項を審議するため、原子炉施設保安運営委員会を設ける。</p>	<p>・設置許可記載の組織は設置許可変更当時のものであるが「保安規定等で定められた、業務所掌に基づき、明確な役割分担のもとで東海第二発電所の設計及び運転等に係る業務を適確に実施する」と記載されており、保安規定の記載はこれに整合している。</p> <p>・添付書類八に記載があるが、設置許可の記載は設置許可変更当時の組織・職務であり、保安規定の記載は現組織・職務に合わせて変更されている。</p>

東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>（保安に関する職務）</p> <p>第5条 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、管理責任者を指揮し、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築、実施及び維持並びにその有効性の継続的な改善を統括する。関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動並びに安全文化を継続的に維持するための活動を統括する。また、社長は、発電所長（以下「所長」という。）及び発電用原子炉主任技術者（以下「原子炉主任技術者」という。）に適宜報告を求め、発電所の安全確保を確実にするため、「事故・故障時等対応要項」の定めるところにより必要な指示を行う。</p> <p>(2) 実施部門管理責任者は、実施部門の品質保証活動の実施に係る品質マネジメントシステムの具体的活動（内部監査活動を除く。）を総括する。</p> <p>(3) 監査管理責任者は、実施部門の品質保証活動の実施に係る品質マネジメントシステムの内部監査活動を総括する。</p> <p>(4) 安全室は、品質マネジメントシステム（品質保証活動を含む。）に係る事項の総合調整及び品質マネジメントシステムの総括管理に関する業務を行う。安全室長は、推進委員会を所管し、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動並びに安全文化を継続的に維持し、及び育成するための活動を推進する。</p> <p>(5) 考査・品質監査室は、品質マネジメントシステムの内部監査業務を行う。</p> <p>(6) 発電管理室は、品質マネジメントシステムに係る、<u>発電管理及び非常時の措置の総括並びに輸入廃棄物の管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(7) <u>廃止措置プロジェクト推進室は、品質マネジメントシステムに係る輸入廃棄物の検査に関する業務を行う。</u></p> <p>(8) (1)から(7)の職務の他、本店には次の職務がある。 イ. 地域共生・広報室は、品質マネジメントシステムに</p>	<p>[本文]</p> <p>十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>(5) 経営責任者等の責任</p> <p>(v) 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>a. 責任及び権限 社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>b. 品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>(a) 社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>(a-1) プロセスが確立され、実施されるとともに、その有効性が維持されているようにすること</p> <p>(a-2) 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること</p> <p>(a-3) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること</p> <p>(a-4) 関係法令を遵守すること</p> <p>c. 管理者</p> <p>(a) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>(a-1) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その有効性が維持されているようにすること</p> <p>(a-2) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること</p> <p>(a-3) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと</p> <p>(a-4) 健全な安全文化を育成し、及び維持すること</p> <p>(a-5) 関係法令を遵守すること</p> <p>(b) 管理者は、(a)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>(b-1) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認する</p>	<p>・本文十一号において、組織の責任と権限を明確化する旨記載、使用前事業者検査等の独立性について記載されており、保安規定記載はこれに整合している。</p>

東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>関係する地域住民等とのコミュニケーション活動及び安全文化育成・維持活動におけるコミュニケーション活動の総括及び推進に関する業務を行う。</p> <p>ロ. 総務室（本店）は、品質マネジメントシステムに係る能力開発、労働安全衛生管理及び文書管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>ハ. 経理・資材室は、品質マネジメントシステムに係る物品購入、工事請負及び業務委託の契約に関する業務を行う。</p> <p>ニ. 開発計画室は、品質マネジメントシステムに係る土木設備及び建築設備の設計に関する業務を行う。</p> <p>(9) 発電管理室長、考査・品質監査室長、安全室長、地域共生・広報室長、総務室長（本店）、経理・資材室長及び開発計画室長は、室員を指示・指導し、所管する業務を行う。また、室員は、室長の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(中略)</p> <p>(9) 保守総括グループは、原子炉施設の<u>施設管理</u>の総括に関する業務を行う。</p> <p>(10) 電気・制御グループは、原子炉施設のうち電気、計測制御関係設備の<u>施設管理</u>（工務・設備診断グループ及び直営電気・制御グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(11) 機械グループは、原子炉施設のうち機械関係設備の<u>施設管理</u>（工務・設備診断グループ及び直営機械グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(12) 土建運営グループは、土木建築室の運営管理に関する業務を行う。</p> <p>(13) 土木グループは、原子炉施設のうち構築物の<u>施設管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(14) 建築グループは、原子炉施設のうち建物の<u>施設管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(中略)</p>	<p>ため、業務の実施状況を監視測定すること</p> <p>(b-2) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること</p> <p>(b-3) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること</p> <p>(b-4) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に発電用原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること</p> <p>(b-5) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること</p> <p>(c) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>d. 組織の内部の情報の伝達 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p>(7) 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 (ii) 個別業務等要求事項に関するプロセス c. 組織の外部の者との情報の伝達等 組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。</p> <p>(8) 評価及び改善 (ii) 監視及び測定 d. 機器等の検査等 (e) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p> <p>(f) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独</p>	

東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(23) 品質保証グループは、品質保証活動の管理に関する業務及び品質保証室の運営管理に関する業務を行う。</p> <p>(24) 検査グループは、事業者検査及び原子力規制検査の管理に関する業務を行う。</p> <p>(25) 保安運営グループは、原子炉施設の保安運営の総括に関する業務及び運営管理室の運営管理に関する業務を行う。</p> <p>(26) プラント管理グループは、原子炉施設の運転保守計画及び管理並びに技術管理に係る事項の総括に関する業務を行う。</p> <p>(27) 各室長（以下「各室長」は技術センター長を含む。）は、第4条の定めとおり、当該室（以下「室」には技術センターを含む。）が所管するグループ業務を統括する。</p> <p>(28) 各グループのマネージャー（以下「各マネージャー」という。発電直においては、マネージャーを発電長という。以下同じ。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>(29) 各マネージャーは、グループ員（発電長のもと原子炉施設の運転操作を行う者（以下「運転員」という。）を含む。）を指示・指導し、所管する業務を行う。また、グループ員は、マネージャーの指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p> <p>[添付書類五]</p> <p>1. 組織 (中略) 第1図に示す既存の原子力関係組織にて実施する。 これらの組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43条の3の24第1項の規定に基づく東海第二発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）等で定められた業務所掌に基づき、明確な役割分担のもとで東海第二発電所の設計及び運転等に係る業務を適確に実施する。 (以下略)</p>	<p>・添付書類五に定められた業務所掌に基づき、明確な役割分担のもとで東海第二発電所の設計及び運転等に係る業務を適確に実施する旨の記載があり、保安規定の記載はこれに整合している。</p>
<p>(電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等)</p> <p>第9条の2 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、電気工作物の保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、次の各号に掲げる職務を遂行する。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 使用前事業者検査等において、あらかじめ定めた区</p>	<p>[添付書類五]</p> <p>2. 設計及び運転等に係る技術者の確保</p> <p>(1) 技術者数 (中略) 本店及び東海第二発電所の技術者の人数は、第1表に示すとおりである。</p>	<p>・添付書類五に電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者に係る記載があり、保安規定の記載はこれに整合している。</p>

東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明																													
<p>分に従って検査の指導及び監督を行う。</p>	<p>第1表 本店及び東海第二発電所の技術者の人数 平成21年7月1日現在</p> <table border="1" data-bbox="898 331 1655 812"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">技術者の 総人数</th> <th rowspan="2">技術者の うち管理 者の人数</th> <th colspan="5">技術者のうち有資格者の人数</th> </tr> <tr> <th>原子力主 任技術者 有資格者 の人数</th> <th>第一種ボイラ ー・タービン主任 技術者有資 格者の人数</th> <th>運転責任者 の基準に適 合した者の 人数</th> <th>第一種放射 線取扱主任 者有資格者 の人数</th> <th>第一種電気 主任技術者 有資格者の 人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本店</td> <td>247</td> <td>149 (149)</td> <td>27</td> <td>12</td> <td>3</td> <td>44</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>東海第二 発電所</td> <td>249</td> <td>85 (85)</td> <td>6</td> <td>11</td> <td>10</td> <td>21</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：（ ）内は、管理者のうち、技術者としての経験年数が10年以上の人数を示す。</p> <p>(2) 有資格者数 第1表に示すとおり、本店及び東海第二発電所の技術者のうち、原子炉主任技術者の有資格者が33名、第一種ボイラー・タービン主任技術者の有資格者が23名、（中略）、及び第一種電気主任技術者の有資格者が12名である。今後とも必要な教育及び訓練により技術者を確保するとともに、各種資格取得を奨励し、必要な有資格者を確保していく。</p>		技術者の 総人数	技術者の うち管理 者の人数	技術者のうち有資格者の人数					原子力主 任技術者 有資格者 の人数	第一種ボイラ ー・タービン主任 技術者有資 格者の人数	運転責任者 の基準に適 合した者の 人数	第一種放射 線取扱主任 者有資格者 の人数	第一種電気 主任技術者 有資格者の 人数	本店	247	149 (149)	27	12	3	44	8	東海第二 発電所	249	85 (85)	6	11	10	21	4	
	技術者の 総人数				技術者の うち管理 者の人数	技術者のうち有資格者の人数																									
		原子力主 任技術者 有資格者 の人数	第一種ボイラ ー・タービン主任 技術者有資 格者の人数	運転責任者 の基準に適 合した者の 人数		第一種放射 線取扱主任 者有資格者 の人数	第一種電気 主任技術者 有資格者の 人数																								
本店	247	149 (149)	27	12	3	44	8																								
東海第二 発電所	249	85 (85)	6	11	10	21	4																								
<p>(運転管理業務) 第12条の2 発電長及び各マネージャーは、運転状態に応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。 (1) 発電長、運転管理グループマネージャー及び運転支援グループマネージャーは、原子炉施設の運転に関す</p>	<p>[添付書類八] 16.3 運転管理 原子炉施設の運転管理は、保安規定に定める運転上の留意事項、運転上の制限及び異常時の措置を遵守し、原子炉施設の運転に習熟した者を確保し、機器の性能及び状態を的確に把握した上で行う。 また、運転操作は、通常時及び異常時に対応するよう作成された運転手順書に従って行い、シミュレータを活用した教育訓練により</p>	<p>・添付書類に、保安規定に定める運転上の制限及び異常時の措置を遵守し、機器の性能及び状態を的確に把握、運転員の力量確保等が記載されており、保安規定の記載</p>																													

東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>る次の業務を実施する。</p> <p>イ. 原子炉施設の運転に必要な監視項目※1を定め運用する。</p> <p>ロ. 運転操作（系統管理を含む。）に係る事項を定め運用する。</p> <p>ハ. 原子炉施設に係る警報発生時の対応内容を定め運用する。</p> <p>ニ. 原子炉施設の設備故障及び事故発生時の対応内容を定め運用する。</p> <p>(2) 発電長は、中央制御室における監視、第13条第1項及び第2項の巡視点検によって、施設の運転監視を実施し、その結果、異状があれば関係する各マネージャーに通知する。</p> <p>(3) 発電長は関係する各マネージャーの依頼に基づき運転操作（系統管理を含む。）が必要な場合は、(1)ロ.による運転操作（系統管理を含む。）を実施する。また、関係する各マネージャーは、発電長から引き渡された範囲に対して、必要な作業を行う。</p> <p>(4) 発電長及び各マネージャーは、第3節（第72条から第75条を除く。）各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するために行う原子炉施設の定期的な試験・確認等の計画を定め、実施する。なお、原子炉起動前の施設及び設備の点検については、第16条に従い実施する。</p> <p>※1：運転に必要な監視項目とは、第3節（第72条から第75条を除く。）各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するための監視項目等をいう。</p>	<p>徹底を図る。異常時の運転手順書については、安全上重要な機器が故障した場合に適切に対応できるよう具体的なものとする。さらに、関連する運転手順書間のつながりを明確化し、機器の操作時期、順序、条件等の表現を平易なものとする。</p> <p>運転手順書については、国内外の事故、故障等を反映して、充実を図る。</p>	<p>はこれに整合している。</p>
<p>(巡視点検)</p> <p>第13条 発電長は、毎日1回以上、原子炉施設（原子炉格納容器（以下「格納容器」という。）内部及び第95条（管理区域内における特別措置）第1項で定める区域を除く。）を巡視し、次の施設及び設備について点検を行う。実施においては、第107条の3第3項に定める観点を</p>	<p>[添付書類八]</p> <p>16.3 運転管理</p> <p>原子炉施設の運転管理は、保安規定に定める運転上の留意事項、運転上の制限及び異常時の措置を遵守し、原子炉施設の運転に習熟した者を確保し、機器の性能及び状態を的確に把握した上で行う。また、運転操作は、通常時及び異常時に対応するよう作成された</p>	<p>・添付書類八に、原子炉施設の運転管理は、機器の性能及び状態を的確に把握した上で行う旨が記載されており、保安規定の記載はこれに</p>

東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>含めて行う。以下、本条において同じ。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水及び排気施設</p> <p>2. 発電長は、「運転管理業務要項」の定めるところにより1ヶ月に1回以上、原子炉施設（格納容器内部及び第9.5条（管理区域内における特別措置）第1項で定める区域）の巡視を行う。ただし、特に立入が困難な区域は、巡視に替えて毎日1回以上、遠隔監視を行う。</p>	<p>運転手順書に従って行い、シミュレータを活用した教育訓練により徹底を図る。異常時の運転手順書については、安全上重要な機器が故障した場合に適切に対応できるよう具体的なものとする。さらに、関連する運転手順書間のつながりを明確化し、機器の操作時期、順序、条件等の表現を平易なものとする。</p> <p>運転手順書については、国内外の事故、故障等を反映して、充実を図る。</p>	<p>整合している。</p>
<p>(原子炉隔離時冷却系)</p> <p>第4.1条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（起動及び高温停止では、原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上）において、原子炉隔離時冷却系^{※1}は、表4.1-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉隔離時冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 運転管理グループマネージャーは、定事検停止後の原子炉起動から定期事業者検査終了までの期間において、原子炉隔離時冷却系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を発電長に通知する。</p> <p>(2) 発電長は、定事検停止後の原子炉起動前に原子炉隔離時冷却系の主要な手動弁と電動弁が原子炉の状態に応じた開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。^{※2}</p> <p>(3) 発電長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（起動及び高温停止では、原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上）において、表4.1-2に定める事項を確認する。</p> <p>3. 発電長は、原子炉隔離時冷却系が第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表4.1-3の措置を講じる。</p> <p>※1：原子炉隔離時冷却系については、原子炉起動時における試運転に係る調整を行っている場合、運転上の制限は適用しない。</p>	<p>[本文]</p> <p>五 原子炉及びその付属施設の位置、構造及び設備</p> <p>ホ 原子炉冷却系統施設の構造及び設備</p> <p>(二) その他主要な事項</p> <p>(2) 原子炉隔離時冷却系</p> <p>原子炉停止後、何らかの原因で給水が停止した場合等に原子炉水位を維持するため、原子炉隔離時冷却系を設ける。</p> <p>この系は、原子炉蒸気の一部を用いたタービン駆動ポンプにより、復水貯蔵タンクの水又はサブプレッション・プールの水を原子炉に注入する。</p> <p>ポンプ台数 1 ポンプ流量 142m³/h 以上 ポンプ全揚程 約 869m～約 186m</p> <p>[添付書類八]</p> <p>6.3 原子炉隔離時冷却系</p> <p>(中略)</p> <p>原子炉隔離時冷却系は中央制御室からの手動操作あるいは原子炉水位異常低下信号によって起動する。</p> <p>(中略)</p> <p>蒸気タービン</p> <p>形式 背圧式 台数 1 原子炉圧力 約 7.86MPa[gage]～約 1.04MPa[gage] 出力 約 541kW～約 97kW 回転数 約 4,500rpm～約 2,200rpm</p>	<p>・本文五号に、原子炉隔離時冷却系に係る運転範囲、機器仕様（台数、容量、揚程）等の記載があり、保安規定の記載は、これらに整合している。</p> <p>・添付書類八に、原子炉隔離時冷却系に係る運転範囲、機器仕様（台数、容量、揚程）等の記載があり、保安規定の記載は、これらに整合している。</p>

東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>※2：主要配管とは、原子炉隔離時冷却系に期待されている機能を達成するための水源（サプレッションプール又は復水貯蔵タンク）からポンプまでの吸込配管とポンプから原子炉压力容器までの注入配管、並びにタービン駆動用蒸気配管及び排気配管を指し、小口径配管を含まない。また、主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁と電動弁及び主要配管の満水を維持するために必要な一次弁をいう。なお、主要配管であるポンプの吸込配管及び注入配管の満水は、当該主要配管の圧力低の警報が継続的に発生していないことで確認する。</p>	<p>ポンプ 形式 多段、水平遠心式 台数 1 原子炉圧力 7.86MPa[gage]～約 1.04MPa[gage] 流量 142m³/h 以上 全揚程 約 869m～約 186m 材質 ケーシング：炭素鋼 軸：ステンレス鋼 翼：ステンレス鋼</p>	
<p>（中央制御室非常用換気空調系） 第57条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時^{*1}又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、中央制御室非常用換気空調系は、表57-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 中央制御室非常用換気空調系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 運転管理グループマネージャーは、定事検停止時に、中央制御室非常用換気空調系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を発電長に通知する。 (2) 機械グループマネージャーは、定事検停止時に、中央制御室非常用換気空調系の総合除去効率が表57-2に定める値であることを確認し、その結果を発電長に通知する。 (3) 発電長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時^{*1}又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、中央制御室非常用換気空調系ファンが起動すること及び中央制御室非常用換気空調系ダンプが動作可能であることを1ヶ月に1回確認する。 （以下略）</p>	<p>[添付書類八] 13 発電所補助系 13.2 換気系 13.2.2 中央制御室換気系 （略）中央制御室は、他の建屋の換気系とは、完全に独立した換気系をもち、通常、一部外気を取り入れる。再循環方式によって空気調節を行う。また、事故時にも必要な運転操作が汚染の可能性なく継続できるよう、外気取入口をしゃ断して、チャコールフィルタを通る閉回路循環方式としうるものである。 中央制御室換気系の主要な設計仕様を示す。 空気調和気ファン 台数 2（うち1台予備） 容量 約4万m³/h/台 フィルタ系ファン 台数 2（うち1台予備） 容量 約5,100m³/h/台 排気用ファン 台数 1 容量 約3,400m³/h/台</p>	<p>・添付書類八に、中央制御室非常用換気空調系に係る記載があり、サーベイランスの実施方法については、実条件性能確認の観点から追加し、保安規定の記載はこれらに整合している。</p>

東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(運転上の制限の確認)</p> <p>第72条 発電長、運転管理グループマネージャー、炉心・燃料グループマネージャー、放射線・化学管理グループマネージャー、電気・制御グループマネージャー、及び機械グループマネージャーは、運転上の制限を満足していることを第3節（運転上の制限）第19条（停止余裕）から第71条（原子炉モードスイッチの切替を伴う検査）の第2項（以下、各条において「この規定第2項」という。）で定める事項により確認する。</p> <p><u>なお、この確認は、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認（以下「実条件性能確認」という。）するために十分な方法（事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。）により行う。</u></p>	(設置許可記載なし)	<ul style="list-style-type: none"> 保安規定審査基準の記載「実用炉規則第92条第1項第8号イからハまで 発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等 8. サーベイランスの実施方法については、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認（以下「実条件性能確認」という。）するために十分な方法（事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。）が定められていること。」と保安規定記載は整合している。
<p>(予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合)</p> <p>第74条 各マネージャーは、予防保全を目的とした点検・保守を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置^{※1}を要求される完了時間の範囲内で実施する^{※2}。なお、運用方法については、表73の例に準拠するものとする。</p> <p>2. 各マネージャーは、予防保全を目的とした点検・保守を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置の要求される完了時間の範囲を</p>	(設置許可記載なし)	<ul style="list-style-type: none"> 保安規定審査基準の記載「実用炉規則第92条第1項第8号イからハまで 発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等 12. LCOが設定されている設備等について、予防保全を目的とした保全作業をそ

東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>超えて点検・保守を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置^{※1}を定め、原子炉主任技術者の確認を得て実施する^{※2}。</p> <p>3. 第1項及び第2項の実施については、第73条（運転上の制限を満足しない場合）第1項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。</p> <p>4. 各マネージャーは、第1項又は第2項に基づく点検・保守を行う場合、関係マネージャーと協議し実施する。</p> <p>5. 第1項及び第2項の実施にあたっては、運転上の制限外へ移行した時点時点を点検・保守に対する完了時間の起点とする。</p> <p>6. 第1項を実施する場合、各マネージャーは、運転上の制限外に移行する前に、運転上の制限外に移行した段階で要求される措置^{※3}を順次実施し、その全てが終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。</p> <p>7. 第1項又は第2項に基づき運転上の制限外に移行する場合は、第73条（運転上の制限を満足しない場合）第3項、第6項、第7項、第8項及び第9項に準拠する。</p> <p>8. 各マネージャーは、第1項の場合において要求される措置を完了時間内に実施できなかった場合、又は第2項の場合において安全措置を実施できなかった場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断する。</p> <p>9. 各マネージャーは、運転上の制限外へ移行した場合及び運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、発電長に通知する。</p> <p>10. 各マネージャーは、第2項に基づく点検・保守を実施後、運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>※1：措置を定めるにあたっては、確率論的リスク評価等を用いて、措置の有効性を検証する。</p> <p>※2：この規定第2項に基づく確認として同様の措置を実施している場合は、第1項においては要求される措置、</p>		<p>の機能が要求されている発電用原子炉の状態においてやむを得ず行う場合には、当該保全作業が限定され、原則としてAOT内に完了することとし、必要な安全措置を定め、確率論的リスク評価（PRA：Probabilistic Risk Assessment）等を用いて措置の有効性を検証することが定められていること。」と保安規定記載は整合している。</p>

東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第2項においては必要な安全措置に代えることができる。</p> <p>※3：点検・保守を実施する当該設備等に係る措置及び運転上の制限が適用されない状態へ移行する措置を除く。また、複数回の実施要求があるものについては、2回目以降の実施については除く。</p>		
第5章燃料管理		
<p>（新燃料の運搬）</p> <p>第79条 炉心・燃料グループマネージャーは、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合及び新燃料を新燃料輸送容器に収納する場合は、原子炉建屋クレーンを使用する。</p> <p>2. 炉心・燃料グループマネージャーは、管理区域内において新燃料を運搬する場合は、<u>運搬前に次の事項を確認する。</u></p> <p>(1) 車両への積付けは、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと</p> <p>(3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること※1</p> <p>3. 炉心・燃料グループマネージャーは、管理区域外において新燃料を運搬する場合は、<u>運搬前に第2項(1)から(3)に加え、次の事項を確認する。</u></p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入すること※1</p> <p>(2) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること</p> <p>(3) <u>運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること</u></p> <p>(4) <u>車両を徐行させること</u></p> <p>(5) <u>核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること</u></p> <p>4. 放射線・化学管理グループマネージャーは、第3項の運搬において、<u>運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面の放射性物質の密度（以下「表面汚染密度」という。）が法令に定める</u></p>	<p>[本文]</p> <p>五 原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備</p> <p>ニ 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備</p> <p>(イ) 核燃料物質取扱設備の構造</p> <p>核燃料物質取扱設備（燃料取扱設備）は、燃料取扱装置、原子炉建屋クレーン等で構成する。</p> <p>新燃料は、原子炉建屋内に設ける新燃料貯蔵施設から原子炉建屋クレーン等で使用済燃料プールに移し、燃料取扱装置により炉心に挿入する。</p> <p>(略)</p> <p>九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>(3) 管理区域内の管理</p> <p>(i) 管理区域については、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（以下「実用炉規則」という。）に基づき、以下の措置を講じる。</p> <p>c. 床、壁、その他人の触れるおそれのある物であって、放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度が、「線量限度等を定める告示」に定める表面密度限度を超えないようにする。</p> <p>d. 管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度が、イ、(3)、(i)、c. の表面密度限度の十分の一を超えないようにする。</p>	<p>・本文五号において、燃料取扱設備の使用、管理方法等について記載されており、保安規定の記載はこれらに整合している。</p> <p>・本文九号において、管理区域から物品を持ち出そうとする場合の措置について記載されており、保安規定の記載はこれらに整合している。</p>

東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する*1。ただし、第94条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. 放射線・化学管理グループマネージャーは、管理区域内で第94条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、<u>移動前に</u>容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6. 炉心・燃料グループマネージャーは、<u>新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するため、次の検査を実施する。</u></p> <p>(1) 外観検査 (2) 線量当量率検査 (3) 重量検査 (4) 未臨界検査 (5) 吊上検査 (6) 表面密度検査 (7) 収納物検査</p> <p>7. 炉心・燃料グループマネージャーは、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>8. <u>実用炉規則第88条第4項を適用している間は、本条は適用としない。</u></p> <p>※1：発電所構外より発電所内に搬入される場合は、発送前確認をもって代えることができる。</p>	<p>[添付書類八]</p> <p>4. 燃料の取扱設備及び貯蔵設備</p> <p>4.1 概要 燃料の貯蔵設備及び取扱設備は、新燃料貯蔵庫、使用済燃料プール（以下4.では「燃料プール」という。）使用済燃料乾式貯蔵設備（以下4.では「乾式貯蔵設備」という。）、燃料プール浄化冷却系、燃料取替機、原子炉建屋クレーン、除染設備等で構成する。 なお、使用済燃料の事業所外への搬出には、使用済燃料輸送容器（以下4.では「キャスク」という。）を使用する。 （略）</p> <p>4.3 主要設備 発電所に到着した新燃料は、受取検査後、原子炉建屋内の新燃料貯蔵庫又は燃料プールに貯蔵する。</p> <p>4.3.2 原子炉建屋クレーン 原子炉建屋クレーンは、新燃料、キャスク等の運搬に使用するとともに、原子炉遮へい体、原子炉格納容器上蓋、原子炉圧力容器上蓋、蒸気乾燥器、気水分離器等の取外し、運搬及び取付けに使用する。 また、原子炉建屋クレーンは、吊り荷の落下防止措置を行うとともに重量物を吊った状態で使用済燃料貯蔵ラック上を通過できないようインターロックを設ける。</p> <p>16. 運転保守</p> <p>16.4 燃料管理 燃料の運搬、貯蔵、検査、取替え等は、保安規定に基づき適切に管理し、あらかじめ定める燃料取替計画等に従い、所定の容器及び燃料取扱設備を使用し、燃料が臨界に達するおそれがないように必要な措置をとりながら行う。</p> <p>[添付書類九]</p> <p>3. 発電所内の区域区分</p> <p>3.2 管理区域内の管理 管理区域については、「実用炉規則」（第78条）に従って、次の措置を講ずる。</p> <p>(3) 床、壁、その他人の触れるおそれのある物であって、放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度が、経済産業省告示</p>	<p>・添付書類八において、新燃料の取扱いについて記載されており、保安規定の記載はこれらに整合している。</p> <p>・添付書類九において、管理区域から物品を持ち出そうとする場合の措置について記載されており、保安規定の記載はこれらに整合している。</p>

東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>「線量限度等を定める告示」（第5条）に定める表面密度限度を超えないようにする。</p> <p>(4) 管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度が(3)の表面密度限度の10分の1を超えないようにする。</p> <p>(略)</p>	
<p>(燃料の検査)</p> <p>第81条 炉心・燃料グループマネージャーは、<u>定期事業者検査時に、装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外観検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認するとともに、燃料の使用の可否を判断する。</u></p> <p><u>2. 第1項については、第8章の施設管理に基づき実施する。</u></p> <p>3. 炉心・燃料グループマネージャーは、第1項の検査の結果、使用済燃料貯蔵ラックに収納することが適切ではないと判断した燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じる。</p> <p>4. 炉心・燃料グループマネージャーは、第1項の検査を実施するために燃料を移動する場合は、燃料取替機を使用する。</p>	<p>[本文]</p> <p>五 原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備</p> <p>ニ 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備</p> <p>(イ) 核燃料物質取扱設備の構造</p> <p>(略)</p> <p>使用済燃料は、遮へいに必要な水深を確保した状態で、水中で燃料取扱装置により移送し、原子炉建屋内の使用済燃料プールの水中に貯蔵するか、又は使用済燃料プールの水中に7年以上貯蔵した後、使用済燃料乾式貯蔵設備に貯蔵する。</p> <p>燃料取扱装置は、燃料取扱時において燃料が臨界に達することのない設計とするとともに、燃料集合体の落下を防止する設計とする。</p> <p>なお、使用済燃料の事業所外への搬出には、使用済燃料輸送容器を使用する。</p> <p>[添付書類八]</p> <p>4. 燃料の貯蔵設備及び取扱設備</p> <p>4.1 概要</p> <p>燃料の貯蔵設備及び取扱設備は、新燃料貯蔵庫、使用済燃料プール（以下4.では「燃料プール」という。）、使用済燃料乾式貯蔵設備（以下4.では「乾式貯蔵設備」という。）、燃料プール浄化冷却系、燃料取替機、原子炉建屋クレーン、除染設備等で構成する。</p> <p>なお、使用済燃料の事業所外への搬出には、使用済燃料輸送容器（以下4.では「キャスク」という。）を使用する。</p> <p>(略)</p>	<p>・本文五号において、燃料取替機の使用や管理方法について記載されており、保安規定の記載はこれらに整合している。</p> <p>・添付書類八において、燃料取替機の使用や管理方法について記載されており、保安規定の記載はこれらに整合している。</p>

東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>4.3 主要設備 4.3.1 燃料取替機 燃料取替機は、原子炉ウェル、燃料プール及び気水分離器等貯蔵プール上を水平に移動するブリッジ及びその上を移動するトロリで構成する。 また、燃料つかみ具には二重のワイヤや種々のインターロックを設ける。 燃料取替作業による放射線業務従事者の被ばくを低減するため、燃料取替機は遠隔自動で運転できる。</p> <p>16. 運転保守 16.4 燃料管理 燃料の運搬、貯蔵、検査、取替え等は、保安規定に基づき適切に管理し、あらかじめ定める燃料取替計画等に従い、所定の容器及び燃料取扱設備を使用し、燃料が臨界に達するおそれがないように必要な措置をとりながら行う。</p>	
<p>(燃料の取替実施計画) 第82条 炉心・燃料グループマネージャーは、原子炉運転のための燃料配置を変更する場合は、燃料を装荷するまでに取替炉心の配置及び燃料配置を変更する体制を燃料取替実施計画に定め、第3項に定める確認の結果を含めて、原子炉主任技術者の確認を得た上で所長の承認を得る。 2. 発電管理室長は、取替炉心ごとに原子炉の運転履歴及び燃料配置等の変更によって生じる炉心特性の変化を考慮し、原子炉設置（変更）許可申請書に基づき設定する制限値（燃料の熱・機械設計、核設計、熱水力設計、安定性及び安全評価の解析入力値又は制限値に基づき設定）を満足することを確認するため、次の事項を実施する。 (1) 第1項の燃料取替実施計画を定める前に、燃料を装荷した後の原子炉起動から次回定期事業者検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を所定の出力で運転できるように設定した取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行い、その評価結果を所長へ通知する。評価には、妥当性を確認した計算コードを用いることとし、妥当性</p>	<p>[本文] 五 原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 ハ 原子炉本体の構造及び設備 (1) 炉心 (3) 主要な核的制限値 原子炉を安全かつ安定に制御することを目的として、次のような核的制限値を設定する。 a. 反応度停止余裕 最大反応度値を有する制御棒が1本未挿入の状態であっても、他の制御棒によって常に炉心を臨界未満にできる能力を持つ設計とする。 b. 制御棒の最大反応度値 臨界近接時の制御棒の最大反応度値は0.015Δk以下（9×9燃料が装荷されるまでのサイクル）又は0.013Δk以下（9×9燃料が装荷されたサイクル以降）とする。 c. 減速材ボイド係数及びドップラ係数 減速材ボイド係数及びドップラ係数は、負となるように設計する。 (4) 主要な熱的制限値 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に、安全保護系の作動等とあいまって、燃料被覆管の過熱及び過度の歪を生じさせないことを目的として、次のような通常運転時の熱的制限値を設定する。</p>	<p>・本文五号において、燃料の設計について記載されており、保安規定の記載はこれらに整合している。</p>

東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>を確認する体制をあらかじめ定める。</p> <p>a) 反応度停止余裕 b) 最小限界出力比 c) 最大線出力密度 d) 燃料集合体最高燃焼度 e) 燃料の出力履歴 f) 核熱水力安定性（チャンネル水力学的安全性、炉心安定性及び領域安定性） g) 減速材ボイド係数 h) スクラム反応度曲線 i) 制御棒の最大反応度値^{*1} j) ほう酸水注入時の実効増倍率</p> <p>※1：制御棒の最大反応度値は、制御棒グループの設定等によって燃料配置や炉心状態によらず基準を満足する手順を作成することが可能である。よって、取替炉心の安全性評価項目ではあるが燃料取替基本計画を定める前ではなく、制御棒操作手順作成時に確認を行う。</p> <p>3. 所長は、前項の通知を受け、その評価結果が制限値を満足していることの確認を炉心・燃料グループマネージャーに指示する。炉心・燃料グループマネージャーは、所長の指示に基づき、その評価結果が制限値を満足していることを確認する。</p> <p>4. 燃料を装荷した後に第2項の評価に用いた期間を延長する場合には、あらかじめ発電管理室長は、その延長する期間も含め第2項に定める評価を行い、その評価結果を所長へ通知する。所長は、その評価結果が制限値を満足していることの確認を炉心・燃料グループマネージャーに指示する。炉心・燃料グループマネージャーは、所長の指示に基づき、その評価結果が制限値を満足していることの確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第2項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。</p>	<p>a. 最小限界出力比 (b) 9×9燃料が装荷されたサイクル以降 i) サイクル初期から、サイクル末期よりさかのぼって炉心平均燃焼度で2,000MWd/t手前までの期間 高燃焼度8×8燃料 1.24 9×9燃料（A型） 1.24 9×9燃料（B型） 1.23 ii) 上記i)以外の期間 高燃焼度8×8燃料 1.32 9×9燃料（A型） 1.35 9×9燃料（B型）のみが装荷されている場合 1.27 9×9燃料（B型）のみが装荷されている場合以外 1.33</p> <p>b. 燃料棒最大線出力密度 44.0kW/m</p> <p>(u) 燃料体 (5) 最高燃焼度 燃料集合体最高燃焼度 8×8燃料 35,000MWd/t 新型8×8燃料 40,000MWd/t 高燃焼度8×8燃料 50,000MWd/t 9×9燃料 55,000MWd/t</p> <p>十 発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項 イ 運転時の異常な過渡変化 事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果 (2) 解析条件 a. 炉心内の反応度又は出力分布の異常な変化 (a) 原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き 原子炉の起動時に運転員の誤操作により制御棒が連続的に引き抜かれ、原子炉出力が上昇する事象を想定する。 b) 引抜制御棒値は、制御棒値ミニマイザで許容される最大反応度値である0.013Δkとする。 【上記他、事象ごとに解析入力値を記載している。】</p>	<p>・本文十号において、解析入力値について記載されており、保安規定の記載はこれらに整合している。</p>

東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>[添付書類八]</p> <p>3. 原子炉及び炉心</p> <p>3.2 燃料</p> <p>3.2.4 機械設計</p> <p>(4) 応力解析</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>本解析においては、燃料が寿命中に経験する出力を十分包絡する出力履歴を設計用出力履歴として設定した上で、燃料棒寸法、内圧、冷却材圧力等の統計的分布を考慮し、統計的評価を行う。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>3.2.6 燃料の使用実績</p> <p>(2) 発電用原子炉燃料</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>燃料の熱的制限値及び損傷限界値は、これらの燃料の使用実績及び開発試験結果に基づいて定めたものである。9×9燃料の主な設計パラメータは、次のとおりである。</p> <p>(a) 最大線出力密度 44.0kW/m</p> <p>(b) 燃料集合体最高燃焼度 55,000MWd/t</p> <p>14. 核熱設計及び動特性</p> <p>14.2 核設計</p> <p>14.2.2 設計方針</p> <p>(3) 具体的設計方針</p> <p>具体的には、上記(1)、(2)を踏まえ、次のことを考慮した設計とする。</p> <p>a. 反応度係数</p> <p>減速材ボイド係数とドップラ係数とにより決まる反応度係数（出力反応度係数）は、常に負であり、常に以下の条件を満たすこと。ただし、この値に特定の制限値をおいて設計を行うというよりは、むしろ炉心特性と関連して、その値の妥当性を評価する。</p> <p>(a) 減速材ボイド係数は、負であること。</p> <p>(b) ドップラ係数は、負で、十分な反応度フィードバック特性を有するものであること。</p> <p>(c) 減速材温度係数は、現在の設計の範囲内では、問題となるほどの値ではなく、特に制限しない。</p> <p>b. キセノンの空間振動</p>	<p>・添付書類八において、燃料の設計について記載されており、保安規定の記載はこれらに整合している。</p>

東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明						
	<p>出力反応度係数は、キセノンの空間振動を十分減衰できる大きさであること。</p> <p>c. 制御棒の最大反応度値及び反応度添加率 制御棒の最大反応度値及び反応度添加率に関して、以下の制限を適用する。</p> <p>(a) 運転制御棒パターン及び制御棒引抜シーケンスの選定に当たっては、各制御棒の分担する反応度を制御棒価値ミニマイザで許容される最大価値である0.013Δk以下とするように制限し、制御棒落下により原子炉冷却材圧力バウンダリを破損せず、また、炉心冷却を損なうような炉心、炉心支持構造物及び圧力容器内部構造物の破壊を生じないようにすること。</p> <p>(b) 制御棒引抜速度は、9.1cm/s以下とすること。</p> <p>(c) 制御棒ノッチ長さは、前述の引抜速度で制御棒を1ノッチ動かしたときの原子炉周期が、運転員が安全に原子炉を制御できるものであるよう設計すること。</p> <p>d. ほう酸水注入系の停止能力 ほう酸水注入系は、高温待機状態及び高温運転状態から炉心を臨界未満にでき、キセノン崩壊及び冷却材温度変化による反応度添加を補償しつつ、温度20℃で未臨界状態を達成し、かつ、維持できること。</p> <p>e. 制御棒による原子炉の停止余裕 14.2.2(1)e.の基準を満足するよう、制御棒及び燃料集合体の可燃性中性子吸収物質の濃度等の設計を行うこと。</p> <p>f. 出力分布の制御 出力分布は、以下の通常運転時の熱的制限値を満足するように制御すること。 燃料棒最大線出力密度（以下14.では「最大線出力密度」という。） <div style="text-align: right;">44.0kW/m</div> 最小限界出力比（以下14.では「MCPR」という。） i) サイクル初期から、サイクル末期よりさかのぼって炉心平均燃焼度で2,000MWd/t手前までの期間 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>高燃焼度8×8燃料</td> <td style="text-align: right;">1.24</td> </tr> <tr> <td>9×9燃料（A型）</td> <td style="text-align: right;">1.24</td> </tr> <tr> <td>9×9燃料（B型）</td> <td style="text-align: right;">1.23</td> </tr> </table> </p>	高燃焼度8×8燃料	1.24	9×9燃料（A型）	1.24	9×9燃料（B型）	1.23	
高燃焼度8×8燃料	1.24							
9×9燃料（A型）	1.24							
9×9燃料（B型）	1.23							

東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>ii) 上記 i) 以外の期間</p> <p>高燃焼度 8 × 8 燃料 1. 32</p> <p>9 × 9 燃料 (A型) 1. 35</p> <p>9 × 9 燃料 (B型)</p> <p>9 × 9 燃料 (B型) のみが装荷されている場合 1. 27</p> <p>9 × 9 燃料 (B型) のみが装荷されている場合以外 1. 33</p> <p>g. 炉心寿命 炉心寿命は、定格出力運転を前提とし、燃料取替間隔及びその間の設備利用率により決定すること。</p> <p>h. 反応度制御系の機能 制御棒位置及び再循環流量を調整することにより、原子炉の反応度変化を調整し、原子炉を所要の運転状態に維持できること。</p> <p>14.3 熱水力設計</p> <p>14.3.2 設計方針</p> <p>(1) 安全上の設計方針 原子炉安全上の見地から、次のことを考慮した設計とする。</p> <p>a. 原子炉の熱水力設計上の過渡特性 炉心は、それに関連する原子炉冷却系、原子炉停止系、計測制御系及び安全保護系の機能とあいまって、添付書類十の「2. 運転時の異常な過渡変化の解析」に記載する運転時の異常な過渡変化時においては「14.3.3 熱水力設計上の燃料の許容設計限界」に定義する熱水力設計上の燃料の許容設計限界を超えないこと。</p> <p>b. 原子炉の出力振動制御特性 出力振動が生じてもそれを容易に抑制できること。 なお、本設計方針に対する詳細については、「14.4 動特性」において記載する。</p> <p>(2) 運転上の設計方針 原子炉運転上の見地から、次のことを考慮した設計とする。</p> <p>a. 原子炉の運転性能 炉心は、通常運転時において「14.3.4 通常運転時の熱的制限値」に定義する通常運転時の熱的制限値を超えることなく運</p>	

東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明																		
	<p>転でき、また出力調整ができること。</p> <p>14.4 動特性</p> <p>14.4.2 安定性の定義及び設計方針</p> <p>14.4.2.2 設計方針</p> <p>炉心及びそれに関連する系統は、プラント運転中に予期されるあらゆる運転状態に対し燃料の許容設計限界を超える状態に至らないよう十分な減衰特性を有し、これ以外の運転状態において出力振動が生じてもそれを監視し制御し得る設計とする。</p> <p>減衰特性は、次の基準を満たす設計とする。</p> <p>(1) 限界基準</p> <p>プラント運転中に予期されるあらゆる運転状態に対して、次の限界基準を満たす設計とする。</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>チャンネル水力的安定性</td> <td>$X_2/X_0 < 1: \zeta_n > 0$</td> </tr> <tr> <td>炉心安定性</td> <td>$X_2/X_0 < 1: \zeta_n > 0$</td> </tr> <tr> <td>領域安定性</td> <td>$X_2/X_0 < 1: \zeta_n > 0$</td> </tr> </table> <p>[添付書類十]</p> <p>2. 運転時の異常な過渡変化の解析</p> <p>2.2 解析方法及び解析条件</p> <p>2.2.2 解析条件</p> <p>(1) 原子炉の初期条件については、特に断らない限り以下のとおりとする。原子炉熱出力は3,440MW（定格出力の約105%）、炉心流量は$41.1 \times 10^3 \text{ t/h}$（定格流量の85%）を仮定した。これは、圧力上昇率等を有意に厳しく見積るために行った仮定であり、燃料の局所出力を約105%にとることを意味しない。すなわち、表面熱流束の解析結果は初期原子炉熱出力を約105%とした時の値であり、局所の表面熱流束は、解析結果を約1.05で除した値である。</p> <p>また、MCPRについては以下を仮定している。</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td colspan="2">サイクル早期炉心用スクラム反応度曲線を用いた場合</td> </tr> <tr> <td>高燃焼度8×8燃料</td> <td>1.24</td> </tr> <tr> <td>9×9燃料（A型）</td> <td>1.24</td> </tr> <tr> <td>9×9燃料（B型）</td> <td>1.23</td> </tr> <tr> <td colspan="2">サイクル末期炉心用スクラム反応度曲線を用いた場合</td> </tr> <tr> <td>高燃焼度8×8燃料</td> <td>1.32</td> </tr> </table>	チャンネル水力的安定性	$X_2/X_0 < 1: \zeta_n > 0$	炉心安定性	$X_2/X_0 < 1: \zeta_n > 0$	領域安定性	$X_2/X_0 < 1: \zeta_n > 0$	サイクル早期炉心用スクラム反応度曲線を用いた場合		高燃焼度8×8燃料	1.24	9×9燃料（A型）	1.24	9×9燃料（B型）	1.23	サイクル末期炉心用スクラム反応度曲線を用いた場合		高燃焼度8×8燃料	1.32	<p>・添付書類十において、解析入力値について記載されており、保安規定の記載はこれらに整合している。</p>
チャンネル水力的安定性	$X_2/X_0 < 1: \zeta_n > 0$																			
炉心安定性	$X_2/X_0 < 1: \zeta_n > 0$																			
領域安定性	$X_2/X_0 < 1: \zeta_n > 0$																			
サイクル早期炉心用スクラム反応度曲線を用いた場合																				
高燃焼度8×8燃料	1.24																			
9×9燃料（A型）	1.24																			
9×9燃料（B型）	1.23																			
サイクル末期炉心用スクラム反応度曲線を用いた場合																				
高燃焼度8×8燃料	1.32																			

東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明																
	<p>9×9燃料（A型） 1.35 9×9燃料（B型） （9×9燃料（B型）のみが装荷されている場合） 1.27 （9×9燃料（B型）のみが装荷されていない場合以外） 1.33 燃料棒最大線出力密度（以下「最大線出力密度」という。） は44.0kW/mを仮定している。</p> <p>(4) その他の解析条件 安全保護系の設定点等，解析に用いる主な条件を以下に示す。</p> <table border="1" data-bbox="920 501 1742 1362"> <thead> <tr> <th data-bbox="920 501 1332 528">項目</th> <th data-bbox="1332 501 1742 528">数値等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="920 528 1332 582">(1) 初期運転条件（定格出力の約105%の場合）</td> <td data-bbox="1332 528 1742 582"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="920 582 1332 767">b. 最大熱流束</td> <td data-bbox="1332 582 1742 767"> 高燃焼度8×8燃料 1,140kW/m² [44.0kW/m] 9×9燃料（A型） 1,250kW/m² [44.0kW/m] 9×9燃料（B型） 1,270kW/m² [44.0kW/m] </td> </tr> <tr> <td data-bbox="920 767 1332 1166">c. MCPR</td> <td data-bbox="1332 767 1742 1166"> サイクル早期炉心用スクラム反応度曲線を用いる場合 高燃焼度8×8燃料 1.24 9×9燃料（A型） 1.24 9×9燃料（B型） 1.23 サイクル末期炉心用スクラム反応度曲線を用いる場合 高燃焼度8×8燃料 1.32 9×9燃料（A型） 1.35 9×9燃料（B型） （9×9燃料（B型）のみが装荷されている場合） 1.27 （9×9燃料（B型）のみが装荷されていない場合以外） 1.33 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="920 1166 1332 1198">(3) その他</td> <td data-bbox="1332 1166 1742 1198"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="920 1198 1332 1252">f. サイクル早期炉心用スクラム反応度曲線</td> <td data-bbox="1332 1198 1742 1252">添付書類八の第14.2-6図(その5A), (その5B)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="920 1252 1332 1307">g. サイクル末期炉心用スクラム反応度曲線</td> <td data-bbox="1332 1252 1742 1307">添付書類八の第14.2-7図(その5A), (その5B)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="920 1307 1332 1362">i. 減速材ポイド係数</td> <td data-bbox="1332 1307 1742 1362">添付書類八の第14.2-5図(その5A), (その5B)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	数値等	(1) 初期運転条件（定格出力の約105%の場合）		b. 最大熱流束	高燃焼度8×8燃料 1,140kW/m ² [44.0kW/m] 9×9燃料（A型） 1,250kW/m ² [44.0kW/m] 9×9燃料（B型） 1,270kW/m ² [44.0kW/m]	c. MCPR	サイクル早期炉心用スクラム反応度曲線を用いる場合 高燃焼度8×8燃料 1.24 9×9燃料（A型） 1.24 9×9燃料（B型） 1.23 サイクル末期炉心用スクラム反応度曲線を用いる場合 高燃焼度8×8燃料 1.32 9×9燃料（A型） 1.35 9×9燃料（B型） （9×9燃料（B型）のみが装荷されている場合） 1.27 （9×9燃料（B型）のみが装荷されていない場合以外） 1.33	(3) その他		f. サイクル早期炉心用スクラム反応度曲線	添付書類八の第14.2-6図(その5A), (その5B)	g. サイクル末期炉心用スクラム反応度曲線	添付書類八の第14.2-7図(その5A), (その5B)	i. 減速材ポイド係数	添付書類八の第14.2-5図(その5A), (その5B)	
項目	数値等																	
(1) 初期運転条件（定格出力の約105%の場合）																		
b. 最大熱流束	高燃焼度8×8燃料 1,140kW/m ² [44.0kW/m] 9×9燃料（A型） 1,250kW/m ² [44.0kW/m] 9×9燃料（B型） 1,270kW/m ² [44.0kW/m]																	
c. MCPR	サイクル早期炉心用スクラム反応度曲線を用いる場合 高燃焼度8×8燃料 1.24 9×9燃料（A型） 1.24 9×9燃料（B型） 1.23 サイクル末期炉心用スクラム反応度曲線を用いる場合 高燃焼度8×8燃料 1.32 9×9燃料（A型） 1.35 9×9燃料（B型） （9×9燃料（B型）のみが装荷されている場合） 1.27 （9×9燃料（B型）のみが装荷されていない場合以外） 1.33																	
(3) その他																		
f. サイクル早期炉心用スクラム反応度曲線	添付書類八の第14.2-6図(その5A), (その5B)																	
g. サイクル末期炉心用スクラム反応度曲線	添付書類八の第14.2-7図(その5A), (その5B)																	
i. 減速材ポイド係数	添付書類八の第14.2-5図(その5A), (その5B)																	

東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>2.3 過渡解析 2.3.1 炉心内の反応度又は出力分布の異常な変化 2.3.1.1 原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き (4) 解析条件及び解析結果 a. 解析条件 (b) 引抜制御棒価値は、制御棒価値ミニマイザで許容される反応度価値である 0.013 Δk とする。 (略) 【上記他、事象ごとに解析入力値を記載している。】</p>	
<p>(使用済燃料の貯蔵) 第85条 炉心・燃料グループマネージャーは、<u>発電所内において、使用済燃料（以下、照射された燃料を含む。）を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</u> (1) 使用済燃料プール又は使用済燃料乾式貯蔵容器※¹に収納した状態で使用済燃料乾式貯蔵建屋（以下「使用済燃料貯蔵施設」という。）に貯蔵すること (2) 使用済燃料貯蔵施設の目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること (3) 使用済燃料プールにおいては燃料取替機を使用すること (4) 使用済燃料プール及び使用済燃料乾式貯蔵容器において燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること <u>(5) 使用済燃料貯蔵ラックに収納することが適切ではないと判断した使用済燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じること</u> 2. 発電長は、使用済燃料乾式貯蔵容器の密封性能及び使用済燃料乾式貯蔵建屋の除熱性能が保持されていることを監視するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じること。</p> <p>※1：使用済燃料乾式貯蔵容器には、運転中のデータ等により健全であることを確認した使用済燃料を貯蔵する。</p>	<p>[本文] 五 原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 ニ 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備 (イ) 核燃料物質取扱設備の構造 核燃料物質取扱設備（燃料取扱設備）は、燃料取扱装置、原子炉建屋クレーン等で構成する。 (略) 使用済燃料は、遮へいに必要な水深を確保した状態で、水中で燃料取扱装置により移送し、原子炉建屋内の使用済燃料プールの水中に貯蔵するか、又は使用済燃料プールの水中に7年以上貯蔵した後、使用済燃料乾式貯蔵設備に貯蔵する。 (略) (ロ) 核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力 (2) 使用済燃料貯蔵施設 a 使用済燃料プール (a) 構造 使用済燃料プールは、使用済燃料及び新燃料を水中の貯蔵ラックに入れて貯蔵する鉄筋コンクリート造、ステンレス鋼内張りの水槽であり、原子炉建屋内に設ける。 使用済燃料プールは、使用済燃料プールの上部に十分な水深を確保する設計とする。 使用済燃料プールは、想定されるいかなる状態においても燃料が臨界に達することのない設計とする。 (b) 貯蔵能力 全炉心燃料の約290%相当分</p>	<p>・本文五号において、燃料取扱設備で燃料を扱うこと、臨界に達しない措置について記載されており、保安規定の記載はこれらに整合している。</p>

東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>[添付書類八]</p> <p>4. 燃料の貯蔵設備及び取扱設備</p> <p>4.1 概要</p> <p>燃料の貯蔵設備及び取扱設備は、新燃料貯蔵庫、使用済燃料プール（以下4.では「燃料プール」という。）、使用済燃料乾式貯蔵設備（以下4.では「乾式貯蔵設備」という。）、燃料プール浄化冷却系、燃料取替機、原子炉建屋クレーン、除染設備等で構成する。</p> <p>なお、使用済燃料の事業所外への搬出には、使用済燃料輸送容器（以下4.では「キャスク」という。）を使用する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>4.3.4 使用済燃料プール</p> <p>燃料プールは、原子炉建屋内にあって、全炉心燃料の約290%相当分の燃料の貯蔵が可能であり、さらに放射化された機器等の貯蔵及び取扱ができるスペースをもたせる。壁の厚さは遮へいを考慮して十分とり、内面はステンレス鋼でライニングし、漏えいを防止する。燃料プールの水深は約11.5mである。</p> <p>なお、燃料プールは通常運転中、全炉心の燃料を貯蔵できる容量を確保する。</p> <p>使用済燃料貯蔵ラックは、中性子吸収材であるほう素を添加したステンレス鋼を使用するとともに適切な燃料間距離をとることにより、燃料を貯蔵容量最大で貯蔵し、かつ燃料プール水温及び使用済燃料貯蔵ラック内燃料貯蔵位置等について、想定されるいかなる場合でも実効増倍率を0.95以下に保ち、貯蔵燃料の臨界を防止する。</p> <p>燃料プール水の漏えいを防止するため、燃料プールには排水口を設けない。万一の燃料プール水の漏えい、又は崩壊熱の除去能力の喪失に至る状態を監視するため、漏えい検知装置、水位警報装置及び燃料プール水温度検出器を設ける。</p> <p>また、燃料プール水の補給に復水貯蔵タンク水が使用できない場合には、残留熱除去系を用いてサブプレッションプールのプール水を補給する。</p> <p>キャスクピットは、燃料プールの横に別個に設け、万一のキャスク等の落下事故の場合にも、燃料プールの機能を喪失しないようにする。</p> <p>なお、新燃料を燃料プールに貯蔵することもある。</p> <p>16. 運転保守</p> <p>16.4 燃料管理</p> <p>燃料の運搬、貯蔵、検査、取替え等は、保安規定に基づき適切に管</p>	<p>・添付書類八において、燃料取扱設備で燃料を取り扱うこと、臨界に達しない措置、必要に応じて所定の容器に入れて貯蔵することについて記載されており、保安規定の記載はこれに整合している。</p>

東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	理し、あらかじめ定める燃料取替計画等に従い、所定の容器及び燃料取扱設備を使用し、燃料が臨界に達するおそれがないように必要な措置をとりながら行う。	
<p>（使用済燃料の運搬）</p> <p>第8条 炉心・燃料グループマネージャーは、使用済燃料輸送容器又は使用済燃料乾式貯蔵容器（以下、本条において「容器」という。）から使用済燃料を取り出す場合は、使用済燃料プールにおいて燃料取替機を使用する。</p> <p>2. 炉心・燃料グループマネージャーは、発電所内において使用済燃料を運搬する場合は、<u>運搬前に次の事項を確認し</u>、使用済燃料プールにおいて容器に収納する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器を使用すること</p> <p>(2) 燃料取替機を使用すること</p> <p>(3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること</p> <p>(4) 収納する使用済燃料のタイプ及び冷却期間が、容器の収納条件に適合していること</p> <p>3. 炉心・燃料グループマネージャーは、発電所内において使用済燃料を収納した容器を管理区域外に運搬する場合は、<u>運搬前に次の事項を確認する。ただし、管理区域内で運搬する場合には、(3)から(6)の適用を除く。</u></p> <p>(1) 容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと</p> <p>(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること</p> <p>(4) 車両を徐行させること</p> <p>(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること</p> <p>(6) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること</p> <p>4. 放射線・化学管理グループマネージャーは、<u>使用済燃料を収納した容器を管理区域外において運搬する場合は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えてい</u></p>	<p>[本文]</p> <p>五 原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備</p> <p>ニ 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備</p> <p>(イ) 核燃料物質取扱設備の構造</p> <p>核燃料物質取扱設備（燃料取扱設備）は、燃料取扱装置、原子炉建屋クレーン等で構成する。</p> <p>(略)</p> <p>燃料取扱装置は、燃料取扱時において燃料が臨界に達することのない設計とするとともに、燃料集合体等の落下を防止する設計とする。</p> <p>なお、使用済燃料の事業所外への搬出には、使用済燃料輸送容器を使用する。</p> <p>九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>(3) 管理区域内の管理</p> <p>(i) 管理区域については、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（以下「実用炉規則」という。）に基づき、以下の措置を講じる。</p> <p>c. 床、壁、その他人の触れるおそれのある物であって、放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度が、「線量限度等を定める告示」に定める表面密度限度を超えないようにする。</p> <p>d. 管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度が、イ、(3)、(i)、c. の表面密度限度の十分の一を超えないようにする。</p>	<p>・本文五号において、使用済燃料の運搬について記載されており、保安規定の記載はこれらに整合している。</p> <p>・本文九号において、管理区域から物品を持ち出そうとする場合の措置について記載されており、保安規定の記載はこれらに整合している。</p>

東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>ないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第94条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. 放射線・化学管理グループマネージャーは、管理区域内で第94条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した容器を移動する場合は、<u>移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</u></p> <p>6. 炉心・燃料グループマネージャーは、<u>使用済燃料を収納した容器を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するための措置を講じ、検査を実施するグループマネージャー※1は当該措置が講じられていることを確認するため、次の検査を実施する。</u></p> <p>(1) 外観検査 (2) 気密漏えい検査 (3) 圧力測定検査 (4) 線量当量率検査 (5) 未臨界検査 (6) 温度測定検査 (7) 吊上検査 (8) 重量検査 (9) 収納物検査 (10) 表面密度検査</p> <p>7. 炉心・燃料グループマネージャーは、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>8. <u>実用炉規則第88条第4項を適用している間は、本条は適用とならない。</u></p> <p>※1：<u>検査を実施するグループマネージャーは、検査の独立性を確保するため、第4条に定める保安に関する組織のうち、使用済燃料の運搬を実施する組織とは別の組織の者とする。</u></p>	<p>[添付書類八]</p> <p>4. 燃料の貯蔵設備及び取扱設備</p> <p>4.1 概要 燃料の貯蔵設備及び取扱設備は、新燃料貯蔵庫、使用済燃料プール（以下4.では「燃料プール」という。）、使用済燃料乾式貯蔵設備（以下4.では「乾式貯蔵設備」という。）、燃料プール浄化冷却系、燃料取替機、原子炉建屋クレーン、除染設備等で構成する。 なお、使用済燃料の事業所外への搬出には、使用済燃料輸送容器（以下4.では「キャスク」という。）を使用する。 (略)</p> <p>4.3.1 燃料取替機 燃料取替機は、原子炉ウェル、燃料プール及び気水分離器等貯蔵プール上を水平に移動するブリッジ及びその上を移動するトロリで構成する。 また、燃料つかみ具には二重のワイヤや種々のインターロックを設ける。 燃料取替作業による放射線業務従事者の被ばくを低減するため、燃料取替機は遠隔自動で運転できる。</p> <p>16. 運転保守</p> <p>16.4 燃料管理 燃料の運搬、貯蔵、検査、取替え等は、保安規定に基づき適切に管理し、あらかじめ定める燃料取替計画等に従い、所定の容器及び燃料取扱設備を使用し、燃料が臨界に達するおそれがないように必要な措置をとりながら行う。</p> <p>[添付書類九]</p> <p>3. 発電所内の区域区分</p> <p>3.2 管理区域内の管理 管理区域については、「実用炉規則」（第78条）に従って、次の措置を講ずる。 (3) 床、壁、その他人の触れるおそれのある物であって、放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度が、経済産業省告示「線量限度等を定める告示」（第5条）</p>	<p>・添付書類八において、使用済燃料の運搬について記載されており、保安規定の記載はこれらに整合している。</p> <p>・添付書類九において、管理区域から物品を持ち出そうとする場合の措置について記載されており、保安規定の記載はこれらに整合している。</p>

東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>に定める表面密度限度を超えないようにする。</p> <p>(4) 管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度が(3)の表面密度限度の10分の1を超えないようにする。</p>	
<p>(放射性廃棄物管理に係る基本方針)</p> <p><u>第87条 発電所における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</u></p>	<p>[本文]</p> <p>九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>(1) 放射線防護に関する基本方針・具体的方法</p> <p>放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）及び「労働安全衛生法」を遵守し、本発電所に起因する放射線被ばくから周辺監視区域外の公衆並びに放射線業務従事者及び一時立入者（以下「放射線業務従事者等」という。）を防護するため十分な放射線防護対策を講じる。</p> <p>さらに、発電所周辺の一般公衆に対する線量については、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」（以下「線量目標値に関する指針」という。）に基づき、合理的に達成できる限り低くすることとする。</p> <p>具体的方法については、以下のとおりとする。</p> <p>(i) 本発電所に係る放射線被ばくを合理的に達成できる限り低減する方針で、遮蔽設備、換気空調設備、放射線管理設備及び放射性廃棄物廃棄施設を設計し、運用する。</p> <p>(中略)</p> <p>(6) 放射性廃棄物の放出管理</p> <p>気体及び液体廃棄物の放出に当たっては、周辺監視区域外の空气中及び水中の放射性物質の濃度が「線量限度等を定める告示」に定める値を超えないように厳重な管理を行う。</p> <p>(以下略)</p> <p>[添付書類八]</p> <p>16. 運転保守</p>	<p>・本文九号に、発電所周辺の公衆線量について、法令に定める限度以下であり、かつ、合理的に達成できる限り低減する旨の記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。</p> <p>・添付書類八に、発電所周辺の公衆線量について、</p>

東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>16.5 放射性廃棄物管理</p> <p>放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物を発電所外に放出する場合は、法令に定められた濃度限度等の制限値を遵守することはもちろん、発電所周辺の公衆の線量を合理的に達成できる限り低減するよう適切な放出管理を行う。</p> <p>放射性固体廃棄物を発電所内に貯蔵又は貯蔵保管する場合は、所定の貯蔵設備において適切に管理する。</p> <p>[添付書類九]</p> <p>1. 放射線防護に関する基本方針</p> <p>1.1 基本的考え方 (中略)</p> <p>さらに、発電所周辺の一般公衆の受ける線量については、「線量目標値に関する指針」に基づき、合理的に達成できる限り低くすることとする。 (中略)</p> <p>1.2 具体的方法</p> <p>(1) 本発電所に係る放射線被ばくを合理的に達成できる限り低減する方針で、遮蔽設備、換気空調設備、放射線管理設備及び放射性廃棄物廃棄施設を設計し、運用する。 (中略)</p> <p>6. 発電所内外の放射線監視</p> <p>6.3 放射性廃棄物の放出管理</p> <p>発電所外に放出される気体及び液体廃棄物は、次に述べるように厳重に管理を行い、周辺監視区域外の空气中及び水中の放射性物質の濃度が経済産業省告示「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」(第9条)に定める値を超えないようにする。 (以下略)</p>	<p>法令に定める限度以下であり、かつ、合理的に達成できる限り低減する旨の記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。</p> <p>・添付書類九に、発電所周辺の公衆線量について、法令に定める限度以下であり、かつ、合理的に達成できる限り低減する旨の記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。</p>
<p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第88条 各マネージャーは、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵^{*1}又は保管する。 (中略)</p>	<p>[本文]</p> <p>五 原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備</p> <p>ト 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備</p> <p>(ハ) 固体廃棄物の廃棄設備</p> <p>(1) 構造</p>	<p>・本文五号に、固体廃棄物の種類、処理方法等の記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。</p>

東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文 (変更後)	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>6. 各マネージャーは、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>(5) <u>運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること</u></p> <p>(6) <u>車両を徐行させること</u></p> <p>(7) <u>核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること</u></p> <p>(中略)</p> <p>10. 放射線・化学管理グループマネージャーは、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) <u>埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</u></p> <p>(2) <u>発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</u></p> <p>(3) <u>放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</u></p> <p>11. 放射線・化学管理グループマネージャーは、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>12. 放射線・化学管理グループマネージャーは、第11項の運搬において、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) <u>法令に適合する容器に封入されていること</u></p> <p>(2) <u>法令に定める書類及び物品以外のものが収納されていないこと</u></p> <p>13. 放射線・化学管理グループマネージャーは、第11項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第94条(管理区域内における区域区分)第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度</p>	<p>固体廃棄物の廃棄設備(固体廃棄物処理系)は、廃棄物の種類に応じて処理又は貯蔵保管するため、濃縮廃液貯蔵タンク、使用済粉末樹脂貯蔵タンク、使用済樹脂貯蔵タンク、クラッドスラリタンク、廃液スラッジ貯蔵タンク、床ドレンスラッジ貯蔵タンク、固化装置(セメント固化式)、減容固化設備、減容固化体貯蔵室、セメント混練固化装置、減容装置、雑固体廃棄物焼却設備、雑固体減容処理設備、サイトバンカプール、固体廃棄物貯蔵庫、給水加熱器保管庫、固体廃棄物作業建屋等で構成する。</p> <p>濃縮廃液は、濃縮廃液貯蔵タンクで放射能を減衰させた後、固化装置(セメント固化式)で固化材(セメント)と混合してドラム缶内に固化し貯蔵保管する。あるいは、放射能を減衰させた後、減容固化設備で乾燥・造粒固化後、容器に詰めて減容固化体貯蔵室に貯蔵するか、貯蔵した後、セメント混練固化装置でドラム缶内に固化材(セメント)と混練して固化し貯蔵保管する。</p> <p>(中略)</p> <p>上記濃縮廃液等を詰めたドラム缶等は、所要の遮へい設計を行った発電所内の固体廃棄物貯蔵庫又は固体廃棄物作業建屋の廃棄体搬出作業エリアに貯蔵保管する。また、必要に応じて、固体廃棄物を廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄する。</p> <p>(以下略)</p> <p>[添付書類八]</p> <p>10 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>10.3 固体廃棄物処理系</p> <p>10.3.3 主要設備</p> <p>(8) 固体廃棄物の貯蔵保管</p> <p>固体廃棄物を詰めたドラム缶等は、所要の遮へい設計を行った発電所内の固体廃棄物貯蔵庫又は固体廃棄物作業建屋の廃棄体搬出作業エリアに貯蔵保管する。</p> <p>(以下略)</p> <p>[添付書類九]</p> <p>4. 放射性廃棄物処理</p>	<p>・添付書類八に、固体廃棄物の種類、処理方法等の記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。</p> <p>・添付書類九に、固体廃棄物の種類、処理方法等の</p>

東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p><u>についての確認を省略できる。</u></p>	<p>4.4 固体廃棄物処理 4.4.2 保管管理 固体廃棄物を詰めたドラム缶等は、発電所内の固体廃棄物貯蔵庫又は固体廃棄物作業建屋の廃棄体搬出作業エリアに貯蔵保管する。また、必要に応じて、固体廃棄物を廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄する。 (以下略)</p>	<p>記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。</p>
<p><u>(輸入廃棄物の管理)</u> 第88条の4 発電管理室長は、輸入廃棄物を廃棄物管理設備に廃棄する場合は、その輸入廃棄物が法令で定める基準に適合したものであることを確実にする。 2. 発電管理室長は、前項において第4条に定める保安に関する組織のうち、発電管理室以外の室に対して、その輸入廃棄物が法令で定める基準に適合したものであることの確認を依頼し、依頼を受けた室は当該確認を行う。</p>	<p>[本文] 八 使用済燃料の処分の方法 使用済燃料は、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（以下「再処理等拠出金法」という。）に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、原子炉等規制法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とする。 再処理等拠出金法に基づき使用済燃料再処理機構に使用済燃料再処理等積立金が引き渡されるまでの間又は拠出金を納付するまでの間は、当該積立金又は拠出金に係る使用済燃料を適切に貯蔵・管理する。 また、使用済燃料再処理等積立金が引き渡され又は拠出金を納付した後であっても、再処理事業者に引き渡されるまでの間は、使用済燃料を適切に貯蔵・管理する。 海外において再処理が行われる場合は、再処理等拠出金法の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施することとする。 海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰ることとする。 また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けることとする。 ただし、上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、平成12年3月30日付けで許可を受けた記載を適用する。</p>	<p>・本文八号において、海外での再処理に係る事項が記載されており、保安規定の記載はこれに整合している。</p>
<p><u>(放出管理用計測器の管理)</u> 第91条 放射線・化学管理グループマネージャー及び電気・制御グループマネージャーは、表91に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。また、</p>	<p>[添付書類八] 11.2 放射線管理施設 11.3.5 放射線計測器の較正設備（東海発電所と共用） 放射線監視設備及び機器を定期的に点検較正し計測器の信頼度を</p>	<p>・添付書類八に、放出管理用計測器の設備の仕様、定期的な点検等の記載があり、保安規定の記載</p>

東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p>	<p>維持するため、次のものを設ける。</p> <p>(1) 較正室 エリア・モニタ，サーベイ・メータなどの線量測定器を較正用基準密封線源及び基準線量計を用いて較正できる較正室を設ける。</p> <p>(2) 放射性同位元素貯蔵室 放射能測定室等に設置される放射能測定機器の較正を行う密封の放射性同位元素の貯蔵室を設ける。</p> <p>(3) 保修室 放射線計測器の点検及び軽微な故障の修理を行うため、パルス発生器，シンクロスコープなどの計器を備えた保修室を設ける。</p>	<p>はこれらに整合している。</p>
<p>第7章 放射線管理</p>		
<p>(放射線管理に係る基本方針)</p> <p>第92条 発電所における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従業員等の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	<p>[本文]</p> <p>九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>(1) 放射線防護に関する基本方針・具体的方法 放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）及び「労働安全衛生法」を遵守し、本発電所に起因する放射線被ばくから周辺監視区域外の公衆並びに放射線業務従事者及び一時立入者（以下「放射線業務従事者等」という。）を防護するため十分な放射線防護対策を講じる。</p> <p>さらに、発電所周辺の一般公衆に対する線量については、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」（以下「線量目標値に関する指針」という。）に基づき、合理的に達成できる限り低くすることとする。</p> <p>具体的方法については、以下のとおりとする。</p> <p>(i) 本発電所に係る放射線被ばくを合理的に達成できる限り低減する方針で、遮蔽設備、換気空調設備、放射線管理設備及び放射性廃棄物廃棄施設を設計し、運用する。</p> <p>(ii) 放射線被ばくを合理的に達成できる限り低くするために、管理区域を設定して、立入りの制限を行い、外部放射線に係る線量当量、空気中若しくは水中の放射性物質の濃度及び床等の表面の放射性物質の密度を監視する。</p> <p>(iii) 放射線業務従事者に対しては、線量を測定評価し線量の低減</p>	<p>・本文九号に、放射線業務従事者の被ばくについて、法令に定める限度以下であり、かつ、合理的に達成できる限り低減する旨の記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。</p>

東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>に努める。 (以下略)</p> <p>[添付書類八] 16. 運転保守 16.6 放射線管理 放射線管理は、発電所周辺の公衆、放射線業務従事者等の線量を法令に定められた限度を超えないようにすることはもちろん、合理的に達成できる限り低減する方針で行う。 (以下略)</p> <p>[添付書類九] 1. 放射線防護に関する基本方針 1.1 基本的考え方 放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「原子炉等規制法」及び「労働安全衛生法」を遵守し、放射線業務従事者及び周辺監視区域外の公衆が、本発電所に起因する放射線被ばくから十分安全に防護されるように放射線防護対策を講じる。 (中略) 1.2 具体的方法 (1) 本発電所に係る放射線被ばくを合理的に達成できる限り低減する方針で、遮蔽設備、換気空調設備、放射線管理設備及び放射性廃棄物廃棄施設を設計し、運用する。 (2) 放射線被ばくを合理的に達成できる限り低くするために、管理区域を設定して、立入りの制限を行い、外部放射線に係る線量当量、空气中及び水中の放射性物質の濃度並びに床等の表面の放射性物質の密度を監視してその結果を管理区域内の諸管理に反映するとともに必要な情報を管理区域の入口付近等に表示し、作業環境の整備に努める。 (3) 放射線業務従事者に対しては、被ばく歴を把握し、常に線量を測定評価し線量の低減に努める。 さらに、各個人については定期的又は必要に応じ健康診断を行って常に身体的状態を把握する。 (以下略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・添付書類八に、放射線業務従事者の被ばくについて、法令に定める限度以下であり、かつ、合理的に達成できる限り低減する旨の記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。 ・添付書類九に、放射線業務従事者の被ばくについて、法令に定める限度以下であり、かつ、合理的に達成できる限り低減する旨の記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。

東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(放射線業務従事者の線量管理等) <u>第100条</u> 各マネージャーは、管理区域内で作業を実施する場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、放射線防護上必要な措置を講じることで放射線業務従事者の線量低減に努める。 2. 放射線・化学管理グループマネージャーは、所員の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を表100に定める項目及び頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。 表100 (以下略)</p>	<p>[本文] 九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項 イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 (1) 放射線防護に関する基本方針・具体的方法 放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「原子炉等規制法」という。)及び「労働安全衛生法」を遵守し、本発電所に起因する放射線被ばくから周辺監視区域外の公衆並びに放射線業務従事者及び一時立入者(以下「放射線業務従事者等」という。)を防護するため十分な放射線防護対策を講じる。 さらに、発電所周辺の一般公衆に対する線量については、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」(以下「線量目標値に関する指針」という。)に基づき、合理的に達成できる限り低くすることとする。 具体的方法については、以下のとおりとする。 (i) 本発電所に係る放射線被ばくを合理的に達成できる限り低減する方針で、遮蔽設備、換気空調設備、放射線管理設備及び放射性廃棄物廃棄施設を設計し、運用する。 (ii) 放射線被ばくを合理的に達成できる限り低くするために、管理区域を設定して、立入りの制限を行い、外部放射線に係る線量当量、空气中若しくは水中の放射性物質の濃度及び床等の表面の放射性物質の密度を監視する。 (iii) 放射線業務従事者に対しては、線量を測定評価し線量の低減に努める。 [添付書類八] 16. 運転保守 16.6 放射線管理 放射線管理は、発電所周辺の公衆、放射線業務従事者等の線量を法令に定められた限度を超えないようにすることはもちろん、合理的に達成できる限り低減する方針で行う。 (以下略)</p>	<p>・本文九号に、放射線業務従事者を防護するため十分な放射線防護対策を講ずる旨の記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。 ・添付書類八に、放射線業務従事者の被ばくについて、法令に定める限度以下で、かつ、合理的に達成できる限り低減する旨記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。</p>

東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>[添付書類九]</p> <p>1. 放射線防護に関する基本方針</p> <p>1.1 基本的考え方 放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「原子炉等規制法」及び「労働安全衛生法」を遵守し、放射線業務従事者及び周辺監視区域外の公衆が、本発電所に起因する放射線被ばくから十分安全に防護されるように放射線防護対策を講じる。 (中略)</p> <p>1.2 具体的方法 (中略)</p> <p>(3) 放射線業務従事者に対しては、被ばく歴を把握し、常に線量を測定評価し線量の低減に努める。 さらに、各個人については定期的又は必要に応じ健康診断を行って常に身体的状態を把握する。</p>	<p>・添付書類九に、管理区域内での作業管理、放射線業務従事者の線量低減に係る記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。</p>
<p>(平常時の環境放射線モニタリング)</p> <p><u>第101条の2 放射線・化学管理グループマネージャーは、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。</u></p>	<p>[本文]</p> <p>九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>(7) 周辺監視区域境界及び周辺地域の放射線監視 イ、(6)で述べたように、放射性廃棄物の放出に当たっては、厳重な管理を行うが、異常がないことの確認に資するため、周辺監視区域境界付近及び周辺地域の放射線監視を行う。</p> <p>(i) 空間放射線量等の監視 空間放射線量、空間放射線量率及び空気中の粒子状放射性物質濃度について、測定頻度及び測定点を定めて監視を行う。 なお、モニタリング・ポストにより測定した空間放射線量率は、中央制御室で監視する。</p> <p>(ii) 環境試料の放射能監視 周辺環境試料について、種類、頻度及び測定核種を定めて放射能監視を行う。 (以下略)</p> <p>[添付書類九]</p> <p>6. 発電所内外の放射線監視</p> <p>6.4 発電所外に関する放射線監視</p>	<p>・本文九号に、周辺監視区域境界付近及び周辺地域での空間放射線量率等の監視及び環境試料の放射能監視を行う旨の記載があり、本変更はこれらを満足するようモニタリング計画を立案する旨の記載であることから、保安規定の記載はこれらに整合している。</p> <p>・添付書類九に、周辺監視区域境界付近及び周辺地域での外部放射線の</p>

東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>「6.3 放射性廃棄物の放出管理」で述べたように、気体及び液体廃棄物の放出に当たっては、厳重な管理を行うが、さらに異常がないことを確認するため周辺監視区域境界付近及び周辺地域において外部放射線に係る線量当量、空気中の粒子状放射性物質濃度及び環境試料の放射能の監視を行う。</p> <p>（中略）</p> <p>6.4.1 外部放射線の監視 外部放射線に係る線量当量については、周辺監視区域境界付近に設けるモニタリング・ポイントに熱蛍光線量計を配置し、これを3か月ごとに定期的に回収して線量当量を読み取ることにより測定する。 外部放射線に係る線量当量率は、周辺監視区域境界付近に設置したモニタリング・ポスト（シンチレーション式検出器）により連続測定する。</p> <p>6.4.2 環境試料の放射能監視 周辺環境の海底土、海洋生物、土壌及び陸上生物等の放射性物質濃度をセシウム-137、コバルト-60等比較的長寿命核種に重点をおき3か月又は6か月ごとに定期的に測定する。 なお、よう素については、試料の性状に応じて測定する。</p> <p>（以下略）</p>	<p>監視及び環境試料の放射能監視を行う旨の記載があり、本変更はこれらを満足するようモニタリング計画を立案する旨の記載であることから、保安規定の記載はこれらに整合している。</p>
<p>（放射線計測器類の管理）</p> <p>第103条 放射線・化学管理グループマネージャー及び電気・制御グループマネージャーは、表103に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>2. 電気・制御グループマネージャーは、表103に定める電気・制御グループマネージャーが担当する放射線計測器類の第1項の修理を直営電気・制御グループマネージャーに実施させることができる。この場合、直営電気・制御グループマネージャーは、実施の結果を電気・制御グループマネージャーに通知する。</p> <p>表103 （以下略）</p>	<p>[添付書類八]</p> <p>11 放射線管理施設</p> <p>11.2 放射線管理施設</p> <p>11.2.1 出入管理室（東海発電所と共用） 管理区域の入口のチェック・ポイントがあり、管理区域の出入り管理並びに被ばく線量などの監視を行う。なお、このため電子式線量計などを備える。</p> <p>11.2.2 汚染管理関係施設 人の出入りに伴う汚染管理を行うため、汚染管理区域入口に更衣室、シャワー室等があり、ここには防護衣類、汚染検査用の測定器等を備える。また、汚染衣類の洗濯を行う洗濯室を設ける。また、保守作業等で一時的に汚染密度の高くなるおそれのある区域が生じる場合には、その区域の入口に臨時に更衣場所などを設けて汚染管理を行う。 機器の除染を行うための機器除染施設が、タービン建屋及び原子炉建屋燃料取替床、廃棄物処理棟にあり、ここには、水の散布施設があ</p>	<p>・添付書類八に、放射線計測器類の設備の仕様、定期的な検査等の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。</p>

東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>る。</p> <p>11.2.3 試料分析関係施設 （中略）</p> <p>(2) 放射能測定室 各系統及び作業環境試料の放射性物質濃度を測定するため、放射能測定室を設ける。 ここには次のような測定装置を備える。 γ線測定装置（Ge(Li)半導体式検出装置） α・β線測定装置（ガスフロー式検出装置） 低エネルギーβ線測定装置（液体シンチレーション式検出装置）</p> <p>(3) 環境試料測定室（東海発電所と共用） 環境試料の前処理や放射性物質濃度を測定するため、環境試料測定室を設ける。 ここには次のような測定装置を備える。 γ線測定装置（Ge(Li)半導体式検出装置） α・β線測定装置（ガスフロー式検出装置）</p> <p>11.3 放射線計測器</p> <p>11.3.1 発電所内の放射線監視設備及び測定機器 （中略）</p> <p>(1) 外部放射線量率測定設備及び測定機器 管理区域内の主要個所には、外部放射線量率を連続的に監視するエリア・モニタを設置する。このモニタは、中央制御室又は廃棄物処理建屋操作室で記録、指示し、放射線レベルが設定値を超えたときは、警報を発する。 また、管理区域内外の外部放射線量率を定期的に測定するためのγ線サーベイ・メータ及び中性子サーベイ・メータを備える。 （中略）</p> <p>(3) 表面汚染密度測定機器 管理区域内の表面汚染密度を測定するため、スミヤ法により採取した試料を測定する機器を備えるほか、表面汚染密度を直接測定できる汚染サーベイ・メータも備える。 （中略）</p> <p>11.3.4 個人管理用測定設備及び測定機器 個人の被ばく線量管理のため、外部被ばく線量を測定する電子式線量計などと、内部被ばくを評価するためのホール・ボディ・カウ</p>	

東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>ンタ（東海発電所と共用）を備える。 また、汚染管理区域に出入りする者の汚染検査を行う汚染検査モニタ及び汚染サーベイ・メータを備える。</p> <p>11.3.5 放射線計測器の校正設備（東海発電所と共用） 放射線監視設備及び機器を定期的に点検校正し計測器の信頼度を維持するため、次のものを設ける。</p> <p>(1) 校正室 エリア・モニタ，サーベイ・メータなどの線量測定器を校正用基準密封線源及び基準線量計を用いて校正できる校正室を設ける。</p> <p>(2) 放射性同位元素貯蔵室 放射能測定室等に設置される放射能測定機器の校正を行う密封の放射性同位元素の貯蔵室を設ける。</p> <p>(3) 保守室 放射線計測器の点検及び軽微な故障の修理を行うため，パルス発生器，シンクロスコープなどの計器を備えた保守室を設ける。</p>	
<p>(管理区域外等への搬出及び運搬)</p> <p>第104条 放射線・化学管理グループマネージャーは、各マネージャーが管理区域外に搬出する物品又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。</p> <p>2. 各マネージャーは、管理区域外に核燃料物質等（第79条（新燃料の運搬）、第86条（使用済燃料の運搬）及び第88条（放射性固体廃棄物の管理）に定めるものを除く。以下、本条において同じ。）を運搬する場合は、又は船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、第88条（放射性固体廃棄物の管理）第6項を準用する。</p> <p>3. 放射線・化学管理グループマネージャーは、第2項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を</p>	<p>[本文]</p> <p>九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>(3) 管理区域内の管理 (中略)</p> <p>d. 管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度が、イ、(3)、(i)、c. の表面密度限度の十分の一を超えないようにする。</p> <p>[添付書類八]</p> <p>16. 運転保守</p> <p>16.6 放射線管理 放射線管理は、発電所周辺の公衆、放射線業務従事者等の線量を法令に定められた限度を超えないようにすることはもちろん、合理的に達成できる限り低減する方針で行う。 発電所には、管理区域、周辺監視区域等を設け、出入管理、被ばく</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本文九号に、管理区域外への運搬の際、表面汚染密度限度が法令に定める値の十分の一を超えないことの確認の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。 ・添付書類八に、放射性物質及び放射性物質によって汚染された物の移動の管理を厳重に実施することを記載しており、保安規定記載はこれらに整合している。

東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>省略できる。 (以下略)</p>	<p>管理，管理区域内における作業管理，放射線の測定，放射性物質及び放射性物質によって汚染された物の移動の管理等を適切に実施する。</p> <p>[添付書類九] 3. 発電所内の区域区分 3.2 管理区域内の管理 (中略) (4) 管理区域から人が退去し，又は物品を持ち出そうとする場合には，その者の身体及び衣服，履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品(その物品を容器に入れ又は包装した場合には，その容器又は包装)の表面の放射性物質の密度が(3)の表面密度限度の10分の1を超えないようにする。 (以下略)</p>	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 添付書類九に，管理区域外への運搬の際，表面汚染密度限度が法令に定める値の10分の1を超えないことの確認の記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。
<p>(発電所外への運搬) 第105条 各マネージャーは，核燃料物質等（第79条（新燃料の運搬），第86条（使用済燃料の運搬）及び第88条（放射性固体廃棄物の管理）に定めるものを除く。）を発電所外に運搬する場合は，所長の承認を得る。 2. 各マネージャーは，運搬にあたっては法令に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。 3. 各マネージャーは，運搬前に次の事項を確認する。 (1) 法令に適合する容器に封入されていること (2) 法令に定める書類及び物品以外のものが収納されていないこと (3) L型輸送物については，開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を行うこと (4) A型輸送物若しくはBM型輸送物については，みだりに開封されないように，かつ，開封された場合に開封されたことが明らかになるように，容易に破れないシールの貼付け等の措置を講じること 4. 放射線・化学管理グループマネージャーは，運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度</p>	<p>(設置許可記載なし)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保安規定審査基準の記載「実用炉規則第92条第1項第11号線量，線量当量，汚染の除去等 6. 核燃料物質等（新燃料，使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお，この事項は，第13号又は第14号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。」と保安規定の記載は整合している。

東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>を超えていないことを確認する。ただし、<u>汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</u></p>		
<p>第8章 施設管理</p>		
<p>(施設管理計画) 第107条 原子炉施設について原子炉設置(変更)許可を受けた設備に係る事項及び「<u>实用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則</u>」(以下「<u>技術基準規則</u>」という。)を含む要求事項への適合を維持し、<u>原子炉施設の安全を確保するため、次の施設管理計画を定める。</u></p> <p>1. <u>施設管理の実施方針及び施設管理目標</u></p> <p>(1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、<u>施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、11.の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。</u></p> <p>(2) さらに、第107条の6に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合には、<u>長期施設管理方針に従い保全を実施することを施設管理の実施方針に反映する。</u></p> <p>(3) 組織は、<u>施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、11.の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</u></p> <p>2. <u>保全プログラムの策定</u></p> <p>組織は、<u>1.の施設管理目標を達成するため3.より10.からなる保全プログラムを策定する。</u></p> <p>また、<u>11.の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</u></p> <p>3. <u>保全対象範囲の策定</u></p>	<p>[添付書類八]</p> <p>16. 運転保守 16.7 保守管理</p> <p>原子炉施設の保守管理は、保守管理計画を定め、原子炉施設を構成する構築物、系統及び機器について、保守管理の重要度分類を行い、この重要度に応じて行う。</p> <p>原子炉施設の性能を維持するために、保全が必要な対象構築物、系統及び機器を定め、保全の実施とその結果の確認及び評価等を適切に行う。また、保守管理の定期的な評価の記録を保存する。</p>	<p>・添付書類八に、施設管理(保守管理)に係る記載があり、保安規定記載はこれに整合している。(設置許可には保安規定に定める事項を遵守することを記載している。)</p>

東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>組織は、原子炉施設の中から、保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p> <p>(1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりも更に高度な信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(3) <u>原子炉設置（変更）許可申請書及び設計及び工事計画認可申請書で保管及び設置要求があり、許可又は認可を得た設備</u></p> <p>(4) 炉心損傷又は格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備</p> <p>(5) その他自ら定める設備</p> <p>4. 施設管理重要度の設定</p> <p>組織は、3.の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の<u>施設管理の重要度</u>として点検に用いる重要度（以下「保全重要度」という。）と設計及び工事に用いる重要度を設定する。</p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度に基づき、<u>確率論的リスク評価</u>から得られるリスク情報を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。 なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、<u>確率論的リスク評価</u>から得られるリスク情報、<u>運転経験等</u>を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1)又は(2)に基づき設定する。</p> <p>(4) <u>設計及び工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重要度分類指針の重要度等を組み合わせ</u>て設定する。</p> <p>(5) <u>次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</u></p>		

東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>5. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために 4. の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベル及び系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>a) プラントレベルの保全活動管理指標 プラントレベルの保全活動管理指標として、以下のものを設定する。</p> <p>① 7,000 臨界時間あたりの計画外自動・手動スクラム回数</p> <p>② 7,000 臨界時間あたりの計画外出力変動回数</p> <p>③ 工学的安全施設の計画外作動回数</p> <p>b) 系統レベルの保全活動管理指標 系統レベルの保全活動管理指標として、4. (1) の施設管理重要度の高い系統のうち、重要度分類指針クラス 1, クラス 2 及びリスク重要度の高い系統機能に対して以下のものを設定する。</p> <p>① 予防可能故障 (MPFF) 回数</p> <p>② 非待機 (UA) 時間^{*1}</p> <p>(2) 組織は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、10. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>a) プラントレベルの保全活動管理指標 プラントレベルの保全活動管理指標の目標値は、運転実績を踏まえて設定する。</p> <p>b) 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>① 予防可能故障 (MPFF) 回数の目標値は、運転実績、重要度分類指針の重要度、リスク重要度を考慮して設定する。</p> <p>② 非待機 (UA) 時間の目標値は、点検実績、及び第 4 章運転管理第 3 節 (運転上の制限) 第 19 条から第 71 条の第 3 項で定める要求される措置の完了時間を参照して設定する。</p> <p>(3) 組織は、プラント又は系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的</p>		

東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>(4) 組織は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p> <p>※1：非待機（UA）時間については、待機状態にある機能及び待機状態にある系統の動作に必須の機能に対してのみ設定する。</p> <p>6. 保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、3. の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>a) 点検計画（6.1 参照）</p> <p>b) 設計及び工事の計画（6.2 参照）</p> <p>c) 特別な保全計画（6.3 参照）</p> <p>(2) 組織は、保全計画の策定にあたって、4. の施設管理重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、10. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p>a) 運転実績、事故及び故障事例などの運転経験</p> <p>b) 使用環境及び設置環境</p> <p>c) 劣化、故障モード</p> <p>d) 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e) 科学的知見</p> <p>(3) 組織は、保全の実施段階での原子炉の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p> <p>6.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 組織は、原子炉停止中又は運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、構築物、系統及び機器の適切な単位毎に、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p>		

東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>a) 予防保全</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 時間基準保全 ii) 状態基準保全 <p>b) 事後保全</p> <p>(3) 組織は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a) 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 点検の具体的方法 ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準 iii) 実施頻度 iv) 実施時期 <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検又は定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b) 状態基準保全</p> <p>① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 状態監視データの具体的採取方法 ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準 iii) 状態監視データ採取頻度 iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法 <p>② 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 巡視点検の具体的方法 ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準 iii) 実施頻度 		

東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法 ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮している状態であることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準 iii) 実施頻度 iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c) 事後保全 事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> <p>(4) 組織は、点検を実施する構築物、系統及び機器が、<u>所定の機能を発揮している状態にあることを事業者検査^{※2}により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p>a) <u>事業者検査の具体的方法</u> b) <u>所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査の項目、評価方法及び管理基準</u> c) <u>事業者検査の実施時期</u></p> <p><u>※2：事業者検査とは、点検及び工事に伴うリリースのため、点検及び工事とは別に、要求事項への適合を確認する可否判定行為であり、第107条の4（使用前事業者検査の実施）による使用前事業者検査及び第107条の5（定期事業者検査の実施）による定期事業者検査をいう。（以下、本条において同じ）</u></p> <p>6.2 <u>設計及び工事の計画の策定</u> (1) 組織は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、安全上重要な機器等^{※3}の<u>工事</u>については、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き</p>		

東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>※<u>1</u>の有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む。）について確認を行い，法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む。）の確認結果を記録する。</p> <p>(2) <u>組織は，原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は，使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</u></p> <p>(3) <u>組織は，工事を実施する構築物，系統及び機器が，所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査並びに事業者検査以外の検査及び試験（以下「試験等」という。）により確認・評価する時期までに，次の事項を定める。</u></p> <p>a) <u>事業者検査及び試験等の具体的方法</u> b) <u>所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査及び試験等の項目，評価方法及び管理基準</u> c) <u>事業者検査及び試験等の実施時期</u></p> <p>※<u>3</u>：安全上重要な機器等とは，安全上重要な機器等を定める告示に定める機器及び構造物をいう。</p> <p>※<u>4</u>：法令に基づく手続きとは，原子炉等規制法 第43条の3の8（変更の許可及び届出等），第43条の3の9（設計及び工事の計画の認可），第43条の3の10（設計及び工事の計画の届出）及び第43条の3の11第3項（使用前事業者検査の確認申請）並びに電気事業法 第47条・第48条（工事計画）及び第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。</p> <p>6.3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は，地震，事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合などは，特別な措置として，あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は，特別な保全計画に基づき保全を実施する構築</p>		

東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a) 点検の具体的方法</p> <p>b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c) 点検の実施時期</p> <p>7. 保全の実施</p> <p>(1) 組織は、6. で定める保全計画に従って保全を実施する。</p> <p>(2) 保全の実施にあたって、<u>第107条の2（設計管理）による設計管理及び第107条の3（作業管理）による作業管理を実施する。</u></p> <p>(3) 組織は、<u>保全の結果について記録する。</u> なお、安全上重要な機器等の<u>保全</u>について、それを確認するために必要な事項、安全上重要な機器等の補修等について法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む。）を確認するために必要な事項を含む。</p> <p>8. <u>保全の結果の確認・評価</u></p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の<u>保全の結果</u>から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期*⁵までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 組織は、<u>原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、事業者検査を実施する。</u></p> <p>(3) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、<u>保全が実施されていることを、所定の時期*⁵までに確認・評価し、記録する。</u></p> <p>(4) <u>安全上重要な機器等の保全であることを確認した結</u></p>		

東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>果、安全上重要な機器等の補修等について法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容を確認した結果を含む。</p> <p>※5：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p>9. 不適合管理，是正処置及び未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、<u>施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下のa)及びb)の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下のa)及びb)に至った場合には、不適合管理を行ったうえで、是正処置を講じる。</u></p> <p>a) <u>保全を実施した構築物，系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</u></p> <p>b) <u>最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合</u></p> <p>(2) 組織は、<u>他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こりうる問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</u></p> <p>(3) 組織は、<u>(1)及び(2)の活動を第3条に基づく改善措置活動に基づき実施する。</u></p> <p>10. 保全の有効性評価</p> <p>組織は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。</p> <p>なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせで行う。</p> <p>a) 保全活動管理指標の監視結果</p> <p>b) 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p> <p>c) トラブルなど運転経験</p> <p>d) 高経年化技術評価及び定期安全レビュー結果</p>		

東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>e) 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ</p> <p>f) リスク情報，科学的知見</p> <p>(2) 組織は，保全の有効性評価の結果を踏まえ，構築物，系統及び機器の保全方式を変更する場合には，6.1に基づき保全方式を選定する。また，構築物，系統及び機器の点検間隔を変更する場合には，保全重要度を踏まえた上で，以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a) 点検及び取替結果の評価</p> <p>b) 劣化トレンドによる評価</p> <p>c) 類似機器等のベンチマークによる評価</p> <p>d) 研究成果等による評価</p> <p>(3) 組織は，保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p> <p>11. 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) 組織は，10. の保全の有効性評価の結果及び1. の施設管理目標の達成度から，定期的に施設管理の有効性を評価し，施設管理が有効に機能していることを確認するとともに，継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 組織は，施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p> <p>12. 構成管理</p> <p>組織は，施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</p> <p>a) 設計要件（第3条（品質マネジメントシステム計画）7.2.1 に示す個別業務等要求事項として明確にすべき事項のうち，「構築物，系統及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第107条の2（設計管理）で実施する設計に対する要求事項をいう。）</p> <p>b) 施設構成情報（第3条（品質マネジメントシステム計画）4.2.1 に示す文書のうち，「構築物，系統及び機器がどのようなものか示す図書，情報」をいう。）</p>		

東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>c) 物理的構成（実際の構築物、系統及び機器をいう。）</p> <p>13. 情報共有 組織は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、BWR事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と共有する。</p>		
<p><u>（設計管理）</u> 第107条の2 組織は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。 2. 組織は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第3条 7.3 に従って実施する。 <u>(1) 保全の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項</u> <u>(2) 技術基準規則の規定及び原子炉設置（変更）許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</u> <u>(3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</u> <u>(4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</u> 3. 本条における設計管理には、次条に定める作業管理及び第107条の4に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p>	<p>[本文] 十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (7) 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 (iii) 設計開発 b. 設計開発に用いる情報 (a) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。 (a-1) 機能及び性能に係る要求事項 (a-2) 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの (a-3) 関係法令</p>	<p>・本文十一号に、設計開発に用いる情報について記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>
<p><u>（作業管理）</u> 第107条の3 組織は、前条の設計に従い工事を実施する。 2. 組織は、原子炉施設の点検及び工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。 <u>(1) 他の原子炉施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</u> <u>(2) 供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止</u> <u>(3) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取</u> <u>(4) 作業工程の管理</u></p>	<p>(設置許可記載なし)</p>	<p>・保安規定審査基準の記載「実用炉規則第92条第1項第18号 発電用原子炉施設の施設管理1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期</p>

東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(5) 供用開始までの作業対象設備の管理 (6) 第6章に基づく放射性廃棄物管理 (7) 第7章に基づく放射線管理 3. 組織は、原子炉施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本項及び第13条による巡視点検を定期的に行う。</p>		<p>事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号—7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。」と保安規定の記載は整合している。</p>
<p>（使用前事業者検査の実施） 第107条の4 所長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる原子炉施設について、設置又は変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、技術基準規則へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。 2. 検査グループマネージャーは、次の各号を実施する。 (1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。 (2) 検査要領書^{*1}を定める。 (3) 検査対象の原子炉施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。 a) 設工認に従って行われたものであること b) 技術基準規則に適合するものであること (4) 検査の実施体制を構築する。 3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。 (1) 前項で定めた検査要領書に従い、検査を実施する。 (2) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前項(3)a)及びb)の基準に適合することを最終判断する。 4. 検査グループマネージャーは、検査項目ごとの判定業務</p>	<p>[本文] 十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (8) 評価及び改善 (ii) 監視及び測定 d. 機器等の検査等 (a) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。 (b) 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。 (c) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。 (d) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。 (e) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれな</p>	<p>・本文十一号に、使用前事業者検査等について記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5. 検査グループマネージャーは、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、検査実施責任者及び前項に規定する検査員は、それを実施する。</p> <p>6. 各マネージャーは、第2項、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>7. 各室長は、第2項、第3項及び第4項に係る事項について、検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>※1：検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a) 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</p> <p>b) 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>c) その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p>	<p>いことをいう。)を確保する。</p> <p>(f) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保する。</p>	
<p>(定期事業者検査の実施)</p> <p>第107条の5 所長は、原子炉施設が技術基準規則に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括す</p>	<p>[本文]</p> <p>十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p>	<p>・本文十一号に、使用前事業者検査等について記載があり、保安規定記載</p>

東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>る。</p> <p>2. <u>検査グループマネージャーは、次の各号を実施する。</u></p> <p>(1) <u>第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の保全担当部門とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</u></p> <p>(2) <u>検査要領書*1を定める。</u></p> <p>(3) <u>検査対象の原子炉施設が技術基準規則に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</u></p> <p>(4) <u>検査の実施体制を構築する。</u></p> <p>3. <u>前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</u></p> <p>(1) <u>前項で定めた検査要領書に従い、検査を実施する。</u></p> <p>(2) <u>検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前項(3)の基準に適合することを最終判断する。</u></p> <p>4. <u>検査グループマネージャーは、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</u></p> <p>(1) <u>第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の保全担当部門とは別の組織の者</u></p> <p>(2) <u>検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検を実施する組織とは別の組織の者</u></p> <p>(3) <u>前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</u></p> <p>5. <u>検査グループマネージャーは、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、検査実施責任者及び前項に規定する検査員は、それを実施する。</u></p> <p>6. <u>各マネージャーは、第2項、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</u></p> <p>(1) <u>検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</u></p> <p>(2) <u>検査に係る記録の管理を行う。</u></p> <p>7. <u>各室長は、第2項、第3項及び第4項に係る事項につい</u></p>	<p>(8) 評価及び改善</p> <p>(ii) 監視及び測定</p> <p>d. 機器等の検査等</p> <p>(a) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>(b) 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(c) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(d) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>(e) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p> <p>(f) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p>	<p>はこれに整合している。</p>

東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>て、検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>※1：プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a) 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</p> <p>b) 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</p> <p>c) a)及びb)による方法のほか、技術基準規則に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。</p>		

東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明																					
<p>第11章 記録及び報告</p>																							
<p>(記録)</p> <p>第120条 各室長及び各マネージャーは、表120-1、表120-3、表120-4及び表120-5に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。(ただし、表120-1のうち、1.の記録は保存のみとする。)なお、記録を作成する場合は、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2. 組織は、表120-2に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録を作成する場合は、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>表120-1</p> <table border="1" data-bbox="159 568 1429 1321"> <thead> <tr> <th>記録（実用炉規則第67条に基づく記録）</th> <th>記録すべき場合※1</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 使用前確認の結果</td> <td>確認の都度</td> <td>同一事項に関する次の確認の時までの期間</td> </tr> <tr> <td>2. 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名※2 (1) 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 (2) 保全等の結果及びその担当者の氏名 (3) 保全等の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 (4) 不適合管理, 是正処置, 未然防止処置及びその担当者の氏名 (5) 安全上重要な機器等については、法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容(手続きが不要と判断した場合はその理由を含む)</td> <td>施設管理の実施の都度</td> <td>施設管理を実施した原子炉施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>3. 施設管理方針, 施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 (2) 施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名</td> <td>評価の都度</td> <td>評価を実施した原子炉施設の施設管理方針, 施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間</td> </tr> <tr> <td>(中略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>24. 運転上の制限の点検結果及び運転上の制限からの逸脱があった場合に講じた措置</td> <td>その都度</td> <td>1年間(運転上の制限を満足していないと判断した場合は、当該記録について5年間)</td> </tr> <tr> <td>(以下略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合※1	保存期間	1. 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時までの期間	2. 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名※2 (1) 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 (2) 保全等の結果及びその担当者の氏名 (3) 保全等の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 (4) 不適合管理, 是正処置, 未然防止処置及びその担当者の氏名 (5) 安全上重要な機器等については、法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容(手続きが不要と判断した場合はその理由を含む)	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した原子炉施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間	3. 施設管理方針, 施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 (2) 施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の施設管理方針, 施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	(中略)			24. 運転上の制限の点検結果及び運転上の制限からの逸脱があった場合に講じた措置	その都度	1年間(運転上の制限を満足していないと判断した場合は、当該記録について5年間)	(以下略)			<p>[添付書類八]</p> <p>16 運転保守</p> <p>16.12 記録及び報告</p> <p>原子炉施設の保安管理上必要な記録を作成し、保存するとともに、報告すべき事項について定め、必要な機関に報告を行う。</p>	<p>・添付書類八に、記録に係る記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>
記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合※1	保存期間																					
1. 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時までの期間																					
2. 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名※2 (1) 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 (2) 保全等の結果及びその担当者の氏名 (3) 保全等の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 (4) 不適合管理, 是正処置, 未然防止処置及びその担当者の氏名 (5) 安全上重要な機器等については、法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容(手続きが不要と判断した場合はその理由を含む)	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した原子炉施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間																					
3. 施設管理方針, 施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 (2) 施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の施設管理方針, 施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間																					
(中略)																							
24. 運転上の制限の点検結果及び運転上の制限からの逸脱があった場合に講じた措置	その都度	1年間(運転上の制限を満足していないと判断した場合は、当該記録について5年間)																					
(以下略)																							
<p>※2：実用炉規則第14条の3、第57条に基づく記録については、表120-4、表120-5に示す。</p>																							

東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）			設置許可記載	設置許可との整合性説明
表120-2* ⁹				
記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間		
<p>第3条（品質マネジメントシステム計画）4. 2品質マネジメントシステムの文書化4. 2. 1一般 に定める次の文書</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 品質方針及び品質目標 2. 品質マネジメントシステムの一次文書 <ol style="list-style-type: none"> (1) 品質保証規程 3. 品質マネジメントシステムの二次文書 <ol style="list-style-type: none"> (1) 原子力発電施設の重要度分類基準要項 (2) 品質管理要項 (3) 文書取扱要項 (4) 品質記録管理要項 (5) 品質目標及び品質保証計画管理要項 (6) マネジメントレビュー要項 (7) 力量設定管理要項 (8) 運転管理業務要項 (9) 燃料管理業務要項 (10) 放射性廃棄物管理業務要項 (11) 放射線管理業務要項 (12) 施設管理業務要項 (13) 原子力災害対策業務要項 (14) 安全文化育成・維持活動要項 (15) リスクマネジメント運用要項 (16) 対外約束事項管理要項 (17) 原子炉施設保安委員会及び原子炉施設保安運営委員会要項 (18) 外部コミュニケーション要項 (19) 事故・故障時等対応要項 (20) 設計管理要項 (21) 調達管理要項 (22) 重要設備取引先登録要項 (23) 内部監査要項 (24) 業務プロセスレビュー要項 (25) パフォーマンスレビュー要項 (26) 試験・検査管理要項 	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間		

東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）		設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(27) 是正処置プログラム管理要項 (28) データ分析要項 (29) 根本原因分析実施要項 4. 品管規則の要求事項に基づき作成する手順書，指示書，図面等</p>			
<p>5. 品管規則の要求事項に基づき作成する次の記録 (1) マネジメントレビューの結果の記録 (2) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録 (3) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録 (4) 個別業務等要求事項の審査を実施した記録，及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録 (5) 個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報の記録 (6) 設計開発のレビューの結果の記録，及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録 (7) 設計開発の検証の結果の記録，及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録 (8) 設計開発妥当性確認の結果の記録，及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録 (9) 設計開発の変更の記録 (10) 設計開発の変更のレビューの結果の記録，及び審査，検証及び妥当性確認の結果の記録並びにその結果に基づき講じた措置に係る記録 (11) 調達物品等の供給者等の評価の記録，及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録 (12) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認の記録 (13) 機器等又は個別業務に関するトレーサビリティの記録 (14) 組織の外部の者の物品に関して，組織が必要と判断した場合の記録 (15) 校正又は検証の根拠の記録 (16) 監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合の従前の監視測定の結果の妥当性を評価した記録 (17) 監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録 (18) 内部監査の結果の記録 (19) 使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録 (20) プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録 (21) 不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置に係る記録</p>	<p>作成の都度</p>	<p>5年</p>	

東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）		設置許可記載	設置許可との整合性説明
(22) 講じた全ての是正処置及びその結果の記録			
(23) 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録			
(中略)			
表 1 2 0 - 4			
記録（実用炉規則第 14 条の 3 に基づく記録）	保存期間		
1. 使用前事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	当該使用前事業者検査に係る発電用原子炉施設の存続する期間		
表 1 2 0 - 5			
記録（実用炉規則第 57 条に基づく記録）	保存期間		
1. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	その発電用原子炉施設が廃棄された後 5 年が経過するまでの期間		

東海発電所 原子炉施設保安規定 設置許可記載有無／保安規定変更有無等 整理

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○：有り，－：無し)	保安規定変更有無 (○：有り，－：無し)	設置許可との整合性
第1章 総則				
第1条	目的	－	－	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第2条	基本方針	－	－	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第3条	関係法令及び保安規定の遵守	○ (本文十一号)	○	社長が法令等を確実に遵守するための取り組みについて、本文十一号(5)(i) 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ)において規定しており、保安規定記載はこれに整合している。
第2章 品質保証				
第4条	品質マネジメントシステム計画	○ (本文十一号)	○	本文十一号との比較により、保安規定記載の設置許可との整合性を整理している。
第3章 保安管理体制				
第1節 組織及び職務				
第5条	保安に関する組織	○ (本文十一号)	○	本文十一号(5)(v) 責任、権限及びコミュニケーション)において、組織の責任と権限を明確化する旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第6条	保安に関する職務	○ (本文十一号)	○	本文十一号(5)(v) 責任、権限及びコミュニケーション、(8)(ii)d. 機器等の検査において、組織の責任と権限を明確化する旨記載、使用前事業者検査等の独立性について記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第2節 原子炉施設保安委員会及び原子炉施設保安運営委員会				
第7条	委員会の設置及び組織	－	○※	※番号の変更のみ 東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第8条	委員会の審議事項	－	○※	※用語の変更のみ(保守管理 → 施設管理) 東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第3節 廃止措置主任者				
第9条	廃止措置主任者の選任	－	○※	※選任要件の適正化(敦賀発電所原子炉施設保安規定第1編の記載に整理) 東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第10条	廃止措置主任者の職務等	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第4章 廃止措置管理				
第11条	削除	－	－	－
第12条	工事の計画及び実施	－	○※	※記載の見直し(敦賀発電所原子炉施設保安規定第1編の記載に整理)
第13条	安全貯蔵措置	－	○※	※記載の見直し(敦賀発電所原子炉施設保安規定第1編の記載に整理)
13条の2	施設運用管理業務	－	○※	※記載の見直し(東海発電所が燃料搬出済みであることを考慮し、敦賀発電所原子炉施設保安規定第1編の記載に整理)
第14条	廃止措置中の巡視	－	○※	※記載の見直し(施設管理の観点を追加)
第15条	工事完了の報告	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第16条	廃止措置中の地震・火災等発生時の対応	－	○※	※記載の見直し(敦賀発電所原子炉施設保安規定第1編の記載に整理)
第17条	管理区域内の工事解体物の分別	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第17条の2	使用済燃料冷却池での放射性固体廃棄物の管理	－	○※	※フォントの修正のみ
第18条	廃止措置工事で発生した放射性固体廃棄物の管理	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第19条	放射性物質として扱う必要のない物の管理	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第19条の2	管理区域内の工事解体物のうち「放射性廃棄物でない廃棄物」の管理	－	○※	※条番号の変更のみ
第5章 放射性廃棄物管理				
第20条	放射性廃棄物管理に係る基本方針	－	○※	※保安規定には合理的に達成できる限り低減する基本方針の条文を新設した。
第20条の2	頻度の定義	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第21条	放射性固体廃棄物の管理	○ (本文五号(2)E)	○	本文五号(2)E(放射性廃棄物の廃棄施設)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第21条の2	放射能濃度確認対象物の管理に関する責任等	－	○※	※引用した法令条番号の記載位置の見直し
第21条の3	放射能濃度確認対象物の管理	－	○※	※検査の独立性の確保に伴う確認者の明確化
第21条の4	管理区域内の工事解体物以外の「放射性廃棄物でない廃棄物」の管理	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第21条の5	事故由来放射性物質の降下物の影響確認及び所外搬出等の管理	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。

東海発電所 原子炉施設保安規定 設置許可記載有無／保安規定変更有無等 整理

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り，－：無し)	保安規定変更有無 (○：有り，－：無し)	設置許可との整合性
第21条の6 輸入廃棄物の管理	○ (本文八号)	○	本文八号に、海外での再処理に係る事項が記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第22条 放射性液体廃棄物の管理	○ (本文五号(2)E)	－	本文五号(2)E(放射性廃棄物の廃棄施設)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第23条 放射性気体廃棄物の管理	○ (本文五号(2)E)	－	本文五号(2)E(放射性廃棄物の廃棄施設)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第24条 放出管理用計測器の管理	－	○※	※放出管理用計測器の管理において、定期的な点検及び性能維持に関する条文を追記した。
第6章 放射線管理			
第25条 放射線管理に係る基本方針	－	○※	※保安規定には合理的に達成できる限り低減する基本方針の条文を新設した。
第26条 管理区域の設定及び解除	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第27条 管理区域内における区域区分	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第28条 管理区域内における特別措置	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第29条 管理区域への出入管理	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第30条 管理区域出入者の遵守事項	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第31条 周辺監視区域	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第32条 放射線業務従事者の線量管理等	－	○※	※管理区域内の作業を実施する場合の計画立案と線量低減を明確化した。
第33条 床、壁等の除染	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第33条の2 平常時の環境放射線モニタリング	－	○※	※平常時の環境放射線モニタリングの条文を新設した。
第34条 外部放射線に係る線量当量率等の測定	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第35条 放射線計測器類の管理	－	○※	※放射線計測器類の管理において、定期的な点検及び性能維持に関する条文を追記した。
第36条 管理区域外等への搬出及び運搬	－	○※	※運搬前の遵守事項の記述を明確化した。
第37条 発電所外への運搬	－	○※	※運搬前の遵守事項の記述を明確化した。
第38条 協力企業の放射線防護	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第39条 削除	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第7章 施設管理			
第40条 施設管理計画	－	○※	※原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドとの整合を図った。
第40条 12. 設計管理	○ (本文十一号)	○	本文十一号(7)(iii)(設計開発)において、設計開発に用いる情報に関する事項が記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第40条 13. 作業管理	－	○※	※原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドとの整合を図った。
第40条 14. 使用前事業者検査の実施	○ (本文十一号)	○	本文十一号(8)(ii)d.(機器等の検査等)において、使用前事業者検査等に関する事項が記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第40条 15. 定期事業者検査の実施	○ (本文十一号)	○	本文十一号(8)(ii)d.(機器等の検査等)において、使用前事業者検査等に関する事項が記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第41条 削除	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第8章 非常時の措置			
第42条 原子力防災組織	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第43条 原子力防災組織の要員	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第43条の2 緊急作業従事者の選定	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第44条 原子力防災資機材等	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第45条 通報経路	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第46条 原子力防災訓練	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第47条 通報	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第48条 非常事態の宣言	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第49条 応急措置	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第50条 非常時における活動	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第50条の2 緊急作業従事者の線量管理等	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第51条 非常事態の解除	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第9章 保安教育			
第52条 所員への保安教育	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第53条 協力企業従業員への保安教育	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第10章 記録及び報告			
第54条 記録	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。

東海発電所 原子炉施設保安規定 設置許可記載有無／保安規定変更有無等 整理

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○：有り，－：無し)	保安規定変更有無 (○：有り，－：無し)	設置許可との整合性
第55条	報告	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
添付				
添付1	管理区域図	－	－	東海発電所 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。

東海発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第3章 保安管理体制</p> <p>第1節 組織及び職務 (保安に関する組織)</p> <p>第5条 発電所に係る保安に関する組織は、図5のとおりとする。</p> <p>図5 (本店)</p> <p>社長</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査管理責任者(考査・品質監査室長) <ul style="list-style-type: none"> 考査・品質監査室 実施部門管理責任者(安全室担当取締役) <ul style="list-style-type: none"> 安全室 <ul style="list-style-type: none"> 地域共生・広報室 総務室 経理・資材室 廃止措置プロジェクト推進室 開発計画室 発電管理室 ※1→ ※2→ 原子炉施設保安委員会 <p>(発電所)</p> <p>※1→ 発電所長</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃止措置主任者 <ul style="list-style-type: none"> 廃止措置室 <ul style="list-style-type: none"> 廃止措置管理グループ 廃止措置工事グループ 廃止措置廃棄物管理グループ 安全管理室 <ul style="list-style-type: none"> 放射線・化学管理グループ 所長代理 <ul style="list-style-type: none"> 副所長 次長 原子炉施設保安運営委員会 <ul style="list-style-type: none"> 廃止措置室 <ul style="list-style-type: none"> 廃止措置管理グループ 廃止措置工事グループ 廃止措置廃棄物管理グループ 安全管理室 <ul style="list-style-type: none"> 放射線・化学管理グループ 東海第二発電所 <ul style="list-style-type: none"> ※2→東海第二発電所長(関連する組織) 品質保証室 <ul style="list-style-type: none"> 品質保証グループ 検査グループ 運営管理室 <ul style="list-style-type: none"> 保安運営グループ プラント管理グループ <p>各室(技術センターを含む)には室長(センター長)を含む、各グループにはマネージャーを置く。</p> 	<p>十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>(5) 経営責任者等の責任</p> <p>(v) 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>a. 責任及び権限</p> <p>社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>b. 品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>(a) 社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる責任及び権限を与える。</p> <p>(a-1) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>(a-2) 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。</p> <p>(a-3) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。</p> <p>(a-4) 関係法令を遵守すること。</p> <p>c. 管理者</p> <p>(a) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>(a-1) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>(a-2) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。</p> <p>(a-3) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。</p> <p>(a-4) 健全な安全文化を育成し、及び維持するこ</p>	<p>本文十一号において、組織の責任と権限を明確化する旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。</p>

東海発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>と。</p> <p>(a-5) 関係法令を遵守すること。</p> <p>(b) 管理者は、(a)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>(b-1) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。</p> <p>(b-2) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。</p> <p>(b-3) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。</p> <p>(b-4) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に発電用原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。</p> <p>(b-5) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。</p> <p>(c) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>d. 組織の内部の情報の伝達</p> <p>(a) 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p>	

東海発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>（保安に関する職務） 第6条 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。 (1) 社長は、管理責任者を指揮し、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築、実施及び維持並びにその有効性の継続的な改善を統括する。関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動並びに安全文化を継続的に維持するための活動を統括する。また、社長は、発電所長（以下「所長」という。）に適宜報告を求め、発電所の安全確保を確実にするため、「東海発電所事故・故障時等対応要項」の定めるところにより必要な指示を行う。 (2) 実施部門管理責任者は、発電所に係る品質保証活動の実施に係る品質マネジメントシステムの具体的活動（内部監査活動を除く。）を総括する。 (3) 監査管理責任者は、発電所に係る品質保証活動の実施に係る品質マネジメントシステムにおける内部監査活動を総括する。 (4) 安全室長は、品質マネジメントシステム（品質保証活動を含む。）に係る事項の総合調整及び品質マネジメントシステムの総括管理に関する業務を行う。推進委員会を所管し、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動並びに安全文化を継続的に維持し、及び育成するための活動を推進する。 (5) 考査・品質監査室長は、品質マネジメントシステムにおける内部監査業務を行う。 (6) 廃止措置プロジェクト推進室長は、品質マネジメントシステムに関係する原子炉施設の運用及び保守に係る計画、管理及び調整に関する業務、廃止措置に係る計画、管理及び調整に関する業務、非常時の措置の総括に関する業務並びに輸入廃棄物の検査に関する業務を行う。 (7) 発電管理室は、品質マネジメントシステムに関係する輸入廃棄物の管理に関する業務を行う。 (8) (1)から(7)の職務の他、本店には次の職務がある。 ⅰ. 地域共生・広報室長は、品質マネジメントシステムに係る地域住民等とのコミュニケーション及び安全文化育成・維持活動におけるコミュニケーション活動の総括及び推進に関する業務を行う。 ⅱ. 総務室長（本店）は、品質マネジメントシステムに関係</p>	<p>十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (5) 経営責任者等の責任 (v) 責任、権限及びコミュニケーション a. 責任及び権限 社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。 b. 品質マネジメントシステム管理責任者 (a) 社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる責任及び権限を与える。 (a-1) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。 (a-2) 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。 (a-3) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。 (a-4) 関係法令を遵守すること。 c. 管理者 (a) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。 (a-1) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。 (a-2) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。 (a-3) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。 (a-4) 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。</p>	<p>本文十一号において、組織の責任と権限を明確化する旨記載、使用前事業者検査等の独立性について記載されており、保安規定記載はこれに整合している。</p>

東海発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>する能力開発、労働安全衛生管理及び文書管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>ハ. 経理・資材室長は、品質マネジメントシステムに関する物品購入、工事請負及び業務委託の契約に関する業務を行う。</p> <p>ニ. 開発計画室長は、品質マネジメントシステムに関する土木設備及び建築設備の設計に関する業務を行う。</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 所長は、発電所における保安に関する業務を統括する。</p> <p>(2) 所長代理、副所長及び次長は、発電所における保安に関する業務について、所長を補佐するため置くことができ、所長が業務を遂行できない場合は、所長代理、副所長、次長の順でその職務を代行できる。</p> <p>(3) 廃止措置室長は、廃止措置工事の管理、廃止措置に係る廃棄物の管理、原子炉施設の運用管理及び「放射性物質として扱う必要のない物」に関する業務を統括するとともに、工事計画の作成、安全貯蔵措置管理要領の作成及び放射能濃度確認対象物の管理に関する責任等に関する業務を行う。</p> <p>(4) 廃止措置管理グループマネージャーは、廃止措置室の運営管理、並びに原子炉施設の運用管理及び運転に関する業務を行う。</p> <p>(5) 廃止措置工事グループマネージャーは、廃止措置工事の管理及び廃止措置工事で発生した「放射性廃棄物でない廃棄物」*1の運用管理に関する業務を行う。</p> <p>(6) 廃止措置廃棄物管理グループマネージャーは、廃止措置に係る廃棄物及び「放射性物質として扱う必要のない物」に関する業務（放射能濃度確認対象物の管理に関する責任等の業務を除く。）並びに「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断基準の策定に関する業務を行う。</p> <p>(7) 安全管理室長は、化学管理、放射線管理及び放射性固体廃棄物の保管管理に関する業務を統括する。</p> <p>(8) 放射線・化学管理グループマネージャーは、放射線管理、放射性廃棄物管理、化学管理に関する業務及び安全管理室の運営管理に関する業務を行う。</p> <p>(9) 保修室長は、原子炉施設に係る電気、計測制御関係設備及び</p>	<p>(a-5) 関係法令を遵守すること。</p> <p>(b) 管理者は、(a)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>(b-1) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。</p> <p>(b-2) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。</p> <p>(b-3) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。</p> <p>(b-4) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に発電用原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。</p> <p>(b-5) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。</p> <p>(c) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>d. 組織の内部の情報の伝達</p> <p>(a) 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p>(8) 評価及び改善</p> <p>(ii) 監視及び測定</p> <p>d. 機器等の検査等 (中略)</p> <p>(e) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと</p>	

東海発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>機械設備の施設管理に関する業務（廃止措置室長，技術センター長及び安全管理室長所管業務を除く。）を統括する。</p> <p>(10) 保守運営グループマネージャーは，保守室の運営管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 保守総括グループマネージャーは，原子炉施設の施設管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>(12) 電気・制御グループマネージャーは，原子炉施設のうち電気，計測制御関係設備の施設管理（工務・設備診断グループ及び直営電気・制御グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(13) 機械グループマネージャーは，原子炉施設のうち機械関係設備の施設管理（工務・設備診断グループ及び直営機械グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(14) 土木建築室長は，原子炉施設に係る建物及び構築物の施設管理に関する業務を統括する。</p> <p>(15) 土建運営グループマネージャーは，土木建築室の運営管理に関する業務を行う。</p> <p>(16) 土木グループマネージャーは，原子炉施設のうち構築物の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(17) 建築グループマネージャーは，原子炉施設のうち建物の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(18) 技術センター長は，原子炉施設の保全の実施のうち，保守室長に指定された範囲の保全業務を統括する。</p> <p>(19) 工務・設備診断グループマネージャーは，電気・制御グループ又は機械グループに指定された範囲の原子炉施設の保全のうち設備診断の実施に関する業務及び技術センターの運営管理に関する業務を行う。</p> <p>(20) 直営電気・制御グループマネージャーは，電気・制御グループに指定された範囲の原子炉施設の保全の実施（工務・設備診断グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(21) 直営機械グループマネージャーは，機械グループに指定された範囲の原子炉施設の保全の実施（工務・設備診断グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(22) 総務室長（発電所）（以下「総務室長」という。）は，保安教育の総括，文書管理及び資材業務に関する業務を統括する。</p> <p>(23) 総務グループマネージャーは，保安教育の総括，文書管理</p>	<p>をいう。）を確保する。</p> <p>(f) 組織は，保安活動の重要度に応じて，自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により，自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p>	

東海発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>及び総務室の運営管理に関する業務を行う。</p> <p>(24) 経理グループマネージャーは、資材業務に関する業務を行う。</p> <p>(25) 安全・防災室長は、非常時の措置及び労働安全衛生管理に関する業務を統括する。</p> <p>(26) 防護グループマネージャーは、警備及び安全・防災室の運営管理に関する業務を行う。</p> <p>(27) 安全・防災グループマネージャーは、非常時の措置及び労働安全衛生管理に関する業務を行う。</p> <p>(28) 品質保証室長は、品質保証活動の管理に関する業務を統括する。</p> <p>(29) 品質保証グループマネージャーは、品質保証活動の管理に関する業務及び品質保証室の運営管理に関する業務を行う。</p> <p>(30) 検査グループマネージャーは、使用前事業者検査等の検査の管理に関する業務を行う。</p> <p>(31) 運営管理室長は、原子炉施設の運営管理の総括に関する業務を統括する。</p> <p>(32) 保安運営グループマネージャーは、原子炉施設の保安運営の総括に関する業務及び運営管理室の運営管理に関する業務を行う。</p> <p>(33) プラント管理グループマネージャーは、原子炉施設の運転保守計画及び管理並びに技術管理に係る事項の総括に関する業務を行う。</p> <p>(34) 各マネージャーは、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>(35) 各マネージャーは、グループ員を指示・指導し、所管する業務を遂行する。また、グループ員は、マネージャーの指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(36) 各マネージャーは、廃止措置工事で発生したもの以外の「放射性廃棄物でない廃棄物」の運用管理に関する業務を行う。</p> <p>※ 1：管理区域内の解体物であって放射性物質によって汚染されていない廃棄物をいう。以下同じ。</p> <p>3. その他関係する部門の長は、別途定められた「組織権限規程」に基づき所管業務を行う。</p>		

東海発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第5章 放射性廃棄物管理 （放射性固体廃棄物の管理） 第21条 各マネージャーは、次に定める放射性固体廃棄物の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設に保管する。</p> <p>(1) 第12条（工事の計画及び実施）第1項の工事（以下本条において「工事」という。）に伴って発生した放射性固体廃棄物（再生廃液、機器ドレン等の雑廃液及び原子炉内で照射された機器等は除く。）は、廃止措置工事グループマネージャーがドラム缶等の容器に封入し、放射線・化学管理グループマネージャーがドラム貯蔵庫又は固体廃棄物貯蔵庫（東海第二発電所との共用設備。以下「貯蔵庫」という。）に保管する。なお、ドラム缶等の容器に封入するにあたっては、以下の処理を行うことができるが、固型化を行ってはならない。</p> <p>イ. 焼却する場合は、廃止措置廃棄物管理グループマネージャーが雑固体廃棄物焼却設備（東海第二発電所との共用設備。以下同じ。）で焼却する。</p> <p>ロ. 圧縮減容する場合は、廃止措置廃棄物管理グループマネージャーが減容装置で圧縮減容する。</p> <p>(2) 再生廃液、機器ドレン等の雑廃液は、廃止措置管理グループマネージャーが蒸発固化装置でドラム缶等の容器に固型化し、放射線・化学管理グループマネージャーが貯蔵庫に保管する。</p> <p>なお、固型化された雑廃液については、廃止措置管理グループマネージャーがセメント混練固化装置（東海第二発電所との共用設備。以下同じ。）でドラム缶に固化（セメントを用いて固型化）し、放射線・化学管理グループマネージャーが貯蔵庫に保管することができる。</p> <p>(3) 原子炉内で照射された機器等は、放射線・化学管理グループマネージャーが表21に示す貯蔵施設に保管する。</p> <p>ただし、封入又は遮蔽等の措置が行われたものは、放射線・化学管理グループマネージャーが貯蔵庫に保管することができる。</p> <p>なお、黒鉛スリーブ貯蔵庫に保管している機器等については、廃止措置管理グループマネージャーが雑固体廃棄物として取出し、容器に封入した上で、雑固体減容処理設備（東海</p>	<p>五 原子炉及びその附属施設の位置、構造および設備 (2) 原子炉施設の構造および設備はつぎのとおりです。 E 放射性廃棄物の廃棄施設 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備</p> <p>(C) 固体廃棄物の廃棄設備 (1) 構造 a 概要 固体廃棄物の主な発生源は、使用済グラファイト・スリーブ及びビスプリッタ、液体廃棄物系からの固体廃棄物、各種フィルタエレメント及び紙、布等の雑固体廃棄物である。 使用済グラファイト・スリーブ及びビスプリッタは燃料棒から取り外した後、粉碎又は圧縮し、減容してから貯蔵庫又はバンカに貯蔵保管する。 液体廃棄物の処理の結果発生する固体廃棄物は液体廃棄物処理設備のスラッジ貯蔵タンク及び蒸発器廃棄物バンカに貯蔵するか、又は東海第二発電所の固体廃棄物貯蔵庫A若しくはBに貯蔵保管する。 可燃性の雑固体廃棄物は、圧縮減容し、ドラム缶に詰める等、放射性物質が飛散しないような措置を講じて、東海第二発電所の雑固体廃棄物焼却設備で焼却処理するか、低放射性固体廃棄物貯蔵庫、又は東海第二発電所の固体廃棄物貯蔵庫A若しくはBに貯蔵保管する。 不燃性の雑固体廃棄物は、圧縮可能なものは必要に応じて圧縮減容し、ドラム缶に詰める等放射性物質が飛散しないような措置を講じて、低放射性固体廃棄物貯蔵庫又は東海第二発電所の固体廃棄物貯蔵庫A若しくはBに貯蔵保管する。 また、最終的に処分する場合には関係官庁の承認を受ける。</p> <p>b 主要左設備 黒鉛スリーブ貯蔵庫</p>	<p>本文五号に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。</p>

東海発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第二発電所との共用設備。以下同じ。）で熔融・焼却することができる。また、熔融・焼却するまで必要に応じて放射線・化学管理グループマネージャーが貯蔵庫に保管することができる。</p> <p>(4)使用済樹脂及び使用済砂は、廃止措置管理グループマネージャーがスラッジ貯蔵タンクに保管する。 また、スラッジ貯蔵タンクに保管している使用済樹脂及び使用済砂については、廃止措置管理グループマネージャーが取出し、セメント混練固化装置でドラム缶に固化（セメントを用いて固型化）し、放射線・化学管理グループマネージャーが貯蔵庫に保管する。なお、固型化するまで必要に応じて放射線・化学管理グループマネージャーが貯蔵庫に保管することができる。</p> <p>(5)その他の雑固体廃棄物は、各マネージャーがドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じ、放射線・化学管理グループマネージャーがドラム貯蔵庫、貯蔵庫、サイトバンカ（イ）Bバンカ若しくはサイトバンカ（ロ）に保管する。なお、ドラム缶等の容器に封入するにあたっては、以下の処理を行うことができる。</p> <p>イ. 焼却する場合は、廃止措置廃棄物管理グループマネージャーが雑固体廃棄物焼却設備で焼却する。</p> <p>ロ. 圧縮減容する場合は、廃止措置廃棄物管理グループマネージャーが減容装置で圧縮減容する。</p> <p>ハ. 熔融・焼却する場合は、廃止措置廃棄物管理グループマネージャーが雑固体減容処理設備で熔融・焼却する。</p> <p>2. 放射線・化学管理グループマネージャーは、発電所外に廃棄しようとする放射性固体廃棄物を固体廃棄物作業建屋の廃棄体搬出作業エリア（東海第二発電所との共用設備。以下本条において「搬出作業エリア」という。）に発電所外に廃棄するための検査及び搬出までの間に限り、保管する。</p> <p>3. 各マネージャーは、放射性固体廃棄物を封入又は固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ第54条（記録）表54-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。</p>	<p>型式 密閉型鉄筋コンクリート造 基数 2 容量 約 1,100 m³ 約 600 m³ X 1 基 約 500 m³ X 1 基</p> <p>固体廃棄物貯蔵庫 型式 密閉型鉄筋コンクリート造 基数 1 容量 約 90 m³</p> <p>燃料スワロー貯蔵庫 型式 密閉型鉄筋コンクリート造 基数 1 容量 約 120 m³</p> <p>サイトバンカ サイトバンカ（イ） 型式 バンカ 密閉型鉄筋コンクリート造 建屋 鉄骨造スレート葺平家建 基数 2 容量 高放射性固体廃棄物用バンカ 約 60 m³ X 1 基 低放射性固体廃棄物用バンカ 約 120 m³ X 1 基</p> <p>サイトバンカ（ロ） 型式 バンカ 密閉型鉄筋コンクリート造 建屋 鉄骨造鉄板張り 基数 1 容量 約 100 m³</p> <p>高放射性固体廃棄物貯蔵庫 型式 バンカ 密閉型鉄筋コンクリート造 建屋 鉄骨造鉄板張り 基数 2 容量 約 430 m³ 約 230 m³ X 1 基 約 200 m³ X 1 基</p> <p>低放射性固体廃棄物貯蔵庫</p>	

東海発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>4. 廃止措置廃棄物管理グループマネージャー及び放射線・化学管理グループマネージャーは、工事で発生した放射性固体廃棄物について、次のとおり分別管理する。</p> <p>(1) 廃止措置廃棄物管理グループマネージャーは、ドラム缶等の容器の表面線量率を測定することにより、放射性固体廃棄物の放射性物質濃度を求め、廃止措置計画に記載している放射能レベル区別に、ドラム缶等の容器を区分し、放射線・化学管理グループマネージャーに通知する。</p> <p>(2) 放射線・化学管理グループマネージャーは、(1)の区分結果を確認した上で、ドラム缶等の容器をドラム貯蔵庫又は貯蔵庫に保管する。</p> <p>(3) 廃止措置廃棄物管理グループマネージャーは、廃棄物の種類に応じて表面線量率から放射性物質濃度を求める際に必要となる核種組成比を定めるため、核種分析を行う。</p> <p>5. 廃止措置管理グループマネージャー及び放射線・化学管理グループマネージャーは、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 放射線・化学管理グループマネージャーは、ドラム貯蔵庫、貯蔵庫及び搬出作業エリアにおける放射性固体廃棄物の保管状況を確認するために、1週間に1回ドラム貯蔵庫、貯蔵庫及び搬出作業エリアを巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。</p> <p>(2) 廃止措置管理グループマネージャーは、スラッジ貯蔵タンクにおける使用済樹脂及び使用済砂の保管状況を1週間に1回巡視するとともに3ヶ月に1回保管量を確認する。</p> <p>(3) 放射線・化学管理グループマネージャーは、サイトバンカ（イ）Bバンカ及びサイトバンカ（ロ）における放射性固体廃棄物並びに表2-1に示す貯蔵施設における原子炉内で照射された機器等の保管状況を確認するために、1ヶ月に1回巡視するとともに3ヶ月に1回保管量を確認する。</p> <p>6. 放射線・化学管理グループマネージャーは、ドラム貯蔵庫、貯蔵庫、搬出作業エリア及びサイトバンカの目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p>	<p>型式 鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造）平家建</p> <p>基数 1</p> <p>面積 約 420 m²</p> <p>容量 約 1,600 本（ドラム缶）</p> <p>(2) 廃棄物の処理能力</p> <p>黒鉛スリーブ貯蔵庫は発生量の約 35 年分、燃料スワラー貯蔵庫は約 20 年分、固体廃棄物貯蔵庫は約 20 年分の貯蔵能力がある。またサイトバンカ（イ）は 2 基あり、そのうち 1 基（高放射性固体廃棄物用バンカ）は約 6 年分、他の 1 基（低放射性固体廃棄物用バンカ）は約 4 年分であり、サイトバンカ（ロ）は約 20 年分の貯蔵能力がある。高放射性固体廃棄物貯蔵庫は約 15 年分を貯蔵保管する能力がある。</p> <p>低放射性間体廃棄物貯蔵庫は発生するドラム缶の約 2 年分を貯蔵保管する能力がある。</p> <p>なお、必要がある場合にはこれらの増設を考慮する。</p> <p>また、液体廃棄物の蒸発固化装置から発生した固体廃棄物及び雑固体廃棄物の一部は、東海第二発電所の固体廃棄物貯蔵庫 A 又は B に貯蔵保管する。</p>	

東海発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>7. 各マネージャーは、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること</p> <p>(5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること</p> <p>(6) 車両を徐行させること</p> <p>(7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること</p> <p>8. 放射線・化学管理グループマネージャーは、第7項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第27条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>9. 放射線・化学管理グループマネージャーは、各マネージャーが管理区域内で第27条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>10. 所長は、貯蔵庫、搬出作業エリア、雑固体廃棄物焼却設備、雑固体減容処理設備及びセメント混練固化装置における放射性固体廃棄物の取扱いについて、東海第二発電所長とあらかじめ必要な事項を取り決めておく。</p>		<p>・本文五号に、固体廃棄物の種類、処理方法等の記載があり、保安規定の記載は整合している。</p>

東海発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>11. 所長は、工事で発生した放射性固体廃棄物を発電所外へ廃棄してはならない。</p> <p>12. 放射線・化学管理グループマネージャーは、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。 <u>(1)埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</u> <u>(2)発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</u> <u>(3)放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</u></p> <p>13. 放射線・化学管理グループマネージャーは、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>14. 放射線・化学管理グループマネージャーは、第13項の運搬において、運搬前に次の事項を確認する。 <u>(1)法令に適合する容器に封入されていること</u> <u>(2)法令に定める書類及び物品以外のものが収納されていないこと</u></p> <p>15. 放射線・化学管理グループマネージャーは、第13項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第27条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p>		<p>・本文五号に、固体廃棄物の種類，処理方法等の記載があり，保安規定記載は整合している。</p>

東海発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p><u>（輸入廃棄物の管理）</u> <u>第21条の6</u> 発電管理室長は、輸入廃棄物を廃棄物管理設備に廃棄する場合は、その輸入廃棄物が法令で定める基準に適合したものであることを確実にする。</p> <p>2. 発電管理室長は、前項において第5条に定める保安に関する組織のうち、<u>発電管理室以外の室に対して、その輸入廃棄物が法令で定める基準に適合したものであることの確認を依頼し、依頼を受けた室は当該確認を行う。</u></p>	<p>八 使用済燃料の処分の方法</p> <p>使用済燃料は「原子力の平和利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との協定」に基づき、British Nuclear Fuels Ltd. に委託し再処理を行いこれによって得られるプルトニウムは本邦に持ち帰るものとする。</p> <p>また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転するときは、政府の承認を受けることとする。</p>	<p>本文八号に、海外での再処理に係る事項が記載されており、保安規定記載はこれに整合している。</p>

東海発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第7章 施設管理</p> <p>（施設管理計画）</p> <p>第40条 原子炉施設について原子炉設置（変更）許可を受けた設備に係る事項及び「<u>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則</u>」（以下、本編において「<u>技術基準規則</u>」という。）を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、次の施設管理計画を定める。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>12. 設計管理</p> <p>(1)組織は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更^{に該当するかどうかを判断する。}</p> <p>(2)組織は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第4条7.3に従って実施する。</p> <p>a)保全の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項</p> <p>b)技術基準規則の規定及び原子炉設置（変更）許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</p> <p>c)適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</p> <p>d)設計開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>(3)本項における設計管理には、次項に定める作業管理及び14. に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p>	<p>十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>(7) 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>(iii) 設計開発</p> <p>b. 設計開発に用いる情報</p> <p>(a) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(a-1)機能及び性能に係る要求事項</p> <p>(a-2)従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>(a-3)関係法令</p>	<p>本文十一号において、設計開発に用いる情報に関する事項が記載されており、保安規定記載はこれに整合している。</p>

東海発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>1 4. 使用前事業者検査の実施</p> <p>(1) 所長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる原子炉施設について、設置又は変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、技術基準規則へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、1 4. において「検査」という。）を統括する。</p> <p>(2) 検査グループマネージャーは、次の a)～d) を実施する。</p> <p>a) 第5条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>b) 検査要領書※2を定める。</p> <p>c) 検査対象の原子炉施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>①設工認に従って行われたものであること</p> <p>②技術基準規則に適合するものであること</p> <p>d) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>※2：検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法、その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a) 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</p> <p>b) 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>c) その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p> <p>(3) 前号の検査実施責任者は、次の a), b) を実施する。</p> <p>a) 前号で定めた検査要領書に従い、検査を実施する。</p> <p>b) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号 c) の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>(4) 検査グループマネージャーは検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の a)～c) に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。</p> <p>a) 第5条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者</p>	<p>十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>(8) 評価及び改善</p> <p>(ii) 監視及び測定</p> <p>d. 機器等の検査等</p> <p>(a) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>(b) 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(c) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(d) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>(e) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p> <p>(f) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p>	<p>本文十一号において、使用前事業者検査等に関する事項が記載されており、保安規定記載はこれに整合している。</p>

東海発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>b) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>c) b) に掲げる供給者とは別の当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>(5) 検査グループマネージャーは、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、検査実施責任者及び前項に規定する検査員は、それを実施する。</p> <p>(6) 各マネージャーは、第 2 号、第 3 号及び第 4 号に係る事項として、次の a), b) を実施する。</p> <p>a) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>b) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(7) 各室長は、第 2 号、第 3 号及び第 4 号に係る事項について、検査に係る要員の教育訓練を行う。</p>		

東海発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>1 5. 定期事業者検査の実施</p> <p>(1) 所長は、原子炉施設が技術基準規則に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査（以下、1 5. において「検査」という。）を統括する。</p> <p>(2) 検査グループマネージャーは、次の a)～d) を実施する。</p> <p>a) 第 5 条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>b) 検査要領書※ 3 を定める。</p> <p>c) 検査対象の原子炉施設が技術基準規則に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>d) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>※ 3：プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a) 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</p> <p>b) 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</p> <p>c) a) 及び b) による方法のほか、技術基準規則に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。</p> <p>(3) 前号の検査実施責任者は、次の a)～b) を実施する。</p> <p>a) 前号で定めた検査要領書に従い、検査を実施する。</p> <p>b) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号 c) の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>(4) 検査グループマネージャーは、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。</p> <p>a) 第 5 条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>b) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>c) b) に掲げる供給者とは別の当該検査業務に係る役務の供給</p>	<p>十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>(8) 評価及び改善</p> <p>(ii) 監視及び測定</p> <p>d. 機器等の検査等</p> <p>(a) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>(b) 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(c) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(d) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>(e) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p> <p>(f) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p>	<p>本文十一号において、使用前事業者検査等に関する事項が記載されており、保安規定記載はこれに整合している。</p>

東海発電所 原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>者</p> <p>(5) 検査グループマネージャーは、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前号に規定する検査員の立会頻度を定め、検査実施責任者及び前号に規定する検査員は、それを実施する。</p> <p>(6) 各マネージャーは、第2号、第3号及び第4号に係る管理として、次のa)、b)を実施する。</p> <p>a) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>b) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(7) 各室長は、第2号、第3号及び第4号に係る事項について、検査に係る要員の教育訓練を行う。</p>		

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	説明
第1章 総則			
第201条 目的	—	—	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬は無い。
第202条 基本方針	○ (本文十一号)	—	保安規定に係る基本方針であり、基本方針の内容である「保安活動は、…適切な品質保証活動に基づき実施する。」は、設置許可本文十一号に記載されるため、保安規定記載は整合している。
第202条の2 関係法令及び保安規定の遵守	○ (本文十一号)	○※	※用語の置き換え（「管理責任者」⇒「品質マネジメントシステム責任者」）、委員会の位置付けの記載表現及び名称変更（「コンプライアンス・安全文化醸成活動推進委員会」⇒「安全文化育成・維持活動推進委員会」）、社内規程名称の変更（「コンプライアンス・安全文化醸成活動要項」⇒「安全文化育成・維持活動要項」）のみの変更 社長が法令等を確実に遵守するための取り組みについて、設置許可本文十一号（5）（i）経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ）にて規定しており、保安規定の記載は、これに整合している。
第2章 品質保証			
第203条 品質マネジメントシステム計画	○ (本文十一号)	○	設置許可本文十一号との比較により、保安規定記載の設置許可との整合性を整理している。
第3章 保安管理体制及び評価			
第1節 組織及び職務			
第204条 保安に関する組織	○ (本文十一号) (添付書類五、八)	○	添付書類五、添付書類八（13.2 保安管理体制）に記載があるが、保安規定の記載は現組織に合わせて変更されている。 また、本文十一号（5）（v）責任、権限及びコミュニケーション）において、組織の責任と権限を明確化する旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第205条 保安に関する職務	○ (本文十一号) (添付書類五、八)	○	添付書類五に記載があるが、保安規定の記載は現組織に合わせて変更されている。 また、本文十一号（5）（v）責任、権限及びコミュニケーション、（7）（ii）c. 組織の外部の者との情報の伝達等、（8）（ii）d. 機器等の検査等（e））において、組織の責任と権限を明確化する旨記載、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達について実効性のある方法を明確化する旨記載、使用前事業者検査等の独立性について記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。
第2節 原子炉施設保安委員会及び原子炉施設保安運営委員会			
第206条 原子炉施設保安委員会	○ (添付書類五、八)	—	添付書類五に原子炉施設保安委員会を設置する旨の記載があり、保安規定の記載はこれに整合している。
第207条 原子炉施設保安運営委員会	○ (添付書類五、八)	○※	※用語の置き換え（「保守管理」⇒「施設管理」）のみの変更 添付書類五、添付書類八（13.2 保安管理体制）に原子炉施設保安運営委員会を設置する旨の記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。
第208条 原子炉主任技術者の選任	○ (添付書類五、八)	○※	※用語の置き換え（「工事又は保守管理」⇒「施設管理」）、能力等級数及び役割ランク数の適正化のみの変更 添付書類五、添付書類八（13.2 保安管理体制）に、発電用原子炉主任技術者に係る記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。
第208条の2 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任	○ (添付書類五)	○※	※能力等級数及び役割ランク数の適正化のみの変更 添付書類五に、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者に係る記載があり、保安規定の記載はこれに整合している。
第209条 原子炉主任技術者の職務等	○ (添付書類五)	—	添付書類五に、発電用原子炉主任技術者は、発電用原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に履行する旨の記載があり、保安規定の記載はこれに整合している。
第209条の2 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等	○ (添付書類五)	○	添付書類五に電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者に係る記載があり、保安規定の記載はこれに整合している。
第209条の3 主任技術者の情報共有	—	—	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第4節 原子炉施設の定期的な評価			
第210条 原子炉施設の定期的な評価	○ (本文十一号)	—	本文十一号（8）（ii）c. プロセスの監視測定）において、「原子炉施設の定期的な評価」も含めて記載しており、保安規定の記載はこれに整合している。
第4章 運転管理			
第1節 通則			
第211条 構成及び定義	—	—	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第211条の2 原子炉の運転期間	—	○※	※引用法令番号の最新化、用語の置き換え（「定期検査」⇒「定期事業者検査」）のみの変更 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第212条 原子炉の運転員の確保	○ (添付書類八)	—	添付書類（13.3 運転管理）に運転管理について原子炉施設の運転に習熟した者の確保について記載されており、保安規定の記載はこれに整合している。 なお、運転員の人数等については、具体的な記載はない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編 2号炉） 設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り ー：無し)	保安規定変更有無 (○：有り ー：無し)	説明
第212条の2 運転管理業務	○ (添付書類八)	○	添付書類(13.3 運転管理)に保安規定に定める運転上の制限及び異常時の措置を遵守し、機器の性能及び状態を的確に把握、運転員の力量確保等が記載されており、保安規定の記載はこれに整合している。
第213条 巡視点検	○ (添付書類八)	○	添付書類(13.3 運転管理)に、原子炉施設の運転管理は、機器の性能及び状態を的確に把握した上で行う旨が記載されており、保安規定の記載はこれに整合している。
第214条 手順の作成	○ (添付書類八)	ー	添付書類(13.3 運転管理)に異常時の運転手順書等が記載されており、保安規定の記載はこれに整合している。
第215条 引継	ー	ー	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第216条 原子炉起動前の確認事項	ー	○※	※用語の置き換え(「定期検査」⇒「定期事業者検査」)のみの変更 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第217条 地震・火災等発生時の対応	○ (添付書類八)	ー	添付書類(13.8 非常時の措置)に非常時(地震・火災・その他原因による相当な規模の災害)の措置として、初期活動及び拡大防止等の対応が記載されており、保安規定の記載はこれに整合している。
第217条の2 電源機能等喪失時の体制の整備	○ (添付書類八)	ー	添付書類(13.8 非常時の措置)に非常時(地震・火災・その他原因による相当な規模の災害)の措置として、初期活動及び拡大防止等の対応が記載されており、保安規定の記載はこれに整合している。
第2節 運転上の留意事項			
第218条 水質管理	○ (添付書類八)	ー	添付書類八(4. 1次冷却設備, 6.2化学・体積制御設備)に蒸気発生器2次側の水質管理, 1次冷却材の水質管理に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第3節 運転上の制限			
第219条 停止余裕	○ (本文五号) (添付書類八)	ー	本文五号, 添付書類八(3.3 核設計)他に記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。
第220条 臨界ポロン濃度	○ (本文十号) (添付書類八)	ー	本文十号, 添付書類八(3.3 核設計)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第221条 減速材温度係数	○ (本文十号) (添付書類八, 十)	ー	本文十号, 添付書類八(3.3 核設計), 添付書類十(1.2 主要な解析条件)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第222条 制御棒動作機能	○ (本文五号, 十号) (添付書類八, 十)	○※	※用語の置き換え(「定期検査」⇒「定期事業者検査」)のみの変更 本文五号, 十号, 添付書類八(3.2.3 反応度制御設備, 3.3 核設計), 添付書類十(1.2 主要な解析条件)他に記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。
第223条 制御棒の挿入限界	○ (本文五号, 十号) (添付書類八, 十)	ー	本文五号, 十号, 添付書類八(3.3 核設計), 添付書類十(3.3.1 制御棒飛び出し)他に記載されており、保安規定の記載はこれらに整合している。
第224条 制御棒位置指示	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え(「定期検査」⇒「定期事業者検査」)のみの変更 本文五号, 添付書類八(7.2.5 制御棒位置指示計装), 他に記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。
第225条 炉物理検査－モード1－	ー	ー	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定の記載に齟齬はない。
第226条 炉物理検査－モード2－	ー	○※	※用語の置き換え(「機能検査」⇒「機能確認」)のみの変更 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定の記載に齟齬はない。
第227条 化学体積制御系(ほう酸濃縮機能)	○ (本文五号) (添付書類八)	ー	本文五号, 添付書類八(6.2 化学体積制御設備)他に記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。
第228条 原子炉熱出力	○ (本文三号, 十号) (添付書類二, 八)	ー	本文三号, 十号, 添付書類二(2. 原子炉, 1次冷却設備及び2次冷却設備)他に記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。
第229条 熱流束熱水路係数($F_{\Delta}(Z)$)	○ (本文五号) (添付書類八)	ー	本文五号, 添付書類八(3.3 核設計)他に記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。
第230条 核的エンタルピ上昇熱水路係数($F_{\Delta H}^N$)	○ (本文五号, 十号) (添付書類八, 十)	ー	本文五号, 十号, 添付書類八(3.3 核設計), 添付書類十(2. 運転時の異常な過渡変化の解析)他に主蒸気逃し安全弁に係る記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	説明
第231条 軸方向中性子束偏差	○ (本文十号) (添付書類八, 十)	-	本文十号, 添付書類八(3.3核設計)他に記載があり, 保安規定の記載はこれに整合している。
第232条 1/4炉心出力偏差	○ (本文十号) (添付書類八, 十)	-	本文十号, 添付書類八(7.2.5制御棒位置指示計装)他に記載があり, 保安規定の記載はこれに整合している。
第233条 計測及び制御設備	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え(「定期検査」⇒「定期事業者検査」, 「機能検査」⇒「機能確認」)のみの変更 本文五号, 添付書類八(7.計測制御系統施設)に記載があり, 保安規定の記載はこれらに整合している。
第234条 DNB比	○ (本文五号, 十号) (添付書類八, 十)	-	本文五号, 添付書類八(3.4熱水力設計), 添付書類十(1.安全評価に関する基本方針)に記載があり, 保安規定の記載はこれらに整合している。
第235条 1次冷却材の温度・圧力及び1次冷却材温度変化率	○ (本文五号) (添付書類八)	-	本文五号, 添付書類八(4.3原子炉冷却材圧力バウンダリとなる系統機器の設計)に記載があり, 保安規定の記載はこれらに整合している。
第236条 1次冷却系モード3-	○ (本文五号) (添付書類八)	-	本文五号, 添付書類八(4.1次冷却設備)に記載があり, 保安規定の記載はこれらに整合している。
第237条 1次冷却系モード4-	○ (本文五号) (添付書類八)	-	本文五号, 添付書類八(6.3余熱除去設備)に記載があり, 保安規定の記載はこれに整合している。
第238条 1次冷却系モード5(1次冷却系満水)-	○ (添付書類八)	-	本文五号, 添付書類八(6.3余熱除去設備)に記載があり, 保安規定の記載はこれに整合している。
第239条 1次冷却系モード5(1次冷却系非満水)-	○ (本文十号) (添付書類十)	-	本文五号, 添付書類八(6.3余熱除去設備)に記載があり, 保安規定の記載はこれに整合している。
第240条 1次冷却系モード6(キャビティ高水位)-	○ (本文五号) (添付書類八)	-	本文五号, 添付書類八(6.3余熱除去設備)に記載があり, 保安規定の記載はこれに整合している。
第241条 1次冷却系モード6(キャビティ低水位)-	○ (本文五号) (添付書類八)	-	本文五号, 添付書類八(6.3余熱除去設備)に記載があり, 保安規定の記載はこれに整合している。
第242条 加圧器	○ (本文五号) (添付書類八)	-	本文五号, 添付書類八(4.1次冷却設備)に記載があり, 保安規定の記載はこれらに整合している。
第243条 加圧器安全弁	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え(「定期検査」⇒「定期事業者検査」)のみの変更 本文五号, 添付書類八(4.1次冷却設備)他に記載があり, 保安規定の記載はこれらに整合している。
第244条 加圧器逃がし弁	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え(「定期検査」⇒「定期事業者検査」)のみの変更 本文五号, 添付書類八(4.1次冷却設備)他に記載があり, 保安規定の記載はこれらに整合している。
第245条 低温過加圧防護	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え(「定期検査」⇒「定期事業者検査」)のみの変更 本文五号, 添付書類八(4.1次冷却設備)他に記載があり, 保安規定の記載はこれらに整合している。
第246条 1次冷却材漏えい率	○ (添付書類十)	○※	※用語の置き換え(「定期検査」⇒「定期事業者検査」)のみの変更 添付書類十(3.2原子炉冷却材の喪失又は炉心冷却状態の著しい変化)に記載があり, 保安規定の記載はこれらに整合している。
第247条 蒸気発生器細管漏えい監視	○ (本文五号) (添付書類八, 十)	○※	※用語の置き換え(「定期検査」⇒「定期事業者検査」)のみの変更 本文五号, 添付書類八(4.1次冷却設備), 添付書類十(3.2原子炉冷却材の喪失又は炉心冷却状態の著しい変化)に記載があり, 保安規定の記載はこれらに整合している。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	説明
第248条 余熱除去系への漏えい監視	-	○※	※用語の置き換え（「定期検査」⇒「定期事業者検査」）のみの変更 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定の記載に齟齬はない。
第249条 1次冷却材中のよう素131濃度	○ (本文十号) (添付書類十)	-	本文十号、添付書類十(4. 重大事故及び仮想事故の解析)に記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。
第250条 蓄圧タンク	○ (本文五号) (添付書類八)	-	本文五号、添付書類八(5.2 非常用炉心冷却設備)他に記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。
第251条 非常用炉心冷却系－モード1、2及び3－	○ (本文五号) (添付書類八)	○	本文五号、添付書類八(5.2 非常用炉心冷却設備)他に記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。
第252条 非常用炉心冷却系－モード4－	○ (本文五号) (添付書類八)	○	本文五号、添付書類八(5.2 非常用炉心冷却設備)他に記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。
第253条 燃料取替用水タンク	○ (本文五号) (添付書類八)	-	本文五号、添付書類八(5.2 非常用炉心冷却設備)他に記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。
第254条 ほう酸注入タンク	○ (本文五号) (添付書類八)	-	※用語の置き換え（「定検」⇒「定事検」）のみの変更 本文五号、添付書類八(5.2 非常用炉心冷却設備)他に記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。
第255条 原子炉格納容器	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え（「定期検査」⇒「定期事業者検査」）のみの変更 添付書類八(5.3 原子炉格納施設)他に記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。
第256条 原子炉格納容器スプレイ系	○ (本文五号) (添付書類八)	○	本文五号、添付書類八(5.4 原子炉格納容器スプレイ設備)に記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。
第257条 アニユラス空気浄化系	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え（「定期検査」⇒「定期事業者検査」）のみの変更 本文五号、添付書類八(5.5 アニユラス空気浄化設備)に記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。
第258条 アニユラス	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え（「定期検査」⇒「定期事業者検査」）のみの変更 本文五号、添付書類八(5.3 原子炉格納施設)に記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。
第259条 主蒸気安全弁	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え（「定期検査」⇒「定期事業者検査」）のみの変更 本文五号、添付書類八(9. タービン及び付属設備)他に記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。
第260条 主蒸気隔離弁	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え（「定期検査」⇒「定期事業者検査」）のみの変更 本文五号、添付書類八(9. タービン及び付属設備)他に記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。
第261条 主給水隔離弁、主給水制御弁及び主給水バイパス制御弁	○ (本文十号) (添付書類十)	○※	※用語の置き換え（「定期検査」⇒「定期事業者検査」）のみの変更 本文十号、添付書類十(3.2 原子炉冷却材の喪失又は炉心冷却状態の著しい変化)他に記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。
第262条 主蒸気逃がし弁	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え（「定期検査」⇒「定期事業者検査」）のみの変更 本文五号、添付書類八(9. タービン及び付属設備)他に記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。
第263条 補助給水系	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え（「定期検査」⇒「定期事業者検査」）のみの変更 本文五号、添付書類八(9. タービン及び付属設備)他に記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。
第264条 復水タンク	○ (本文五号) (添付書類八)	-	本文五号、添付書類八(9. タービン及び付属設備)他に記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	説明
第265条 原子炉補機冷却水系	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え（「定期検査」⇒「定期事業者検査」）のみの変更 本文五号, 添付書類八（6.4 原子炉補機冷却水設備）他に記載があり, 保安規定の記載はこれらに整合している。
第266条 原子炉補機冷却海水系	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え（「定期検査」⇒「定期事業者検査」）のみの変更 本文五号, 添付書類八（6.5 原子炉補機冷却海水設備）他に記載があり, 保安規定の記載はこれらに整合している。
第267条 中央制御室非常用循環系	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え（「定期検査」⇒「定期事業者検査」）のみの変更 本文五号, 添付書類八（12.2 換気空調設備）他に記載があり, 保安規定の記載はこれらに整合している。
第268条 安全補機室空気浄化系	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え（「定期検査」⇒「定期事業者検査」）のみの変更 本文五号, 添付書類八（5.6 安全補機室空気浄化設備）他に記載があり, 保安規定の記載はこれらに整合している。
第269条 燃料取扱棟空気浄化系	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え（「定期検査」⇒「定期事業者検査」）のみの変更 本文五号, 添付書類八（12.2 換気空調設備）他に記載があり, 保安規定の記載はこれらに整合している。
第270条 外部電源－モード1, 2, 3及び4－	○ (本文五号) (添付書類八)	－	本文五号, 添付書類八（8.電気施設）に記載があり, 保安規定の記載はこれらに整合している。
第271条 外部電源－モード5, 6及び照射済燃料移動中－	○ (本文五号) (添付書類八)	－	本文五号, 添付書類八（8.電気施設）に記載があり, 保安規定の記載はこれらに整合している。
第272条 ディーゼル発電機－モード1, 2, 3及び4－	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え（「定期検査」⇒「定期事業者検査」）のみの変更 本文五号, 添付書類八（8.電気施設）に記載があり, 保安規定の記載はこれらに整合している。
第273条 ディーゼル発電機－モード1, 2, 3及び4以外－	○ (本文五号) (添付書類八)	－	本文五号, 添付書類八（8.電気施設）に記載があり, 保安規定の記載はこれらに整合している。
第274条 ディーゼル発電機の燃料油, 潤滑油及び始動用空気	○ (本文五号) (添付書類八)	－	本文五号, 添付書類八（8.電気施設）に記載があり, 保安規定の記載はこれらに整合している。
第275条 非常用直流電源－モード1, 2, 3及び4－	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え（「定期検査」⇒「定期事業者検査」）のみの変更 本文五号, 添付書類八（8.電気施設）に記載があり, 保安規定の記載はこれらに整合している。
第276条 非常用直流電源－モード5, 6及び照射済燃料移動中－	○ (本文五号) (添付書類八)	－	本文五号, 添付書類八（8.電気施設）に記載があり, 保安規定の記載はこれらに整合している。
第277条 所内非常用母線－モード1, 2, 3及び4－	○ (本文五号) (添付書類八)	－	本文五号, 添付書類八（8.電気施設）に記載があり, 保安規定の記載はこれらに整合している。
第278条 所内非常用母線－モード5, 6及び照射済燃料移動中－	○ (本文五号) (添付書類八)	－	本文五号, 添付書類八（8.電気施設）に記載があり, 保安規定の記載はこれらに整合している。
第279条 1次冷却材中のほう素濃度－モード6－	○ (本文五号) (添付書類八)	－	本文五号, 添付書類八（3.3 核設計）に記載があり, 保安規定の記載はこれらに整合している。
第280条 原子炉キャビティ水位－燃料移動中－	○ (本文五号) (添付書類八)	－	本文五号, 添付書類八（6.7 燃料取扱及び貯蔵設備）に記載があり, 保安規定の記載はこれらに整合している。
第281条 原子炉格納容器貫通部－燃料移動中－	○ (本文五号) (添付書類八)	－	本文五号, 添付書類八（5.3 原子炉格納施設）に記載があり, 保安規定の記載はこれらに整合している。
第282条 使用済燃料ピットの水位及び水温	○ (本文五号) (添付書類八)	－	本文五号, 添付書類八（6.7 燃料取扱及び貯蔵設備）に記載があり, 保安規定の記載はこれらに整合している。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	説明
第283条 1次冷却系の耐圧・漏えい検査の実施	—	—	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第284条 安全注入系逆止弁漏えい検査の実施	—	—	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第285条 運転上の制限の確認	—	○	設置許可に記載はないが、サーベイランスについては、実条件性能確認で実施することを追加し、保安規定審査基準改正を反映したものであり、実施方法について、設置許可の記載との整合性の観点で記載を追加している
第286条 運転上の制限を満足しない場合	—	—	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第287条 予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合	—	○	設置許可に記載はないが、保安規定の記載については、PRA等を用いた措置の有効性の検証についての保安規定審査基準改正を反映している。
第288条 運転上の制限に関する記録	—	—	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第4節 異常時の措置			
第289条 異常発生時の基本的な対応	—	—	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第290条 異常時の措置	—	—	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第291条 異常収束後の措置	—	—	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第292条～第299条（欠番）			
第5章 燃料管理			
第300条 新燃料の運搬	○ (本文九号) (添付書類八、九)	○	本文五号、九号、添付書類八（6.7燃料取扱及び貯蔵設備、13.4 燃料管理）、添付書類九（2.2 管理区域内の管理）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第301条 新燃料の貯蔵	○ (本文五号) (添付書類八)	—	本文五号、九号、添付書類八（6.7燃料取扱及び貯蔵設備、13.4 燃料管理）、添付書類九（2.2 管理区域内の管理）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第302条 燃料の検査	○ (添付書類八)	○	添付書類八（6.7燃料取扱及び貯蔵設備、13.4 燃料管理）他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第303条 燃料の取替等	○ (本文五号) (添付書類八、十)	○	本文五号、添付書類八（3.原子炉及び炉心、6.7燃料取扱及び貯蔵設備）、添付書類十（2.5 1次冷却材中のほう素の異常な希釈）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第304条 欠番			
第305条 使用済燃料の貯蔵	○ (添付書類八、十)	○	添付書類八（6.7燃料取扱及び貯蔵設備、13.4 燃料管理）に使用する設備に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第306条 使用済燃料の運搬	○ (本文五号、九号) (添付書類八、九)	○	本文五号、九号、添付書類八（4. 燃料の貯蔵設備及び取扱設備、13.4 燃料管理）、添付書類九（2.2 管理区域内の管理）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第6章 放射性廃棄物管理			
第307条 放射性廃棄物管理に係る基本方針	○ (本文九号) (添付書類八、九)	○	本文九号、添付書類八（13.5 放射性廃棄物管理）、添付書類九（1.放射線防護に関する基本方針）に記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。 （保安規定では、第2条（基本方針）でALARAを記載しているが、第6章においても追記）
第307条の2 頻度の定義	—	○※	※番号のみの変更 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第308条 放射性固体廃棄物の管理	○ (本文五号、九号) (添付書類八、九)	○	本文五号、九号、添付書類八（10 放射性廃棄物廃棄施設、13.5 放射性廃棄物管理）、添付書類九（4.放射性廃棄物処理）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第308条の2 放射性廃棄物でない廃棄物の管理	—	—	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第308条の3 事故由来放射性物質の降下物の影響確認	—	—	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第309条 放射性液体廃棄物の管理	○ (本文五号、九号) (添付書類八、九)	—	設置許可本文五号、九号、添付書類八（10.3液体廃棄物処理設備、13.5 放射性廃棄物管理）、添付書類九（4.3 液体廃棄物処理）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第310条 放射性気体廃棄物の管理	○ (本文五号、九号) (添付書類八、九)	—	設置許可本文五号、九号、添付書類八（10.2気体廃棄物処理設備、13.5 放射性廃棄物管理）、添付書類九（4.2 気体廃棄物処理）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第311条 放出管理用計測器の管理	○ (添付書類八、九)	○	添付書類八（13.5 放射性廃棄物管理）、添付書類九（1.放射線防護に関する基本方針）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第7章 放射線管理			
第312条 放射線管理に係る基本方針	○ (本文九号) (添付書類八、九)	○	設置許可本文九号、添付書類八（13.6 放射線管理）、添付書類九（1.放射線防護に関する基本方針）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。 （保安規定では、第2条（基本方針）でALARAを記載しているが、第7章においても追記）
第312条の2 頻度の定義	—	○※	※番号のみの変更

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	説明
第313条 管理区域の設定及び解除	○ (本文九号) (添付書類八、九)	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。 設置許可本文九号、添付書類八(13.6放射線管理)、添付書類九(2.1管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第314条 管理区域内における区域区分	○ (本文九号) (添付書類九)	-	設置許可本文九号、添付書類九(2.3.3管理区域内の区分)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第315条 管理区域内における特別措置	○ (本文九号) (添付書類九)	-	設置許可本文九号、添付書類九(2.3.3管理区域内の区分)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第316条 管理区域への出入管理	○ (本文九号) (添付書類八、九)	-	設置許可本文九号、添付書類八(13.6放射線管理)、添付書類九(2.3.1人の出入管理)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第317条 管理区域出入者の遵守事項	○ (本文九号) (添付書類八、九)	-	設置許可本文九号、添付書類八(13.6放射線管理)、添付書類九(2.2管理区域内の管理)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第318条 保全区域	○ (添付書類九)	-	添付書類九(2.5保全区域内の管理)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第319条 周辺監視区域	○ (本文九号) (添付書類八、九)	○※	※他社施設名称の適正化のみの変更 設置許可本文九号、添付書類八(13.6放射線管理)、添付書類九(2.6周辺監視区域内の管理)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第320条 放射線業務従事者の線量管理等	○ (本文九号) (添付書類八、九)	○	設置許可本文九号、添付書類八(13.6放射線管理)、添付書類九(1.放射線防護に関する基本方針)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第321条 床、壁等の除染	○ (本文九号) (添付書類九)	-	設置許可本文九号、添付書類九(2.2管理区域内の管理)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第321条の2 平常時の環境放射線モニタリング	○ (本文九号) (添付書類九)	○	設置許可本文九号、添付書類九(3.周辺監視区域境界及び周辺地域の放射線監視)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第322条 外部放射線に係る線量当量率等の測定	○ (本文九号) (添付書類八、九)	-	設置許可本文九号、添付書類八(13.6放射線管理)、添付書類九(2.2管理区域内の管理)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第323条 放射線計測器類の管理	○ (本文五号、九号) (添付書類八、九)	○	設置許可本文五号、九号、添付書類八(11.2放射線管理設備)、添付書類九(3.1外部放射線による線量当量の監視)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第324条 管理区域外等への搬出及び運搬	○ (本文九号) (添付書類八、九)	○	設置許可本文九号、添付書類八(13.6放射線管理)、添付書類九(2.2管理区域内の管理)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第325条 発電所外への運搬	-	○	設置許可に記載はないが、保安規定の記載においては、発電所外への運搬時の行為についての保安規定審査基準改正を反映している。
第326条 協力企業の放射線防護	○ (添付書類九)	-	設置許可添付書類九(1.放射線防護に関する基本方針)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第327条 欠番			
第8章 施設管理			
第328条 施設管理計画	○ (添付書類八)	○	添付書類八(13.7保守管理)に、原子炉施設の保守管理について、保守管理計画を定め、構築物、系統及び機器について重要度に応じて保守管理を実施すること、原子炉施設の性能を維持するために、保全が必要な構築物、系統及び機器を定めて保全実施結果の確認及び評価等を適切に行う」と記載があり、保安規定においては、原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドとの整合を図る。
第328条の2 設計管理	○ (本文十一号)	○	本文十一号(7)(iii)設計開発)において、設計開発に用いる情報に関する事項が記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第328条の3 作業管理	-	○	設置許可に記載はないが、保安規定においては、原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドとの整合を図る。
第328条の4 使用前事業者検査の実施	○ (本文十一号)	○	本文十一号(8)(ii)d.機器等の検査等)において、使用前事業者検査等に関する事項が記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第328条の5 定期事業者検査の実施	○ (本文十一号)	○	本文十一号(8)(ii)d.機器等の検査等)において、使用前事業者検査等に関する事項が記載されており、保安規定記載はこれに整合している。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	説明
第328条の6 原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針	○ (添付書類八)	○※	※実用炉規則改正の反映、用語の置き換え（「長期保守管理方針」→「長期施設管理方針」）の変更 添付書類八（13.7 保守管理）に記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第9章 非常時の措置			
第329条 原子力防災組織	○ (添付書類八)	-	添付書類八（13.8 緊急時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第330条 原子力防災組織の要員	○ (添付書類八)	-	添付書類八（13.8 緊急時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第330条の2 緊急作業従事者の選定	○ (添付書類八)	-	添付書類八（13.8 緊急時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第331条 原子力防災資機材等	○ (添付書類八)	-	添付書類八（13.8 緊急時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第332条 通報経路	○ (添付書類八)	-	添付書類八（13.8 緊急時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第333条 緊急時演習	○ (添付書類八)	-	添付書類八（13.8 緊急時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第334条 通報	○ (添付書類八)	-	添付書類八（13.8 緊急時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第335条 緊急時態勢の発令	○ (添付書類八)	-	添付書類八（13.8 緊急時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第336条 応急措置	○ (添付書類八)	-	添付書類八（13.8 緊急時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第337条 緊急時における活動	○ (添付書類八)	-	添付書類八（13.8 緊急時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第337条の2 緊急作業従事者の線量管理等	○ (添付書類八)	-	添付書類八（13.8 緊急時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第338条 緊急時態勢の解除	○ (添付書類八)	-	添付書類八（13.8 緊急時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第10章 保安教育			
第339条 所員への保安教育	○ (添付書類五、八)	○※	※用語の置き換え（「品質保証」→「品質マネジメントシステム」、 「保守管理」→「施設管理」、 「保守及び点検」→「保全」）のみの変更 添付書類五（5.技術者に対する教育・訓練）、添付書類八（13.9 保安教育）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第340条 協力企業従業員への保安教育	-	○※	※用語の置き換え（「保守及び点検」→「保全」）のみの変更 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第11章 記録及び報告			
第341条 記録	○ (添付書類八)	○	添付書類八（13.12 記録及び報告）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第342条 報告	○ (添付書類八)	-	添付書類八（13.12 記録及び報告）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
添付			
添付2-1 原子炉がスクラムした場合の運転操作基準（第290条関係）	○ (本文十号) (添付書類十)	-	本文十号、添付書類十に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
添付2-2 管理区域図（第313条及び第314条関連）	○ (添付書類九)	-	添付書類九（2.1 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定）に記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
添付2-3 保全区域図（第318条関連）	○ (添付書類九)	-	添付書類九（2.1 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定）に記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
添付2-4 長期施設管理方針（第328条の6関連）	○ (添付書類八)	○※	用語の置き換え（「保守管理」⇒「施設管理」、 「長期保守管理方針」⇒「長期施設管理方針」）のみの変更

敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編 2号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第3章 保安管理体制及び評価</p>		
<p>（保安に関する組織） 第204条 発電所の保安に関する組織は、図204のとおりとする。</p> <p>図204 （本店）</p> <p>（発電所）</p> <p>※1→発電用原子炉主任技術者（駐在）</p> <p>※2→発電所長</p> <p>原子炉施設保安運営委員会</p>	<p>[本文] 十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (5) 経営責任者等の責任 (v) 責任、権限及びコミュニケーション a. 責任及び権限 社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。 b. 品質マネジメントシステム管理責任者 (a) 社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。 (a-1) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること (a-2) 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること (a-3) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること (a-4) 関係法令を遵守すること c. 管理者 (a) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。 (a-1) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること (a-2) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること (a-3) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと (a-4) 健全な安全文化を育成し、及び維持すること</p>	<p>・本文十一号において、組織の責任と権限を明確化する旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。</p>

敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編 2号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>(a-5) 関係法令を遵守すること</p> <p>(b) 管理者は、(a)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>(b-1) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること</p> <p>(b-2) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること</p> <p>(b-3) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること</p> <p>(b-4) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に発電用原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること</p> <p>(b-5) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること</p> <p>(c) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>[添付書類五]</p> <p>1. 設計及び運転等のための組織 (中略) 原子力関係組織図は、第1図に示すとおりである。 (中略) 運転及び保守のための組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第37条第1項の規定に基づく敦賀発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）で明確にしており、この組織において（中略）運転及び保守に係る業務を遂行する。</p>	<p>・設置許可記載の組織は設置許可変更当時のものであるが「保安規定等で定められた、業務所掌に基づき、明確な役割分担のもとで敦賀発電所の設計及び運転等に係る業務を適確に実施する」と記載されており、保安規定の記載はこれに整合している。</p>

敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編 2号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>[添付資料八]</p> <p>13.2 保安管理体制</p> <p>発電所の保安管理体制は、所長、原子炉主任技術者、発電室、 保守室、技術センター及び総務室、並びに品質保証グループ、 運営管理グループ及び安全管理グループをもって構成する。</p> <p>さらに、発電所における原子炉施設の保安運営に関する具体的 重要事項を審議するため、敦賀発電所原子炉施設保安運営委 員会を設ける。</p>	<p>・添付書類八に記載がある が、設置許可の記載は設 置許変更当時の組織・職 務であり、保安規定の記 載は現組織・職務に合わ せて変更されている。</p>

敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編 2号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>（保安に関する職務）</p> <p>第205条 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、管理責任者を指揮し、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築、実施及び維持並びにその有効性の継続的な改善を統括する。関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動並びに安全文化を継続的に維持するための活動を統括する。また、社長は、発電所長（以下、本編において「所長」という。）及び発電用原子炉主任技術者（以下、本編において「原子炉主任技術者」という。）に適宜報告を求め、発電所の安全確保を確実にするため、「事故・故障時等対応要項」の定めるところにより必要な指示を行う。</p> <p>(2) 実施部門管理責任者は、実施部門の品質保証活動の実施に係る品質マネジメントシステムの具体的活動（内部監査活動を除く。）を総括する。</p> <p>(3) 監査管理責任者は、実施部門の品質保証活動の実施に係る品質マネジメントシステムの内部監査活動を総括する。</p> <p>(4) 安全室は、品質マネジメントシステム（品質保証活動を含む。）に係る事項の総合調整及び品質マネジメントシステムの総括管理に関する業務を行う。安全室長は、推進委員会を所管し、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動並びに安全文化を継続的に維持し、及び育成するための活動を推進する。</p> <p>（中略）</p> <p>(8) (1)から(7)の職務の他、本店には次の職務がある。</p> <p>イ. 地域共生・広報室は、品質マネジメントシステムに係る地域住民等とのコミュニケーション活動及び安全文化育成・維持活動におけるコミュニケーション活動の総括及び推進に関する業務を行う。</p> <p>（中略）</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>（中略）</p> <p>(9) 保守総括グループは、原子炉施設の施設管理の総括に関する業務を行う。</p>	<p>[本文]</p> <p>十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>(5) 経営責任者等の責任</p> <p>(v) 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>a. 責任及び権限</p> <p>社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>b. 品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>(a) 社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>(a-1) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること</p> <p>(a-2) 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること</p> <p>(a-3) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること</p> <p>(a-4) 関係法令を遵守すること</p> <p>c. 管理者</p> <p>(a) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>(a-1) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること</p> <p>(a-2) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること</p> <p>(a-3) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと</p> <p>(a-4) 健全な安全文化を育成し、及び維持すること</p> <p>(a-5) 関係法令を遵守すること</p>	<p>・本文十一号において、組織の責任と権限を明確化する旨記載、使用前事業者検査等の独立性について記載されており、保安規定記載はこれに整合している。</p>

敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編 2号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(10) 電気・制御グループは、原子炉施設のうち電気、計測制御関係設備の施設管理（工務・設備診断グループ及び直営電気・制御グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(11) 機械グループは、原子炉施設のうち機械関係設備（建物、構築物を含む。）の施設管理（工務・設備診断グループ及び直営機械グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(22) 品質保証グループは、品質保証活動の管理に関する業務及び品質保証室の運営管理に関する業務を行う。</p> <p>(23) 検査グループは、事業者検査及び原子力規制検査の管理に関する業務を行う。</p> <p>(24) 保安運営グループは、原子炉施設の保安運営の総括に関する業務及び運営管理室の運営管理に関する業務を行う。</p> <p>(25) プラント管理グループは、原子炉施設の運転保守計画及び管理に係る事項の総括に関する業務を行う。</p> <p>(26) 技術管理グループは、原子炉施設の技術管理に係る事項の総括に関する業務を行う。</p> <p>(27) 各室長（以下、本編において「各室長」は技術センター長を含む。）は、第204条の定めのとおり、当該室（以下、本編において「室」には技術センターを含む。）が所管するグループ業務を統括する。</p> <p>(28) 各グループのマネージャー（以下、本編において「各マネージャー」という。運転直（1号炉担当）及び発電直（2号炉担当）においては、マネージャーを当直長（1号炉担当）又は発電長（2号炉担当）という。以下、本編において同じ。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>(29) 各マネージャーは、グループ員（当直長（1号炉担当）及び発電長（2号炉担当）のもと原子炉施設の運転操作を行う者（以下、本編において「運転員」という。）を含む。）を指示・指導し、所管する業務を行う。また、グループ員は、マネージャーの指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(b) 管理者は、(a)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>(b-1) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること</p> <p>(b-2) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること</p> <p>(b-3) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること</p> <p>(b-4) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に発電用原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること</p> <p>(b-5) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること</p> <p>(c) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>d. 組織の内部の情報の伝達 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p>(7) 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 (ii) 個別業務等要求事項に関するプロセス c. 組織の外部の者との情報の伝達等 組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。</p> <p>(8) 評価及び改善 (ii) 監視及び測定 d. 機器等の検査等 (e) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実</p>	

敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編 2号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p> <p>(f) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p> <p>[添付書類五] 1. 設計及び運転等のための組織 （中略） 原子力関係組織図は、第1図に示すとおりである。 （中略） 運転及び保守のための組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第37条第1項の規定に基づく敦賀発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）で明確にしており、この組織において（中略）運転及び保守に係る業務を遂行する。</p>	<p>・添付書類五に定められた業務所掌に基づき、明確な役割分担のもとで敦賀発電所の設計及び運転等に係る業務を適確に実施する旨の記載があり、保安規定の記載はこれに整合している。</p>

敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編 2号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明																									
<p>（電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等） 第209条の2 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、電気工作物（1号炉との共用設備を含む。以下同じ。）の保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、次の各号に掲げる職務を遂行する。 （中略） （3）<u>使用前事業者検査等</u>において、あらかじめ定めた区分に従って検査の指導及び監督を行う。 （中略）</p>	<p>[添付書類五] 2. 設計及び運転等に係る技術者の確保 (1) 技術者数 （中略） 本店及び敦賀発電所の技術者の人数は、第1表に示すとおりである。</p> <p style="text-align: center;">第1表 本店及び敦賀発電所の技術者の人数等 平成17年7月1日現在</p> <table border="1" data-bbox="967 563 1720 930"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">技術者の総人数</th> <th rowspan="2">技術者のうち管理者の人数</th> <th colspan="4">技術者のうち有資格者の人数</th> </tr> <tr> <th>原子炉主任技術者有資格者の人数</th> <th>第一種ボイラー・タービン主任技術者有資格者の人数</th> <th>運転責任者の基準に適合した者の人数</th> <th>第1種放射線取扱主任者有資格者の人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本店</td> <td>247</td> <td>146 (146)</td> <td>33</td> <td>12</td> <td>3</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>敦賀発電所</td> <td>312</td> <td>115 (115)</td> <td>10</td> <td>6</td> <td>26</td> <td>26</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：（ ）内は、管理者のうち、技術者としての経験年数が10年以上の人数を示す。</p> <p>(2) 有資格者数 第1表に示すとおり、本店及び敦賀発電所の技術者のうち、原子炉主任技術者の有資格者が43名、第一種ボイラー・タービン主任技術者の有資格者が18名（中略）である。今後とも各種資格取得を奨励し、必要な有資格者を確保していく。</p>		技術者の総人数	技術者のうち管理者の人数	技術者のうち有資格者の人数				原子炉主任技術者有資格者の人数	第一種ボイラー・タービン主任技術者有資格者の人数	運転責任者の基準に適合した者の人数	第1種放射線取扱主任者有資格者の人数	本店	247	146 (146)	33	12	3	58	敦賀発電所	312	115 (115)	10	6	26	26	<p>・添付書類五に電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者に係る記載があり、保安規定の記載はこれに整合している。</p>
	技術者の総人数				技術者のうち管理者の人数	技術者のうち有資格者の人数																					
		原子炉主任技術者有資格者の人数	第一種ボイラー・タービン主任技術者有資格者の人数	運転責任者の基準に適合した者の人数		第1種放射線取扱主任者有資格者の人数																					
本店	247	146 (146)	33	12	3	58																					
敦賀発電所	312	115 (115)	10	6	26	26																					

敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編 2号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p><u>（運転管理業務）</u> <u>第212条の2 発電長（2号炉担当）及び各マネージャーは、運転モードに応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。</u> <u>（1）発電長（2号炉担当）、運転管理グループマネージャー及び運転支援グループマネージャーは、原子炉施設の運転に関する次の業務を実施する。</u> <u>イ. 原子炉施設の運転に必要な監視項目^{※1}を定め運用する。</u> <u>ロ. 運転操作（系統管理を含む。）に係る事項を定め運用する。</u> <u>ハ. 原子炉施設に係る警報発生時の対応内容を定め運用する。</u> <u>ニ. 原子炉施設の設定備故障及び事故発生時の対応内容を定め運用する。</u> <u>（2）発電長（2号炉担当）は、中央制御室における監視、第213条第1項及び第2項の巡視点検によって、施設の運転監視を実施し、その結果、異状があれば関係する各マネージャーに通知する。</u> <u>（3）発電長（2号炉担当）は関係する各マネージャーの依頼に基づき運転操作（系統管理を含む。）が必要な場合は、（1）ロ. による運転操作（系統管理を含む。）を実施する。また、関係する各マネージャーは、発電長（2号炉担当）から引き渡された範囲に対して、必要な作業を行う。</u> <u>（4）発電長（2号炉担当）及び各マネージャーは、第3節（第285条から第288条を除く。）各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するために行う原子炉施設の定期的な試験・確認等の計画を定め、実施する。なお、原子炉起動前の施設及び設備の点検については、第216条に従い実施する。</u> <u>※1：運転に必要な監視項目とは、第3節（第285条から第288条を除く。）各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するための監視項目等をいう。</u></p>	<p>[添付書類八] 13.3 運転管理 原子炉施設の運転管理は、保安規定に定める運転上の留意事項、運転上の制限及び異常時の措置を遵守し、原子炉施設の運転に習熟した者を確保し、機器の性能及び状態を的確に把握した上で行う。 また、運転操作は、通常時及び異常時に対応するよう作成された運転手順書に従って行い、シミュレータを活用した教育訓練により徹底を図る。異常時の運転手順書については、安全上重要な機器が故障した場合に適切に対応できるよう具体的なものとする。さらに、関連する運転手順書間のつながりを明確化し、機器の操作時期、順序、条件等の表現を平易なものとする。 運転手順書については、国内外の事故、故障等を反映して、充実を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 添付書類八に保安規定に定める運転上の制限及び異常時の措置を遵守し、機器の性能及び状態を的確に把握、運転員の力量確保等が記載されており、保安規定の記載はこれに整合している。

敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編 2号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明				
<p>より固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(5) 機械グループマネージャーは、定期事業者検査時に、原子炉格納容器再循環サンプが異物等により塞がれていないことを確認し、その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(6) 発電長（2号炉担当）は、モード1、2及び3において、1ヶ月に1回、2台の高圧注入ポンプ、2台の充てん/高圧注入ポンプ及び2台の余熱除去ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する^{※1}。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>(7) 発電長（2号炉担当）は、モード1、2及び3において、1ヶ月に1回、非常用炉心冷却系の弁の開閉確認を行い、弁の動作に異常のないこと、確認する際に操作した弁が、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>（中略）</p> <p>表251-1</p> <table border="1" data-bbox="170 853 929 1082"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系</td> <td>(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること^{※2} (2) 充てん/高圧注入系の2系統が動作可能であること (3) 低圧注入系の2系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：高圧注入ポンプを用いて蓄圧タンクの水張りを行っている場合は、高圧注入系の切替操作が可能な状態であることを条件に、動作不能とみなさない。</p> <p>（以下略）</p>	項目	運転上の制限	非常用炉心冷却系	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること ^{※2} (2) 充てん/高圧注入系の2系統が動作可能であること (3) 低圧注入系の2系統が動作可能であること	<p>揚程 約800m</p> <p>b 低圧注入系 余熱除去ポンプ 個数 2 容量 約1020m³/h 揚程 約91m</p> <p>[添付書類八] 5.2 非常炉心冷却設備 5.2.1 概要 非常用炉心冷却設備は、蓄圧注入系、高圧注入系及び低圧注入系で構成し、想定される事故に対してほう酸水を注入し、次に示す機能を持つ。 （中略） 非常用炉心冷却設備の系統構成を第5.2.1図に示す。 蓄圧注入系は加圧されたほう酸水を貯える蓄圧タンクを備え、1次冷却系の圧力が低下すると自動的にほう酸水を注入する。高圧注入系は充てん/高圧注入ポンプ及び高圧注入ポンプを、また、低圧注入系は余熱除去ポンプを備え、事故時には燃料取替用水タンクに貯蔵するほう酸水を原子炉に注入する。</p> <p>5.2.3 主要設備の仕様 非常用炉心冷却設備の主要設備の仕様を第5.2.1表に示す。 第5.2.1表 非常用炉心冷却設備の設備仕様 （中略） (4) 充てん/高圧注入ポンプ 型式 横置うず巻式 個数 2 容量 約125m³/h 揚程 約800m 最高使用圧力 204kg/cm²g 最高使用温度 150℃ 本体材料 炭素鋼 (5) 高圧注入ポンプ 型式 横置うず巻式 個数 2</p>	<p>・添付書類八に、機能等の記載があり、保安規定の記載は、これらに整合している。</p>
項目	運転上の制限					
非常用炉心冷却系	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること ^{※2} (2) 充てん/高圧注入系の2系統が動作可能であること (3) 低圧注入系の2系統が動作可能であること					

敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編 2号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明				
	容量 約 153m ³ /h 揚程 約 503m 最高使用圧力 123kg/cm ² g 最高使用温度 150℃ 接液部材料 炭素鋼 (6) 余熱除去ポンプ（低圧注入用） 型式 横置うず巻式 個数 2 容量 約 1,020m ³ /h 揚程 約 91m 最高使用圧力 46kg/cm ² g 最高使用温度 200℃ 本体材料 炭素鋼 (以下略)					
<p>(非常用炉心冷却系－モード4－)</p> <p>第252条 モード4において、非常用炉心冷却系は、表252-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(2) 発電長（2号炉担当）は、モード4において、1ヶ月に1回、非常用炉心冷却系の弁の開閉確認を行い、弁の動作に異常のないこと、確認する際に操作した弁が、正しい位置に復旧していることを確認する。</u></p> <p>(中略)</p> <p>表252-1</p> <table border="1" data-bbox="174 1082 929 1246"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系</td> <td>(1) 高圧注入系、充てん／高圧注入系又は充てん系1系統以上が動作可能であること (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 余熱除去ポンプを用いて余熱除去運転を行っている場合は、低圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に動作不能とはみなさない。</p> <p>(以下略)</p>	項目	運転上の制限	非常用炉心冷却系	(1) 高圧注入系、充てん／高圧注入系又は充てん系1系統以上が動作可能であること (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること※1	<p>第251条 ((非常用炉心冷却系－モード1, 2及び3－)に同じ。</p>	<p>・第251条 ((非常用炉心冷却系－モード1, 2及び3－)に同じ。</p>
項目	運転上の制限					
非常用炉心冷却系	(1) 高圧注入系、充てん／高圧注入系又は充てん系1系統以上が動作可能であること (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること※1					

敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編 2号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>（原子炉格納容器スプレイ系）</p> <p>第256条 モード1，2，3及び4において，原子炉格納容器スプレイ系は，表256-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器スプレイ系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。</p> <p>(1) 運転管理グループマネージャーは，<u>定期事業者検査</u>時に，原子炉格納容器スプレイポンプを起動させ，異常な振動，異音，異臭，漏えいがないこと，及び表256-3に定める事項を確認し，その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(2) 電気・制御グループマネージャーは，<u>定期事業者検査</u>時に，原子炉格納容器スプレイポンプが，模擬信号により起動することを確認し，その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(3) 運転管理グループマネージャーは，<u>定期事業者検査</u>時に，原子炉格納容器スプレイ系の自動作動弁が，模擬信号により正しい位置へ作動することを確認し，その結果を発電長（2号炉担当）に通知する。</p> <p>(4) 発電長（2号炉担当）は，<u>定期事業者検査</u>時に，施錠等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>（中略）</p> <p><u>(7) 発電長（2号炉担当）は，モード1，2，3及び4において，1ヶ月に1回，原子炉格納容器スプレイ系の弁の開閉確認を行い，弁の動作に異常のないこと，確認する際に操作した弁が，正しい位置に復旧していることを確認する。</u></p> <p>（中略）</p>	<p>【原子炉格納容器スプレイ系】</p> <p>[本文]</p> <p>五 原子炉及びその附属施設の位置，構造及び設備</p> <p>リ 原子炉格納施設の構造及び設備</p> <p>(ハ) その他の主要な事項</p> <p>(3) 原子炉格納容器スプレイ設備</p> <p>原子炉格納容器スプレイ設備は，一次冷却材喪失事故時に原子炉格納容器内圧の減少をはかるとともに，浮遊するよう素等の除去を行う。原子炉格納容器スプレイ設備は2系統設ける。</p> <p>格納容器スプレイポンプ</p> <p>個数 2</p> <p>容量 約 1,200m³/h</p> <p>揚程 約 175m</p> <p>[添付書類八]</p> <p>5.4 原子炉格納容器スプレイ設備</p> <p>5.4.1 概要</p> <p>原子炉格納容器スプレイ設備は，格納容器スプレイポンプ，格納容器スプレイ冷却器，よう素除去薬品タンク，配管，弁類で構成し，1次冷却材喪失事故時にはか性ソーダを含むほう酸水を原子炉格納容器内にスプレイする。</p> <p>原子炉格納容器スプレイ設備は，1次冷却材喪失事故時に次に示す機能を果たす。</p> <p>（中略）</p> <p>5.4.2 設計方針</p> <p>（中略）</p> <p>(5) 試験検査</p> <p>原子炉格納容器スプレイ設備は，その健全性あるいは能力を確認するために，その重要度に応じて定期的な試験及び検査ができる設計とする。</p> <p>5.4.3 主要設備の仕様</p> <p>原子炉格納容器スプレイ設備の主要設備の仕様を第5.4.1表に示す。</p>	<p>・本文五号に機器等の記載があり，保安規定の記載は，これらに整合している。</p> <p>・添付書類八に，機能等の記載があり，保安規定の記載は，これらに整合している。</p>

敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編 2号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明																							
<p>表256-2</p> <table border="1" data-bbox="170 308 929 544"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> <th>確認頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>苛性ソーダ濃度</td> <td>30%（質量）以上</td> <td>定期事業者検査時</td> </tr> <tr> <td>苛性ソーダ溶液量 （有効水量）</td> <td>14.0m³以上</td> <td>モード1, 2, 3 及び4において 6ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>（以下略）</p>	項目	制限値	確認頻度	苛性ソーダ濃度	30%（質量）以上	定期事業者検査時	苛性ソーダ溶液量 （有効水量）	14.0m ³ 以上	モード1, 2, 3 及び4において 6ヶ月に1回	<p>第5.4.1表 原子炉格納容器スプレイ設備の設備仕様（中略）</p> <p>(1) 格納容器スプレイポンプ</p> <table border="0"> <tr> <td>型式</td> <td>横置うず巻式</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約1,200m³/h</td> </tr> <tr> <td>揚程</td> <td>約175m</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>28kg/cm²g</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>150℃</td> </tr> <tr> <td>本体材料</td> <td>炭素鋼</td> </tr> </table>	型式	横置うず巻式	個数	2	容量	約1,200m ³ /h	揚程	約175m	最高使用圧力	28kg/cm ² g	最高使用温度	150℃	本体材料	炭素鋼	
項目	制限値	確認頻度																							
苛性ソーダ濃度	30%（質量）以上	定期事業者検査時																							
苛性ソーダ溶液量 （有効水量）	14.0m ³ 以上	モード1, 2, 3 及び4において 6ヶ月に1回																							
型式	横置うず巻式																								
個数	2																								
容量	約1,200m ³ /h																								
揚程	約175m																								
最高使用圧力	28kg/cm ² g																								
最高使用温度	150℃																								
本体材料	炭素鋼																								
<p>（運転上の制限の確認）</p> <p>第285条 各マネージャーは、運転上の制限を満足していることを第3節（運転上の制限）第219条（停止余裕）から第284条（安全注入系逆止弁漏えい検査の実施）の第2項（以下、本条、第286条（運転上の制限を満足しない場合）及び第287条（予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合）において「この規定第2編第2項」という。）で定める事項により確認する。</p> <p><u>なお、この確認は、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認（以下「実条件性能確認」という。）するために十分な方法（事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替方法を含む。）により行う。</u></p> <p>（以下略）</p>	<p>（設置許可記載なし）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保安規定審査基準の記載「実用炉規則第9条第1項第8号イからハマで発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等 ・8. サーベイランスの実施方法については、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認（以下「実条件性能確認」という。）するために十分な方法（事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。）が定められていること。」と保安規定記載は整合している。 																							

敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編 2号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>（予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合）</p> <p>第287条 各マネージャーは、予防保全を目的とした点検・保守を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置^{※1}を要求される完了時間の範囲内で実施する^{※2}。なお、運用方法については、表286の例に準拠するものとする。</p> <p>2. 各マネージャーは、予防保全を目的とした点検・保守を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置の要求される完了時間の範囲を超えて点検・保守を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置^{※1}を定め、原子炉主任技術者の確認を得て実施する^{※2}。</p> <p>3. 第1項及び第2項の実施については、第286条（運転上の制限を満足しない場合）第1項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。</p> <p>4. 各マネージャーは、第1項又は第2項に基づく点検・保守を行う場合、関係マネージャーと協議し実施する。</p> <p>5. 第1項及び第2項の実施にあたっては、運転上の制限外へ移行した時点を点検・保守に対する完了時間の起点とする。</p> <p>6. 第1項を実施する場合、各マネージャーは、運転上の制限外に移行する前に、運転上の制限外に移行した段階で要求される措置^{※3}を順次実施し、その全てが終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。</p> <p>7. 第1項又は第2項に基づき運転上の制限外に移行する場合は、第286条（運転上の制限を満足しない場合）第3項、第7項、第8項、第9項及び第10項に準拠する。</p> <p>8. 各マネージャーは、第1項の場合において要求される措置を完了時間内に実施できなかった場合、又は第2項の場合において安全措置を実施できなかった場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断する。</p> <p>9. 各マネージャーは、運転上の制限外へ移行した場合及び運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、発電長（2号</p>	<p>（設置許可記載なし）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保安規定審査基準の記載「実用炉規則第92条第1項第8号イからハまで発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等 ・ 12. LCOが設定されている設備等について、予防保全を目的とした保全作業をその機能が要求されている発電用原子炉の状態においてやむを得ず行う場合には、当該保全作業が限定され、原則としてAOT内に完了することとし、必要な安全措置を定め、確率論的リスク評価（PRA：Probabilistic Risk Assessment）等を用いて措置の有効性を検証することが定められていること。」と保安規定記載は整合している。

敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編 2号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>炉担当）に通知する。</p> <p>10. 各マネージャーは、第2項に基づく点検・保守を実施後、運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>※1：措置を定めるにあたっては、確率論的リスク評価等を用いて、措置の有効性を検証する。</p> <p>※2：この規定第2編第2項に基づく確認として同様の措置を実施している場合は、第1項においては要求される措置、第2項においては必要な安全措置に代えることができる。</p> <p>※3：点検・保守を実施する当該設備等に係る措置及び運転上の制限が適用されない状態へ移行する措置を除く。また、複数回の実施要求があるものについては、2回目以降の実施については除く。</p>		
<p>第5章燃料管理</p>		
<p>（新燃料の運搬）</p> <p>第300条 炉心・燃料グループマネージャーは、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合及び新燃料を新燃料輸送容器に収納する場合は、新燃料取扱クレーンを使用する。</p> <p>2. 炉心・燃料グループマネージャーは、管理区域内において新燃料を運搬する場合は、<u>運搬前に次の事項を確認する。</u></p> <p>(1) 車両への積付けは、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと</p> <p>(3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること※1</p> <p>3. 炉心・燃料グループマネージャーは、管理区域外において新燃料を運搬する場合は、<u>運搬前に第2項(1)から(3)に加え、次の事項を確認する。</u></p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入すること※1</p> <p>(2) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること</p> <p><u>(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること</u></p>	<p>[本文]</p> <p>五 原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備</p> <p>ニ 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備</p> <p>(イ) 核燃料物質取扱設備の構造</p> <p>核燃料物質取扱設備（燃料取扱設備）は、燃料取替装置、燃料移送装置（一部1号及び2号炉共用）及び除染装置（1号及び2号炉共用）から構成する。</p> <p>新燃料は、原子炉建屋内の新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備から燃料取扱設備により、原子炉格納容器内に搬入する。燃料取替は、原子炉上部の原子炉キャビティに水張りし、水中で燃料取扱設備を用いて行う。</p> <p>(略)</p> <p>九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>2号炉</p> <p>イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>(3) 管理区域内の管理</p> <p>(i) 管理区域については、「実用炉規則」に基づき、以下の措置を講じる。</p> <p>c. 床、壁、その他人の触れるおそれのある物であって、放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性</p>	<p>・本文五号において、燃料取扱設備の使用、管理方法等について記載されており、保安規定の記載はこれに整合している。</p> <p>・本文九号において、管理区域から物品を持ち出そうとする場合の措置についての記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。</p>

敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編 2号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(4) 車両を徐行させること</p> <p>(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること</p> <p>4. 放射線・化学管理グループマネージャーは、第3項の運搬において、<u>運搬前に</u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面の放射性物質の密度（以下、本編において「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する^{*1}。ただし、第314条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. 放射線・化学管理グループマネージャーは、管理区域内で第314条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、<u>移動前に</u>容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6. 炉心・燃料グループマネージャーは、<u>新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するため、次の検査を実施する。</u></p> <p>(1) 外観検査</p> <p>(2) 線量当量率検査</p> <p>(3) 重量検査</p> <p>(4) 未臨界検査</p> <p>(5) 吊上検査</p> <p>(6) 表面密度検査</p> <p>(7) 収納物検査</p> <p>7. 炉心・燃料グループマネージャーは、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>8. 実用炉規則第88条第4項を適用している間は、本条は適用としない。</p> <p>※1：発電所構外より発電所内に搬入される場合は、発送前確認をもって代えることができる。</p>	<p>物質の密度が、「線量限度等を定める告示」に定める表面密度限度を超えないようにする。</p> <p>d. 管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度が、イ，(3)，(i)，c. の表面密度限度の十分の一を超えないようにする。</p> <p>[添付書類八]</p> <p>6. 原子炉補助施設</p> <p>6.7 燃料取扱及び貯蔵設備</p> <p>6.7.1 概要</p> <p>(略)</p> <p>発電所に搬入した新燃料は、受取検査後、燃料取扱棟内の新燃料貯蔵ピット又は使用済燃料ピットに貯蔵する。</p> <p>(略)</p> <p>6.7.4 主要設備</p> <p>(5) 新燃料取扱クレーン</p> <p>新燃料取扱クレーンは、新燃料貯蔵ピット上を移動する天井走行形クレーンであり、新燃料を新燃料輸送容器から新燃料貯蔵ピットの上へ移送し、また、新燃料貯蔵ピットから新燃料エレベータへ移送するために使用する。</p> <p>[添付書類九]</p> <p>2. 放射線管理</p> <p>2.2 管理区域内の管理</p> <p>管理区域については、「実用炉規則」（第78条）に従って、次の措置を講じる。</p> <p>c. 床、壁、その他人の触れるおそれのある物であって、放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度が、「線量限度等を定める告示」（第5条）に定める表面密度限度を超えないようにする。</p> <p>d. 管理区域から人が退去し又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に</p>	<p>・添付書類八において、新燃料の取扱いについて記載されており、保安規定の記載はこれらに整合している。</p> <p>・添付書類九において、管理区域から物品を持ち出そうとする場合の措置についての記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。</p>

敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編 2号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>入れ又は包装した場合には、その容器又は包装)の表面の放射性物質の密度がc.の表面密度限度の1/10を超えないようにする。</p> <p>(略)</p>	
<p>(燃料の検査)</p> <p>第302条 炉心・燃料グループマネージャーは、<u>定期事業者検査時に、装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外観検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認するとともに、燃料の使用の可否を判断する。</u></p> <p>2. <u>第1項については、第8章の施設管理に基づき実施する。</u></p> <p>3. 炉心・燃料グループマネージャーは、第1項の検査の結果、使用済燃料ラックに収納することが適切ではないと判断した燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じる。</p> <p>4. 炉心・燃料グループマネージャーは、第1項の検査を実施するために燃料を移動する場合は、使用済燃料ピットクレーンを使用する。</p>	<p>[本文]</p> <p>五 原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備</p> <p>二 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備</p> <p>(イ) 核燃料物質取扱設備の構造</p> <p>核燃料物質取扱設備（燃料取扱設備）は、燃料取替装置、燃料移送装置（一部1号及び2号炉共用）及び除染装置（1号及び2号炉共用）から構成する。</p> <p>新燃料は、原子炉建屋内の新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備から燃料取扱設備により、原子炉格納容器内に搬入する。燃料取替は、原子炉上部の原子炉キャビティに水張りし、水中で燃料取扱設備を用いて行う。</p> <p>使用済燃料は、遮へいに必要な水深を確保した状態で、燃料取扱設備により原子炉建屋内へ移送し、同建屋内の使用済燃料貯蔵設備のほう酸水中に貯蔵する。</p> <p>燃料取扱設備は、燃料取扱時において燃料が臨界に達することのない設計とするとともに、燃料集合体の落下を防止する設計とする。</p> <p>なお、使用済燃料の搬出には、使用済燃料輸送容器を使用する。</p> <p>[添付書類八]</p> <p>6. 原子炉補助施設</p> <p>6.7 燃料取扱及び貯蔵設備</p> <p>6.7.1 概要</p> <p>燃料の取扱及び貯蔵設備は、新燃料を搬入してから使用済燃料を発電所外に搬出するまでの燃料取扱い及び貯蔵を安全かつ確実に行うものである。</p> <p>現在の計画では、燃料取替は、平衡において年に約1回行い、この時に取り出す燃料集合体は、約70体を予定している。</p> <p>燃料取扱設備の配置を第6.7.1図及び第6.7.2図に示す。</p> <p>発電所に搬入した新燃料は、受取検査後、燃料取扱棟内の新燃料貯蔵ピット又は使用済燃料ピットに貯蔵する。</p> <p>原子炉停止後、原子炉より取り出す使用済燃料は、燃料取替</p>	<p>・本文五号において、燃料取扱設備の使用や管理方法の記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。</p> <p>・添付書類八において、燃料取扱設備の使用や管理方法の記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。</p>

敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編 2号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>クレーン、燃料移送装置、使用済燃料ピットクレーン等を使用して、ほう酸水を張った原子炉キャビティ、燃料取替チャンネル及び燃料移送管を通して使用済燃料ピットへ移す。 これらの使用済燃料の移送は、すべて水中で行い、水は遮へい及び冷却の役割を果たす。 使用済燃料は、使用済燃料ピットに貯蔵するが、必要であれば使用済燃料ピット内で別に用意した容器に入れて貯蔵する。また、使用済燃料ピットは1号及び2号炉共用とし、2号炉の燃料は第6.7.3図に示す位置に貯蔵する。 使用済燃料は、使用済燃料ピット内で通常6か月間以上冷却し、冷却を終えた使用済燃料は、使用済燃料ピットクレーン等を使用して水中で使用済燃料輸送容器に入れ再処理工場へ搬出する。</p> <p>6.7.4 主要設備 (7) 使用済燃料ピットクレーン（1号及び2号炉共用） 使用済燃料ピットクレーンは、使用済燃料ピット上を移動する架台と、その上を移動する移送台車よりなるブリッジクレーンである。使用済燃料ピットクレーンは1号及び2号炉共用とし、使用済燃料ピットでの1号炉燃料の取扱いも行う。 使用済燃料ピット内での2号炉燃料集合体の移動は、移送台車上のグリッパチューブを内蔵したマストチューブアセンブリ、又は架台上のホイスト及び2号炉燃料用取扱工具によって行う。また、1号炉燃料集合体の移動は、架台上のホイスト及び1号炉燃料用取扱工具によって行う。 (略)</p> <p>13. 運転保守 13.4 燃料管理 燃料の運搬、貯蔵、検査、取替え等は、保安規定に基づき適切に管理し、あらかじめ定める燃料取替計画等に従い、所定の容器及び燃料取扱設備を使用し、燃料が臨界に達するおそれがないように必要な措置をとりながら行う。</p>	
<p>(燃料の取替等) 第303条 炉心・燃料グループマネージャーは、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、取替炉心の配置、燃料装荷のための安全措置、方法及び体制を燃料装荷実施計画に定め、<u>第3項に定める確認の結果を含めて、原子炉主任技術者の確認を得た上で所長の承認を得る。</u> <u>2. 発電管理室長は、取替炉心ごとに原子炉の運転履歴及び燃料配置等の変更によって生じる炉心特性の変化を考慮し、原子</u></p>	<p>[本文] 五 原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 ハ 原子炉本体の構造及び設備 (イ) 炉心 (3) 主要な核的制限値 a 制御棒クラスタで制御すべき最大過剰反応度 約 0.037 ΔK/K b 反応度停止余裕</p>	<p>・本文五号において、燃料の設計及び取替について記載されており、保安規定の記載はこれらに整合している。</p>

敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編 2号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p><u>炉設置（変更）許可申請書に基づき設定する制限値（燃料の機械設計，核設計，熱水力設計及び安全評価の解析入力値，設計条件に基づく値又は設計方針による値）を満足することを確認するため，次の事項を実施する。</u></p> <p><u>(1) 第1項の燃料装荷実施計画を定める前に，燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後の原子炉起動から次回定期事業者検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を所定の出力で運転できるように設定した取替炉心の燃焼度を用いて，以下の項目について取替炉心の安全性評価を行い，その評価結果を所長へ通知する。評価には，妥当性を確認した計算コードを用いることとし，妥当性を確認する体制をあらかじめ定める。</u></p> <p>a) <u>反応度停止余裕</u> b) <u>最大線出力密度</u> c) <u>燃料集合体最高燃焼度</u> d) <u>水平方向ビーキング係数 $F^{N_{XY}}$</u> e) <u>減速材温度係数</u> f) <u>出力運転時ほう素濃度</u> g) <u>最大反応度添加率</u> h) <u>制御棒クラスタ落下時の<u>値</u>及び<u>核的エンタルピ上昇熱水路係数 $F^{N_{\Delta H}}$</u> i) <u>制御棒クラスタ飛出し時の<u>値</u>及び<u>熱流束熱水路係数 F^Q</u></u></u></p> <p>3. 所長は，前項の通知を受け，その評価結果が制限値を満足していることの確認を炉心・燃料グループマネージャーに指示する。炉心・燃料グループマネージャーは，所長の指示に基づき，その評価結果が制限値を満足していることを確認する。</p> <p>4. <u>燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後に第2項の評価に用いた期間を延長する場合には，あらかじめ発電管理室長は，その延長する期間も含め第2項に定める評価を行い，その評価結果を所長へ通知する。所長は，その評価結果が制限値を満足していることの確認を炉心・燃料グループマネージャーに指示する。炉心・燃料グループマネージャーは，所長の指示に基づき，その評価結果が制限値を満足していることの確認を行い，原子炉主任技術者の確認を得て，所長に報告する。ただし，延長後</u></p>	<p>最大反応度効果を持つ制御棒クラスタ1本が，全引抜位置のまま挿入できない場合でも，以下に示す反応度停止余裕を持たせることとする。</p> <p>高温停止状態 0.016 $\Delta K/K$ 低温停止状態 0.010 $\Delta K/K$</p> <p>c 制御棒クラスタによる最大反応度添加率 制御棒クラスタによる最大反応度添加率は，制御棒クラスタが引抜手順上可能な最大速度で引き抜かれても，原子炉冷却材圧力バウンダリに損傷を与えない設計とする。</p> <p>d 減速材温度係数及びドプラ係数 減速材温度係数及びドプラ係数は，高温出力運転状態では正にならないように設計する。</p> <p>(ロ) 燃料体 (5) 最高燃焼度 燃料集合体最高燃焼度 48,000MWd/t ただし，初装荷燃料及び取替燃料のうち第4～第6領域燃料は39,000MWd/t</p> <p>ニ 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備 (イ) 核燃料物質取扱設備の構造 核燃料物質取扱設備（燃料取扱設備）は，燃料取替装置，燃料移送装置（一部1号及び2号炉共用）及び除染装置（1号及び2号炉共用）から構成する。 新燃料は，原子炉建屋内の新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備から燃料取扱設備により，原子炉格納容器内に搬入する。燃料取替は，原子炉上部の原子炉キャビティに水張りし，水中で燃料取扱設備を用いて行う。 使用済燃料は，遮へいに必要な水深を確保した状態で，燃料取扱設備により原子炉建屋内へ移送し，同建屋内の使用済燃料貯蔵設備のほう酸水中に貯蔵する。 燃料取扱設備は，燃料取扱時において燃料が臨界に達することのない設計とするとともに，燃料集合体の落下を防止する設計とする。 なお，使用済燃料の搬出には，使用済燃料輸送容器を使用する。</p> <p>十 発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整</p>	<p>・本文十号において，解析</p>

敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編 2号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第2項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。</p> <p>5. 発電長（2号炉担当）は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合又は原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、第1項の燃料装荷実施計画に従うこと</p> <p>(2) 新燃料取扱クレーン、新燃料エレベータ、燃料取替クレーン、燃料移送装置又は使用済燃料ピットクレーンを使用すること</p>	<p>備に関する事項 2号炉 イ 運転時の異常な過渡変化 事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>(2) 解析条件 (ii) 炉心内の反応度又は出力分布の異常な変化 d. 原子炉冷却材中のほう素の異常な希釈 d-2 出力運転時の異常な希釈 (c) 初期ほう素濃度は、2,100ppmとする。 (d) 反応度停止余裕は、0.016 ΔK/Kとする。</p> <p>【上記他、事象ごとに解析入力値を記載している。】</p> <p>[添付書類八]</p> <p>3. 原子炉及び炉心 3.3 核設計 3.3.1 設計方針 炉心寿命中、下記の方針を満足するように核設計を行う。</p> <p>(1) 反応度停止余裕 燃料棒クラスタは、最大反応度効果を持つ燃料棒クラスタ1本が全引抜位置のまま挿入できない場合でも、高温停止状態では、0.016 ΔK/K以上の反応度停止余裕を与えるよう設計する。更に化学体積制御設備によるほう酸注入により、低温状態でも0.010 ΔK/K以上の反応度停止余裕を維持できる設計とする。</p> <p>(2) 添加反応度及び反応度添加率 制御棒クラスタの最大添加反応度及び最大反応度添加率は、原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性を損なわず、炉内構造物が炉心冷却の機能を果たせるように制限する。すなわち、最大添加反応度は、制御棒クラスタの飛出し事故時に添加反応度が過度とならないように設計し、最大反応度添加率は、制御棒クラスタが引抜手順上可能な最大速度で引抜かれても反応度添加率が7.5×10^{-4} (ΔK/K) /s以下となるように設計する。</p> <p>(3) 反応度係数 炉心が負の反応度フィードバック特性を持つように、ドップラ係数は負であり、かつ、高温出力運転状態で減</p>	<p>入力値について記載されており、保安規定の記載はこれらに整合している。</p> <p>・添付書類八において、燃料の設計及び取替について記載されており、保安規定の記載はこれらに整合している。</p>

敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編 2号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>速材温度係数は正とならないように設計し、これらを総合した反応度出力係数が運転時の異常な過渡変化時においても出力抑制効果をもつように設計する。</p> <p>(4) 出力分布 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時において、燃料中心最高温度を二酸化ウラン及びガドリニア入り二酸化ウランの溶融点未満とする。定格出力時の最大線出力密度は、二酸化ウランについては41.5kW/m以下(燃料ペレット焼きしまり効果を含まない)、ガドリニア入り二酸化ウランについては33.2kW/m以下(燃料ペレット焼きしまり効果を含まない)となるように設計する。また、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時において最小DNBR1.17に対する制限を超えるような出力分布が起らないように設計する。</p> <p>(5) 安定性 出力分布の振動が生じないように、炉心に十分な減衰特性を持たせた設計とするか、又はたとえ振動が生じても、それを確実に、かつ容易に検出して抑制できるように設計する。</p> <p>(6) 燃焼度 燃料集合体の最高燃焼度は48,000MWd/t以下となるように設計する。ただし、初装荷燃料及び取替燃料のうち第4～6領域燃料については、燃料集合体の最高燃焼度は39,000MWd/t以下となるように設計する。</p> <p>6. 原子炉補助施設 6.7 燃料取扱及び貯蔵設備 6.7.1 概要 燃料の取扱及び貯蔵設備は、新燃料を搬入してから使用済燃料を発電所外に搬出するまでの燃料取扱い及び貯蔵を安全かつ確実に行うものである。 現在の計画では、燃料取替えは、平衡において年に約1回行い、この時に取り出す燃料集合体は、約70体を予定している。 燃料取扱設備の配置を第6.7.1図及び第6.7.2図に示す。 発電所に搬入した新燃料は、受取検査後、燃料取扱棟内の新</p>	

敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編 2号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>燃料貯蔵ピット又は使用済燃料ピットに貯蔵する。 原子炉停止後、原子炉より取り出す使用済燃料は、燃料取替クレーン、燃料移送装置、使用済燃料ピットクレーン等を使用して、ほう酸水を張った原子炉キャビティ、燃料取替チャンネル及び燃料移送管を通して使用済燃料ピットへ移す。 これらの使用済燃料の移送は、すべて水中で行い、水は遮へい及び冷却の役割を果たす。 使用済燃料は、使用済燃料ピットに貯蔵するが、必要であれば使用済燃料ピット内で別に用意した容器に入れて貯蔵する。また、使用済燃料ピットは1号及び2号炉共用とし、2号炉の燃料は第6.7.3図に示す位置に貯蔵する。 使用済燃料は、使用済燃料ピット内で通常6か月間以上冷却し、冷却を終えた使用済燃料は、使用済燃料ピットクレーン等を使用して水中で使用済燃料輸送容器に入れ再処理工場へ搬出する。</p> <p>[添付書類十] 2. 運転時の異常な過渡変化の解析 2.2 炉心内の反応度又は出力分布の異常な変化 2.2.4 原子炉冷却材中のほう素の異常な希釈 2.2.4.2 過渡変化の解析 (2) 解析条件 b 出力運転時の異常な希釈 (c) 初期ほう素濃度は、大きめの反応度添加率を与えるよう、出力運転時に予想される最高濃度を上回る値として2,100ppmとする。 (d) 反応度停止余裕は0.016ΔK/Kとする。 【上記他、事象ごとに解析入力値を記載している。】</p>	<p>・添付書類十において、解析入力値について記載されており、保安規定の記載はこれらに整合している。</p>
<p>(使用済燃料の貯蔵) 第305条 炉心・燃料グループマネージャは、発電所内において、使用済燃料（以下、照射された燃料を含む。）を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 使用済燃料を使用済燃料ピットに貯蔵すること (2) 使用済燃料ピットの目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること (3) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること</p>	<p>[本文] 五 原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 ニ 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備 (イ) 核燃料物質取扱設備の構造 核燃料物質取扱設備（燃料取扱設備）は、燃料取替装置、燃料移送装置（一部1号及び2号炉共用）及び除染装置（1号及び2号炉共用）から構成する。 新燃料は、原子炉建屋内の新燃料貯蔵設備及び使用済燃</p>	<p>・本文五号において、燃料取扱設備で燃料を扱うこと、臨界に達しない措置について記載されており、保安規定の記載はこれらに整合している。</p>

敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編 2号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(4) 使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置を講じられていることを確認すること</p> <p>(5) <u>使用済燃料ラックに収納することが適切ではないと判断した使用済燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じること</u></p>	<p>料貯蔵設備から燃料取扱設備により、原子炉格納容器内に搬入する。燃料取替は、原子炉上部の原子炉キャビティに水張りし、水中で燃料取扱設備を用いて行う。</p> <p>使用済燃料は、遮へいに必要な水深を確保した状態で、燃料取扱設備により原子炉建屋内へ移送し、同建屋内の使用済燃料貯蔵設備のほう酸水中に貯蔵する。</p> <p>燃料取扱設備は、燃料取扱時において燃料が臨界に達することのない設計とするとともに、燃料集合体の落下を防止する設計とする。</p> <p>なお、使用済燃料の搬出には、使用済燃料輸送容器を使用する。</p> <p>(ロ) 核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力</p> <p>(2) 使用済燃料貯蔵設備</p> <p>a. 構造</p> <p>使用済燃料貯蔵設備は、使用済燃料及び新燃料をほう酸水中の使用済燃料ラックに挿入して貯蔵する鉄筋コンクリート造、ステンレス鋼内張りの水槽（使用済燃料ピット、1号及び2号炉共用）であり、原子炉建屋内に設ける。</p> <p>使用済燃料ピットは、使用済燃料ピットの上部に十分な水深を確保する設計とする。</p> <p>使用済燃料貯蔵設備は、想定されるいかなる状態においても燃料が臨界に達することのない設計とする。</p> <p>また、使用済燃料ピットには、使用済燃料からの崩壊熱の除去及び使用済燃料ピット水の浄化を行うため、使用済燃料ピット水浄化冷却設備（1号及び2号炉共用）を設け、使用済燃料から発生する崩壊熱の除去を行うのに十分な冷却能力を有する設計とする。</p> <p>b. 貯蔵能力</p> <p>全炉心燃料の約90%相当分（2号炉用）</p> <p>[添付書類八]</p> <p>6. 原子炉補助施設</p> <p>6.7 燃料取扱及び貯蔵設備</p> <p>6.7.1 概要</p> <p>燃料の取扱及び貯蔵設備は、新燃料を搬入してから使用済燃料を発電所外に搬出するまでの燃料取扱い及び貯蔵を安全</p>	<p>・添付書類八において、燃料取扱設備で燃料を取り扱うこと、臨界に達しない措置、必要に応じて別容器に入れて貯蔵するこ</p>

敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編 2号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>かつ確実に行うものである。</p> <p>現在の計画では、燃料取替は、平衡において年に約1回行い、この時に取り出す燃料集合体は、約70体を予定している。</p> <p>燃料取扱設備の配置を第6.7.1図及び第6.7.2図に示す。</p> <p>発電所に搬入した新燃料は、受取検査後、燃料取扱棟内の新燃料貯蔵ピット又は使用済燃料ピットに貯蔵する。</p> <p>原子炉停止後、原子炉より取り出す使用済燃料は、燃料取替クレーン、燃料移送装置、使用済燃料ピットクレーン等を使用して、ほう酸水を張った原子炉キャビティ、燃料取替チャンネル及び燃料移送管を通して使用済燃料ピットへ移す。</p> <p>これらの使用済燃料の移送は、すべて水中で行い、水は遮へい及び冷却の役割を果たす。</p> <p>使用済燃料は、使用済燃料ピットに貯蔵するが、必要であれば使用済燃料ピット内で別に用意した容器に入れて貯蔵する。また、使用済燃料ピットは1号及び2号炉共用とし、2号炉の燃料は第6.7.3図に示す位置に貯蔵する。</p> <p>使用済燃料は、使用済燃料ピット内で通常6か月間以上冷却し、冷却を終えた使用済燃料は、使用済燃料ピットクレーン等を使用して水中で使用済燃料輸送容器に入れ再処理工場へ搬出する。</p> <p>6.7.4 主要設備</p> <p>(2) 使用済燃料ピット（1号及び2号炉共用）</p> <p>使用済燃料ピットは、燃料取扱棟内に設け鉄筋コンクリート造とし、耐震設計Asクラスの構造物で、壁は遮へいを考慮して十分厚くする。使用済燃料ピット内面は、漏水を防ぎ保守を容易にするために、ステンレス鋼板で内張りした構造とする。</p> <p>使用済燃料ピット水の減少防止のために、使用済燃料ピット水浄化冷却設備の取水のための配管は使用済燃料ピット上部に取り付け、また、注水のための配管にはサイフォンブレーカを取り付ける。さらに、使用済燃料ピット底部には排水口は設けない。</p> <p>使用済燃料ピットのステンレス鋼板内張りから、万一漏えいが生じた場合に漏えい水の検知ができるように、漏えい検知装置を設置する。また、使用済燃料ピットには水位及び温度警報装置を設けて、水位高、水位低及び温度高の警報を中央制御室に発する。</p> <p>2号炉燃料の貯蔵容量は、全炉心の約900%相当分とす</p>	<p>とについて記載されており、保安規定の記載はこれに整合している。</p>

敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編 2号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>る。</p> <p>使用済燃料ピット内の2号炉燃料を貯蔵する位置には、原子炉容器から取り出した使用済燃料を鉛直で保持し、ほう素濃度約2,500ppmのほう酸水中に貯蔵するためのキャン型の使用済燃料ラックを配置する。2号炉燃料用使用済燃料ラックは、各ラックのセルに1体ずつ燃料集合体を挿入する構造で、耐震設計Asクラスとし、ラック中心間隔は、たとえ設備容量分の新燃料を貯蔵し、純水で満たされた場合を想定しても実効増倍率は0.98以下となるよう決定する。また、使用済燃料ピット内に貯蔵される1号炉燃料の未臨界性に影響を及ぼさないようにする。</p> <p>1号炉燃料用使用済燃料ラックの耐震設計については、2号炉原子炉建屋内に設けることを考慮し、2号炉の基準地震動S_1に基づく地震力及び静的地震力に耐える設計とし、さらに2号炉の基準地震動S_2に基づく地震力に対しても、その安全機能が保持できるように設計する。なお、1号炉燃料用使用済燃料ラックの臨界防止等の設計については、1号炉添付書類八の「4.4.2 使用済燃料ピット（1号及び2号炉共用）」の記載と同じ。</p> <p>使用済燃料ピットには、バーナブルポイズン等を貯蔵保管するとともに、新燃料を貯蔵することもある。</p> <p>また、使用済燃料輸送容器を置くためにキャスクピットを設ける。</p> <p>13. 運転保守 13.4 燃料管理</p> <p>燃料の運搬、貯蔵、検査、取替え等は、保安規定に基づき適切に管理し、あらかじめ定める燃料取替計画等に従い、所定の容器及び燃料取扱設備を使用し、燃料が臨界に達するおそれがないように必要な措置をとりながら行う。</p>	
<p>（使用済燃料の運搬） 第306条 炉心・燃料グループマネージャーは、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、次の事項を遵守する。</p>	<p>[本文] 五 原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 二 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備 (イ) 核燃料物質取扱設備の構造</p>	<p>・本文五号において、使用済燃料の運搬について記載されており、保安規定の記載はこれらに整合し</p>

敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編 2号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(1) キャスクピットにおいて使用済燃料ピットクレーンを使用すること</p> <p>2. 炉心・燃料グループマネージャーは、発電所内において使用済燃料を運搬する場合は、<u>運搬前に次の事項を確認し</u>、キャスクピットにおいて使用済燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器を使用すること</p> <p>(2) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること</p> <p>(3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること</p> <p>(4) 収納する使用済燃料のタイプ及び冷却期間が、容器の収納条件に適合していること</p> <p>3. 炉心・燃料グループマネージャーは、発電所内において使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、<u>運搬前に次の事項を確認する。ただし、管理区域内で運搬する場合については、(3)から(6)の適用を除く。</u></p> <p>(1) 容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと</p> <p>(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること</p> <p>(4) 車両を徐行させること</p> <p>(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること</p> <p>(6) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること</p> <p>4. 放射線・化学管理グループマネージャーは、<u>使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外において運搬する場合は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第314条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</u></p> <p>5. 放射線・化学管理グループマネージャーは、管理区域内で第314条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区</p>	<p>核燃料物質取扱設備（燃料取扱設備）は、燃料取替装置、燃料移送装置（一部1号及び2号炉共用）及び除染装置（1号及び2号炉共用）から構成する。</p> <p>新燃料は、原子炉建屋内の新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備から燃料取扱設備により、原子炉格納容器内に搬入する。燃料取替は、原子炉上部の原子炉キャビティに水張りし、水中で燃料取扱設備を用いて行う。</p> <p>使用済燃料は、遮へいに必要な水深を確保した状態で、燃料取扱設備により原子炉建屋内へ移送し、同建屋内の使用済燃料貯蔵設備のほう酸水中に貯蔵する。</p> <p>燃料取扱設備は、燃料取扱時において燃料が臨界に達することのない設計とするとともに、燃料集合体の落下を防止する設計とする。</p> <p>なお、使用済燃料の搬出には、使用済燃料輸送容器を使用する。</p> <p>九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項 2号炉 イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 (3) 管理区域内の管理 (i) 管理区域については、「実用炉規則」に基づき、以下の措置を講じる。</p> <p>c. 床、壁、その他人の触れるおそれのある物であって、放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度が、「線量限度等を定める告示」に定める表面密度限度を超えないようにする。</p> <p>d. 管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度が、イ、(3)、(i)、c. の表面密度限度の十分の一を超えないようにする。</p>	<p>ている。</p> <p>・本文九号において、管理区域から物品を持ち出そうとする場合の措置についての記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。</p>

敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編 2号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>域に使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、<u>移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</u></p> <p>6. 炉心・燃料グループマネージャーは、<u>使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するための措置を講じ、検査を実施するグループマネージャー※1は当該措置が講じられていることを確認するため、次の検査を実施する。</u></p> <p>(1) 外観検査 (2) 気密漏えい検査 (3) 圧力測定検査 (4) 線量当量率検査 (5) 未臨界検査 (6) 温度測定検査 (7) 吊上検査 (8) 重量検査 (9) 収納物検査 (10) 表面密度検査</p> <p>7. 炉心・燃料グループマネージャーは、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>8. <u>実用炉規則第88条第4項を適用している間は、本条は適用としない。</u></p> <p>※1：<u>検査を実施するグループマネージャーは、検査の独立性を確保するため、第204条に定める保安に関する組織のうち、使用済燃料の運搬を実施する組織とは別の組織の者とする。</u></p>	<p>[添付書類八]</p> <p>6. 原子炉補助施設 6.7 燃料取扱及び貯蔵設備 6.7.1 概要 (略) 使用済燃料は、使用済燃料ピットに貯蔵するが、必要であれば使用済燃料ピット内で別に用意した容器に入れて貯蔵する。 (略)</p> <p>6.7.4 主要設備 (7) 使用済燃料ピットクレーン（1号及び2号炉共用） 使用済燃料ピットクレーンは、使用済燃料ピット上を移動する架台と、その上を移動する移送台車よりなるブリッジクレーンである。使用済燃料ピットクレーンは1号炉及び2号炉共用とし、使用済燃料ピットでの1号炉燃料の取扱いも行う。 使用済燃料ピット内での2号炉燃料集合体の移動は、移送台車上のグリッパチューブを内蔵したマストチューブアセンブリ、又は架台上のホイスト及び2号炉燃料用取扱工具によって行う。また、1号炉燃料集合体の移動は、架台上のホイスト及び1号炉燃料用取扱工具によって行う。 (略)</p> <p>13. 運転保守 13.4 燃料管理 燃料の運搬、貯蔵、検査、取替え等は、保安規定に基づき適切に管理し、あらかじめ定める燃料取替計画等に従い、所定の容器及び燃料取扱設備を使用し、燃料が臨界に達するおそれがないように必要な措置をとりながら行う。</p> <p>[添付書類九]</p> <p>2. 放射線管理 2.2 管理区域内の管理 管理区域については、「実用炉規則」（第78条）に従って、次の措置を講じる。 c. 床、壁、その他人の触れるおそれのある物であつ</p>	<p>・添付書類八において、使用済燃料の運搬について記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。</p> <p>・添付書類九において、管理区域から物品を持ち出そうとする場合の措置についての記載があり、保安規定の記載はこれらに</p>

敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編 2号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>て、放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度が、「線量限度等を定める告示」（第5条）に定める表面密度限度を超えないようにする。</p> <p>d. 管理区域から人が退去し又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度がc. の表面密度限度の1/10を超えないようにする。</p>	<p>整合している。</p>
<p>（放射性廃棄物管理に係る基本方針）</p> <p><u>第307条 発電所における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</u></p>	<p>[本文]</p> <p>九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項 2号炉</p> <p>イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>(1) 放射線防護に関する基本方針・具体的方法</p> <p>放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「原子炉等規制法」及び「労働安全衛生法」を遵守し、本発電所に起因する放射線被ばくから周辺監視区域外の公衆並びに放射線業務従事者及び一時立入者を防護するため十分な放射線防護対策を講じる。</p> <p>さらに、発電所周辺の一般公衆に対する線量については、「線量目標値に関する指針」に基づき、合理的に達成できる限り低くすることとする。</p> <p>具体的方法については、以下のとおりとする。</p> <p>(i) 本発電所に係る放射線被ばくを合理的に達成できる限り低減する方針で、遮蔽設備、換気空調設備、放射線管理設備及び放射性廃棄物廃棄施設を設計し、運用する。</p> <p>(ii) 放射線被ばくを合理的に達成できる限り低くするために、管理区域を設定して、立入りの制限を行い、外部放射線に係る線量当量、空气中若しくは水中の放射性物質の濃度及び床等の表面の放射性物質の密度を監視する。</p> <p>(iii) 放射線業務従事者に対しては、線量を測定評価し線量の低減に努める。</p>	<p>・本文九号に、発電所周辺の公衆線量について、法令に定める限度以下であり、かつ、合理的に達成できる限り低減する旨の記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。</p>

敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編 2号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>(iv) 管理区域の外側には、周辺監視区域を設定して、立入りを制限する。</p> <p>(v) 気体及び液体廃棄物の放出については、放出管理目標値を定め、これを超えないように努める。 なお、原子炉施設は、通常運転時において原子炉施設からの直接線及びスカイシャイン線による敷地境界外の空間放射線量率が十分に低減できるものとする。</p> <p>[添付書類八] 13. 運転保守 13.5 放射廃棄物管理 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物を発電所外に放出する場合は、法令に定められた濃度限度等の制限値を遵守することはもちろん、発電所周辺の公衆の線量を合理的に達成できる限り低減するよう適切な放出管理を行う。 放射性固体廃棄物を発電所内に貯蔵又は貯蔵保管する場合は、所定の貯蔵設備において適切に管理する。</p> <p>[添付書類九] 1. 放射線防護に関する基本方針 1.1 基本的考え方 放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「原子炉等規制法」及び「労働安全衛生法」を遵守し、放射線業務従事者及び周辺監視区域外の公衆が、本発電所に起因する放射線被ばくから十分安全に防護されるように放射線防護対策を講じる。 さらに、発電所周辺の一般公衆の受ける線量については、「線量目標値に関する指針」に基づき、合理的に達成できる限り低くすることとする。 また、放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄の運用については、「原子炉等規制法」に基づき、保安規定にこれを定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 添付書類八に、発電所周辺の公衆線量について、法令に定める限度以下であり、かつ、合理的に達成できる限り低減する旨の記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。 添付書類九に、発電所周辺の公衆線量について、法令に定める限度以下であり、かつ、合理的に達成できる限り低減する旨の記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。
<p>(放射性固体廃棄物の管理) 第308条 各マネージャーは、次に定める放射性固体廃棄物等</p>	<p>[本文] 五 原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本文五号に、固体廃棄物の種類、処理方法等の記

敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編 2号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵^{*1}又は保管する。</p> <p>(中略)</p> <p>5. 各マネージャーは、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること</u></p> <p><u>(6) 車両を徐行させること</u></p> <p><u>(7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること</u></p> <p>6. 放射線・化学管理グループマネージャーは、第5項の運搬において、<u>運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</u>ただし、第314条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>(中略)</p> <p>8. 放射線・化学管理グループマネージャーは、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、<u>次の事項を実施する。</u></p> <p><u>(1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</u></p> <p><u>(2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</u></p> <p><u>(3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</u></p> <p>9. 放射線・化学管理グループマネージャーは、<u>発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。</u></p> <p>10. 放射線・化学管理グループマネージャーは、第9項の運搬において、<u>運搬前に次の事項を確認する。</u></p> <p><u>(1) 法令に適合する容器に封入されていること</u></p> <p><u>(2) 法令に定める書類及び物品以外のものが収納されてい</u></p>	<p>ト 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備</p> <p>(ハ) 固体廃棄物の廃棄設備</p> <p>(1) 構造</p> <p>固体廃棄物の廃棄設備（固体廃棄物処理設備）は、廃棄物の種類に応じて処理するため、濃縮廃液等のドラム詰装置、圧縮可能な不燃性雑固体廃棄物を圧縮するためのベイラ、運搬装置、焼却可能な可燃性雑固体廃棄物を焼却するための雑固体焼却設備（1号及び2号炉共用）、不燃性雑固体廃棄物等を熔融固化するための雑固体減容処理設備（1号及び2号炉共用）、使用済樹脂貯蔵タンク、固体廃棄物貯蔵庫（1号及び2号炉共用）、原子炉容器上部ふた保管庫等で構成する。</p> <p>濃縮廃液等は、固化材（アスファルト又はセメント）とともにドラム缶詰めを行い貯蔵保管する。</p> <p>(中略)</p> <p>発生したドラム缶詰め等固体廃棄物は、敷地内に所要の遮へい設計を行った固体廃棄物貯蔵庫（延面積約19,700m²）に貯蔵保管する。</p> <p>(中略)</p> <p>なお、必要に応じて、固体廃棄物を廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄する。</p> <p>(以下略)</p> <p>[添付書類八]</p> <p>10 放射性廃棄物廃棄施設</p> <p>10.4 固体廃棄物処理設備</p> <p>10.4.2 設計方針</p> <p>固体廃棄物処理設備の設計に際しては、放射線業務従事者の受ける線量を合理的に達成可能な限り低減できるように、次のようなドラム缶詰め、貯蔵等を行えるものとする。</p> <p>(1) 濃縮廃液は、遮へい装置、遠隔操作等により、アスファルト固化装置にてアスファルトと混合し、ドラム缶詰めできる設計とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 使用済樹脂は、使用済樹脂貯蔵タンクに長期貯蔵保管する</p>	<p>載があり、保安規定の記載は整合している。</p> <p>・添付書類八に、固体廃棄物の種類、処理方法等の記載があり、保安規定の記載は整合している。</p>

敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編 2号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p><u>いこと</u> 1 1. 放射線・化学管理グループマネージャーは、第9項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第314条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう。以下、本条において同じ。</p>	<p>ものとするが、ドラム缶詰めも可能な設計とする。 (3) 雑固体廃棄物は、圧縮、焼却又は溶融により減容してドラム缶詰め等できる設計とする。 (以下略) 13. 運転保守 13.5 放射性廃棄物管理 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物を発電所外に放出する場合は、法令に定められた濃度限度等の制限値を遵守することはもちろん、発電所周辺の公衆の線量を合理的に達成できる限り低減するよう適切な放出管理を行う。 放射性固体廃棄物を発電所内に貯蔵又は貯蔵保管する場合は、所定の貯蔵設備において適切に管理する。</p> <p>[添付書類九] 4. 放射性廃棄物処理 4.4 固体廃棄物処理 4.4.2 保管管理 ドラム缶詰め、こん包等の措置を講じた固体廃棄物は、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管し、その後必要な措置をとる。 また、脱塩塔使用済樹脂は、使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵して放射能の減衰を図るが、将来ドラム缶等の容器に封入又は固型化等した場合は固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。 原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた1基等は、原子炉容器上部ふた保管庫に貯蔵保管する。 固体廃棄物貯蔵庫及び原子炉容器上部ふた保管庫は管理区域とし、定期的に周辺の放射線サーベイ等を行い厳重に管理する。</p>	<p>・添付書類九に、固体廃棄物の種類、処理方法等の記載があり、保安規定の記載は整合している。</p>
<p>(放出管理用計測器の管理) 第311条 放射線・化学管理グループマネージャー及び電気・制御グループマネージャーは、表311に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p>	<p>[添付書類八] 11.2 放射線管理設備 11.2.6 試験検査 放射線管理関係設備、放射線監視設備及び放射線防護設備は、その健全性を確認するため、定期的に検査を行うことができる。</p> <p>[添付書類九] 1. 放射線防護に関する基本方針 1.1 基本的考え方</p>	<p>・添付書類八に、放出管理用計測器の設備の仕様、定期的な点検等の記載があり、保安規定の記載は整合している。</p> <p>・添付書類九に、放射性廃棄物の廃棄の運用について記載されており、保安</p>

敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編 2号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「原子炉等規制法」及び「労働安全衛生法」を遵守し、放射線業務従事者及び周辺監視区域外の公衆が、本発電所に起因する放射線被ばくから十分安全に防護されるように放射線防護対策を講じる。</p> <p>さらに、発電所周辺の一般公衆の受ける線量については、「線量目標値に関する指針」に基づき、合理的に達成できる限り低くすることとする。</p> <p>また、放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄の運用については、「原子炉等規制法」に基づき、保安規定にこれを定める。</p>	<p>規定の記載は整合している。</p>
<p>第7章 放射線管理</p>		
<p>（放射線管理に係る基本方針） <u>第312条 発電所における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従業員等の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</u></p>	<p>[本文] 九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項 2号炉 イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 (1) 放射線防護に関する基本方針・具体的方法 放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「原子炉等規制法」及び「労働安全衛生法」を遵守し、本発電所に起因する放射線被ばくから周辺監視区域外の公衆並びに放射線業務従事者及び一時立入者を防護するため十分な放射線防護対策を講じる。</p> <p>さらに、発電所周辺の一般公衆に対する線量については、「線量目標値に関する指針」に基づき、合理的に達成できる限り低くすることとする。</p> <p>具体的方法については、以下のとおりとする。</p> <p>(i) 本発電所に係る放射線被ばくを合理的に達成できる限り低減する方針で、遮蔽設備、換気空調設備、放射線管理設備及び放射性廃棄物廃棄施設を設計し、運用する。</p> <p>(ii) 放射線被ばくを合理的に達成できる限り低くするために、管理区域を設定して、立入りの制限を行い、外部放射線に係る線量当量、空气中若しくは水中の放射性物質の濃度及び床等の表面の放射性物質の密度を監視す</p>	<p>・本文九号に、放射線業務従事者の被ばくについて、法令の定める限度以下であり、かつ、合理的に達成できる限り低減する旨の記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。</p>

敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編 2号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>る。</p> <p>(iii) 放射線業務従事者に対しては、線量を測定評価し線量の低減に努める。</p> <p>(以下略)</p> <p>[添付書類八]</p> <p>13. 運転保守</p> <p>13.6 放射線管理</p> <p>放射線管理は、発電所周辺の公衆、放射線業務従事者等の線量を法令に定められた限度を超えないようにすることはもちろん、合理的に達成できる限り低減する方針で行う。</p> <p>(以下略)</p> <p>[添付書類九]</p> <p>1. 放射線防護に関する基本方針</p> <p>1.1 基本的考え方</p> <p>放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「原子炉等規制法」及び「労働安全衛生法」を遵守し、放射線業務従事者及び周辺監視区域外の公衆が、本発電所に起因する放射線被ばくから十分安全に防護されるように放射線防護対策を講じる。</p> <p>(中略)</p> <p>1.2 具体的方法</p> <p>(1) 放射線防護に関して、外部被ばくに対しては十分な遮蔽設備により、また、空気中の放射性物質による内部被ばくに対しては換気設備等により、これを合理的に達成できる限り低減する方針で設計し、運用する。</p> <p>(2) 放射線業務従事者に対しては、不必要な放射線被ばくを防止するために、管理区域を設定して立ち入りの制限を行い、外部放射線に係る線量当量、空気中及び水中の放射性物質の濃度並びに床等の表面の放射性物質の密度を監視して、その結果を管理区域内の諸管理に反映する。</p> <p>(3) 放射線業務従事者の線量を測定評価し、線量の低減に努めるとともに、その結果を作業環境の整備及び作業方法等の改善に反映する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・添付書類八に、放射線業務従業者の被ばくについて、法令に定める限度以下であり、かつ、合理的に達成できる限り低減する旨の記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。 ・添付書類九に、放射線業務従事者の被ばくについて、法令に定める限度以下であり、かつ、合理的にできる限り低減する旨の記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。

敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編 2号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>さらに、各個人については、定期的又は必要に応じ健康診断を行って常に身体的状態を把握する。 (以下略)</p>	
<p>(放射線業務従事者の線量管理等) 第320条 各マネージャーは、管理区域内で作業を実施する場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、放射線防護上必要な措置を講じることで放射線業務従事者の線量低減に努める。 2. 放射線・化学管理グループマネージャーは、所員の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を表320に定める項目及び頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。 (以下略)</p>	<p>[本文] 九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項 2号炉 イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 (1) 放射線防護に関する基本方針・具体的方法 放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「原子炉等規制法」及び「労働安全衛生法」を遵守し、本発電所に起因する放射線被ばくから周辺監視区域外の公衆並びに放射線業務従事者及び一時立入者を防護するため十分な放射線防護対策を講じる。 さらに、発電所周辺の一般公衆に対する線量については、「線量目標値に関する指針」に基づき、合理的に達成できる限り低くすることとする。 具体的方法については、以下のとおりとする。 (i) 本発電所に係る放射線被ばくを合理的に達成できる限り低減する方針で、遮蔽設備、換気空調設備、放射線管理設備及び放射性廃棄物廃棄施設を設計し、運用する。 (ii) 放射線被ばくを合理的に達成できる限り低くするために、管理区域を設定して、立入りの制限を行い、外部放射線に係る線量当量、空气中若しくは水中の放射性物質の濃度及び床等の表面の放射性物質の密度を監視する。 (iii) 放射線業務従事者に対しては、線量を測定評価し線量の低減に努める。 (以下略)</p> <p>[添付書類八] 13. 運転保守 13.6 放射線管理 放射線管理は、発電所周辺の公衆、放射線業務従事者等の</p>	<p>・本文九号に、放射線業務従事者を防護するため十分な放射線防護対策を講ずる旨の記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。</p> <p>・添付書類八に、放射線業務従事者の被ばくについて、法令に定める限度以下で、かつ、合理的に達</p>

敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編 2号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>線量を法令に定められた限度を超えないようにすることはもちろん、合理的に達成できる限り低減する方針で行う。 （以下略）</p> <p>[添付書類九] 1. 放射線防護に関する基本方針 1.1 基本的考え方 放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「原子炉等規制法」及び「労働安全衛生法」を遵守し、放射線業務従事者及び周辺監視区域外の公衆が、本発電所に起因する放射線被ばくから十分安全に防護されるように放射線防護対策を講じる。 （中略） 1.2 具体的方法 （中略） (3) 放射線業務従事者の線量を測定評価し、線量の低減に努めるとともに、その結果を作業環境の整備及び作業方法等の改善に反映する。 さらに、各個人については、定期的又は必要に応じ健康診断を行って常に身体的状態を把握する。</p>	<p>成できる限り低減する旨記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 添付書類九に、管理区域内での作業管理、放射線業務従事者の線量低減に係る記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。
<p><u>（平常時の環境放射線モニタリング）</u> <u>第321条の2 放射線・化学管理グループマネージャーは、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。</u></p>	<p>[本文] 九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項 2号炉 イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 (7) 周辺監視区域境界及び周辺地域の放射線監視 前項で述べたように、放射性廃棄物の放出に当たっては、厳重な管理を行うが、異常がないことの確認に資するため、周辺監視区域境界付近及び周辺地域の放射線監視を行う。 (i) 空間放射線量等の監視 空間放射線量及び空間放射線量率について、測定頻度及び測定点を定めて監視を行う。 なお、モニタリングポストによる空間放射線量率の測定は、中央制御室で監視する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本文九号に、周辺監視区域境界付近及び周辺地域での空間放射線量等の監視及び環境試料の放射能監視を行う旨の記載があり、本変更はこれらを満足するようモニタリング計画を立案する旨の記載であることから、保安規定の記載はこれらに整合している。

敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編 2号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明															
	<p>(ii) 環境試料の放射能監視 周辺環境試料について、種類、頻度及び測定核種を定めて放射能監視を行う。</p> <p>(以下略) [添付書類九]</p> <p>3. 周辺監視区域境界及び周辺地域の放射線監視 「2.7 放射性廃棄物の放出管理」に述べたように、気体及び液体廃棄物の排出に当たっては、厳重な管理を行うが、更に、異常がないことを確認するため、周辺監視区域境界及び周辺地域の放射線監視を以下のように行う。</p> <p>3.1 外部放射線による線量当量の監視 周辺監視区域境界及び周辺地域の外部放射線に係る線量当量の監視は、長期間の外部放射線に係る線量当量の測定及び外部放射線に係る線量当量率の測定により行う。 外部放射線に係る線量当量は、電子式積算線量計を配置し、これを定期的に回収して線量当量を読み取ることにより測定する。 外部放射線に係る線量当量率は、周辺監視区域境界付近に設置されているモニタリングポストにより測定する。 外部放射線に係る線量当量の監視用設備の種類、測定ひん度等を第3.1.1表に示す。</p> <p style="text-align: center;">第3.1.1表 外部放射線に係る線量当量の監視用設備</p> <table border="1" data-bbox="958 983 1727 1182"> <thead> <tr> <th>設備の種類</th> <th>測定対象</th> <th>測定ひん度</th> <th>検出器の種類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モニタリングポイント</td> <td>外部放射線に係る線量当量</td> <td>四半期毎に読み取り</td> <td>電子式積算線量計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト</td> <td>外部放射線に係る線量当量率</td> <td>常時</td> <td>シンチレータ</td> <td>中央制御室で常時監視する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>3.2 環境試料の放射能監視 周辺環境の放射性物質の濃度の長期的傾向を把握するため、次のように環境試料の測定を行う。 環境試料の種類： 土 壤 空気中の粒子状物質 陸上生物 海底土</p>	設備の種類	測定対象	測定ひん度	検出器の種類	備考	モニタリングポイント	外部放射線に係る線量当量	四半期毎に読み取り	電子式積算線量計		モニタリングポスト	外部放射線に係る線量当量率	常時	シンチレータ	中央制御室で常時監視する。	<p>・添付書類九に、周辺監視区域境界付近及び周辺地域での外部放射線の監視及び環境試料の放射能監視を行う旨の記載があり、本変更はこれらを満足するようモニタリング計画を立案する旨の記載であることから、保安規定の記載はこれらに整合している。</p>
設備の種類	測定対象	測定ひん度	検出器の種類	備考													
モニタリングポイント	外部放射線に係る線量当量	四半期毎に読み取り	電子式積算線量計														
モニタリングポスト	外部放射線に係る線量当量率	常時	シンチレータ	中央制御室で常時監視する。													

敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編 2号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p style="text-align: right;">海洋生物 海 水</p> <p>ひん度 : 原則として四半期又は半期に1回とする。</p> <p>測定核種 : 核分裂生成物及び放射化生成物の内、主要な核種について行う。</p> <p>放射能測定に使用する測定器 : 試料放射能測定装置 化学分析装置</p>	
<p>（放射線計測器類の管理）</p> <p>第323条 放射線・化学管理グループマネージャー及び電気・制御グループマネージャーは、表323に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>（以下略）</p>	<p>[添付書類八]</p> <p>11. 放射線管理施設</p> <p>11.2 放射線管理設備</p> <p>11.2.4 主要設備</p> <p>(1) 放射線管理関係設備</p> <p>出入管理，個人線量当量管理，汚染管理，化学分析，放射性物質の濃度の測定等のために，次の設備を設ける。</p> <p>a. 出入管理設備</p> <p>原子炉建屋，原子炉補助建屋等の管理区域への人の入退出を管理するために出入管理設備を設ける。この設備にはチェッカーーム等がある。</p> <p>なお，物品の搬出入についても出入管理室を通る設計とする。</p> <p>また，放射線管理に必要な各種サーベイメータ等を備える。</p> <p>b. 個人線量当量管理関係設備（1号及び2号炉一部共用）</p> <p>放射線業務従事者等の個人線量当量管理のために，電子式線量計，フィルムバッジ，ホールボディカウンタ等を共用する。</p> <p>c. 汚染管理設備</p> <p>人の退出及び物品の搬出に伴う汚染の管理を行うために，汚染管理設備を設ける。この設備には，更衣室，シャワー室，手洗い場，汚染衣類の洗濯室，機器除染室及び退出モニタ等の機器がある。</p> <p>ただし，燃料及び大型機器の搬出に際しては，原子炉建屋，原子炉補助建屋の機器搬入口に臨時のモニタリングエリアを設けて汚染管理に必要な各種サーベイメータ等を備える。</p> <p>d. 試料分析関係設備</p> <p>1次冷却設備，放射性廃棄物廃棄施設等からの試料の一般化学</p>	<p>・添付書類八に，放射線計測器類の設備の仕様，定期的な検査等の記載があり，保安規定記載はこれらに整合している。</p>

敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編 2号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>分析，放射化学分析，放射能測定等を行うために，次のようなものを設ける。</p> <p>（中略）</p> <p>(d) 放射能測定室 管理区域内の各種系統及び作業環境試料中の放射性物質の濃度を測定するために，放射能測定室を設ける。 放射能測定室に設ける主要器具は，試料放射能測定装置（α用，β用，低β用，γ用）等である。</p> <p>(e) 環境放射能測定室（1号及び2号炉共用） 海水，海洋生物，土壌，陸上生物等の環境試料中の放射能を測定するために，環境放射能測定室を共用する。</p> <p>（中略）</p> <p>(2) 放射線監視設備 （中略）</p> <p>b. エリアモニタリング設備 中央制御室及び管理区域内の主要箇所的外部放射線に係る線量当量率を連続的に測定するために，エリアモニタを設ける。 この設備は，中央制御室で指示又は記録を行い，放射線レベルが設定値以上になると，現場及び中央制御室に警報を発する。また，雑固体処理建屋内のエリアモニタは，雑固体処理建屋制御室で指示又は記録を行い，放射線レベルが設定値以上になると，現場，雑固体処理建屋制御室及び中央制御室に警報を発する。 エリアモニタを設ける区域は，次のとおりである。</p> <p>(a) 中央制御室 (b) ドラム詰室 (c) 放射化学室 (d) 充てんポンプ室 (e) 使用済燃料ピット付近 (f) 原子炉系試料採取室 (g) 原子炉格納容器内（エアロック付近） (h) 原子炉格納容器内（炉内核計装付近） (i) 廃棄物処理制御室 (j) 雑固体処理建屋雑固体分別エリア （中略）</p> <p>c. 周辺モニタリング設備 発電所周辺監視区域境界付近の放射線等を監視するために，次の周辺モニタリング設備を設ける。</p>	

敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編 2号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>(a) 固定モニタリング設備（1号及び2号炉共用） 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び事故時に発電所周辺監視区域境界付近の空間放射線量率を連続的に監視するために、モニタリングポストを、また、空間放射線量を測定するために、モニタリングポイントを共用する。 (中略)</p> <p>d. 放射線サーベイ設備（1号及び2号炉共用） 発電所内外の必要箇所、特に管理区域内で放射線業務従事者等が頻繁に立入る箇所及び原子炉の安全運転上必要な箇所の外部放射線に係る線量当量率、空气中及び水中の放射性物質の濃度並びに表面汚染密度のうち、必要なものを定期的に測定監視するために、放射線サーベイ設備を備える。 放射線サーベイは、外部放射線に係る線量当量率については携帯用の各種サーベイメータにより、空气中及び水中の放射性物質の濃度についてはサンプリングによる放射能測定により、また、表面汚染密度についてはサーベイメータ又はスミヤ法による放射能測定により行う。 放射線サーベイ関係主要測定器は、バックグラウンド線量当量率サーベイメータ、線量当量率サーベイメータ、中性子サーベイメータ、汚染密度測定用サーベイメータ、試料放射能測定装置、ダストサンプラ等である。 (中略)</p> <p>11.2.6 試験検査 放射線管理関係設備、放射線監視設備及び放射線防護設備は、その健全性を確認するため、定期的に検査を行うことができる。</p>	
<p>(管理区域外等への搬出及び運搬) 第324条 放射線・化学管理グループマネージャーは、各マネージャーが管理区域外に搬出する物品又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。 2. 各マネージャーは、管理区域外に核燃料物質等（第300条（新燃料の運搬）、第306条（使用済燃料の運搬）及び第30</p>	<p>[本文] 九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項 2号炉 イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 (中略) (3) 管理区域内の管理 (i) 管理区域については、「実用炉規則」に基づき、以下の措置を講じる。</p>	<p>・本文九号に、管理区域外への運搬の際、表面汚染密度限度が法令に定める値の十分の一を超えないことの確認の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。</p>

敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編 2号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>8条（放射性固体廃棄物の管理）に定めるものを除く。以下、本条において同じ。）を運搬する場合は、第308条（放射性固体廃棄物の管理）第5項を準用する。</p> <p>3. 放射線・化学管理グループマネージャーは、第2項の運搬において、<u>運搬前</u>に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>（以下略）</p>	<p>（中略）</p> <p>d. 管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度が、イ、(3)、(i)、c. の表面密度限度の十分の一を超えないようにする。</p> <p>[添付書類八]</p> <p>13. 運転保守</p> <p>13.6 放射線管理</p> <p>放射線管理は、発電所周辺の公衆、放射線業務従事者等の線量を法令に定められた限度を超えないようにすることはもちろん、合理的に達成できる限り低減する方針で行う。</p> <p>発電所には、管理区域、周辺監視区域等を設け、出入管理、被ばく管理、管理区域内における作業管理、放射線の測定、放射性物質及び放射性物質によって汚染された物の移動の管理等を適切に実施する。</p> <p>[添付書類九]</p> <p>2. 放射線管理</p> <p>2.2 管理区域内の管理</p> <p>管理区域については、「実用炉規則」（第78条）に従って、次の措置を講じる。</p> <p>（中略）</p> <p>d. 管理区域から人が退去し又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度がc. の表面密度限度の1/10を超えないようにする。</p> <p>（以下略）</p>	<p>・添付書類八に、放射性物質及び放射性物質によって汚染された物の移動の管理を厳重に実施することを記載しており、保安規定記載はこれらに整合している。</p> <p>・添付書類九に、管理区域外への運搬の際、表面汚染密度限度が法令に定める値の1/10を超えないことの確認の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。</p>

敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編 2号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(発電所外への運搬) 第325条 各マネージャーは、核燃料物質等（第300条（新燃料の運搬）、第306条（使用済燃料の運搬）及び第308条（放射性固体廃棄物の管理）に定めるものを除く。）を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。 <u>2. 各マネージャーは、運搬にあたっては法令に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。</u> <u>3. 各マネージャーは、運搬前に次の事項を確認する。</u> <u>(1) 法令に適合する容器に封入されていること</u> <u>(2) 法令に定める書類及び物品以外のものが収納されていないこと</u> <u>(3) L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を行うこと</u> <u>(4) A型輸送物若しくはBM型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置を講じること</u> <u>4. 放射線・化学管理グループマネージャーは、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</u></p>	<p>(設置許可記載なし)</p>	<p>・保安規定審査基準の記載「実用炉規則第92条第1項第11号線量、線量当量、汚染の除去等6.核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第13号又は第14号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。」と保安規定の記載は整合している。</p>
<p>第8章 施設管理</p>		
<p>(施設管理計画) 第328条 <u>原子炉施設について原子炉設置（変更）許可を受けた設備に係る事項及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下、本編において「技術基準規則」という。）」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、次の施設管理計画を定める。</u> <u>1. 施設管理の実施方針及び施設管理目標</u> <u>(1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施</u></p>	<p>[添付書類八] 13. 運転保守 13.7 保守管理 原子炉施設の保守管理は、保守管理計画を定め、原子炉施設を構成する構築物、系統及び機器について、保守管理の重要度分類を行い、この重要度に応じて行う。 原子炉施設の性能を維持するために、保全が必要な対象構築物、系統及び機器を定め、保全の実施とその結果の確認及び評価等を適切に行う。</p>	<p>・添付書類八に、施設管理（保守管理）に係る記載があり、保安規定記載はこれに整合している。（設置許可には保安規定に定める事項を遵守することを記載している。）</p>

敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編 2号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>設管理の実施方針を定める。また、11.の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.3参照）を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。</p> <p>(2) さらに、第328条の6に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合には、長期施設管理方針に従い保全を実施することを施設管理の実施方針に反映する。</p> <p>(3) 組織は、施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、11.の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.3参照）を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</p> <p>2. 保全プログラムの策定 組織は、1.の施設管理目標を達成するため3.より10.からなる保全プログラムを策定する。 また、11.の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.3参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>3. 保全対象範囲の策定 組織は、原子炉施設の中から、保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p> <p>(1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりも更に高度な信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(3) 原子炉設置（変更）許可申請書及び設計及び工事計画認可申請書で保管及び設置要求があり、許可又は認可を得た設備</p> <p>(4) 炉心損傷又は格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備</p> <p>(5) その他自ら定める設備</p> <p>4. 施設管理重要度の設定 組織は、3.の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の施設管理の重要度として点検に用いる重要度（以下「保全重要度」という。）と設計及び工事</p>		

敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編 2号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>に用いる重要度を設定する。</p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度に基づき、<u>確率論的リスク評価</u>から得られるリスク情報を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。 なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、<u>確率論的リスク評価</u>から得られるリスク情報、<u>運転経験等</u>を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1)又は(2)に基づき設定する。</p> <p>(4) <u>設計及び工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重要度分類指針の重要度等を組み合わせて設定する。</u></p> <p>(5) <u>次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</u></p> <p>5. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために4.の<u>施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベル及び系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</u></p> <p>a) プラントレベルの保全活動管理指標 プラントレベルの保全活動管理指標として、以下のものを設定する。</p> <p>① 7,000 臨界時間あたりの計画外自動・手動スクラム回数 ② 7,000 臨界時間あたりの計画外出力変動回数 ③ 工学的安全施設の計画外作動回数</p> <p>b) 系統レベルの保全活動管理指標 系統レベルの保全活動管理指標として、4.(1)の<u>施設管理重要度の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2及びリスク重要度の高い系統機能に対して以下のものを設定する。</u></p> <p>① 予防可能故障（MPFF）回数 ② 非待機（UA）時間^{*1}</p> <p>(2) 組織は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、10.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p>		

敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編 2号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>a) プラントレベルの保全活動管理指標 プラントレベルの保全活動管理指標の目標値は、運転実績を踏まえて設定する。</p> <p>b) 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>① 予防可能故障（MPFF）回数の目標値は、運転実績、重要度分類指針の重要度、リスク重要度を考慮して設定する。</p> <p>② 非待機（UA）時間の目標値は、点検実績、並びに第4章運転管理第3節（運転上の制限）第219条から第284条の第3項で定める要求される措置の完了時間を参照して設定する。</p> <p>(3) 組織は、プラント又は系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>(4) 組織は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p> <p>※1：非待機（UA）時間については、待機状態にある機能及び待機状態にある系統の動作に必須の機能に対してのみ設定する。</p> <p>6. 保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、3.の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>a) 点検計画（6.1参照）</p> <p>b) 設計及び工事の計画（6.2参照）</p> <p>c) 特別な保全計画（6.3参照）</p> <p>(2) 組織は、保全計画の策定にあたって、4.の施設管理重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、10.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p>a) 運転実績、事故及び故障事例などの運転経験</p> <p>b) 使用環境及び設置環境</p> <p>c) 劣化、故障モード</p>		

敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編 2号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>d) 機器の構造等の設計的知見 e) 科学的知見 (3) 組織は、保全の実施段階での原子炉の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p> <p>6.1 点検計画の策定 (1) 組織は、原子炉停止中又は運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。 (2) 組織は、構築物、系統及び機器の適切な単位毎に、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。 a) 予防保全 i) 時間基準保全 ii) 状態基準保全 b) 事後保全 (3) 組織は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。 a) 時間基準保全 点検を実施する時期までに、次の事項を定める。 i) 点検の具体的方法 ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準 iii) 実施頻度 iv) 実施時期 なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検又は定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。 b) 状態基準保全 ① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p>		

敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編 2号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>i) 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目，評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>iii) 状態監視データ採取頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>② 巡視点検を実施する時期までに，次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物，系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目，評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③ 定例試験を実施する時期までに，次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法</p> <p>ii) 構築物，系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目，評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c) 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合は，機能喪失の発見後，修復を実施する前に，修復方法，修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> <p><u>(4) 組織は，点検を実施する構築物，系統及び機器が，所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査^{**2}により確認・評価する時期までに，次の事項を定める。</u></p> <p>a) <u>事業者検査の具体的方法</u></p> <p>b) <u>所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査の項目，評価方法及び管理基準</u></p> <p>c) <u>事業者検査の実施時期</u></p>		

敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編 2号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>※2：事業者検査とは、点検及び工事に伴うリリースのため、点検及び工事とは別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第328条の4（使用前事業者検査の実施）による使用前事業者検査及び第328条の5（定期事業者検査の実施）による定期事業者検査をいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>6.2 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1) 組織は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、安全上重要な機器等^{※3}の工事については、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き^{※4}の有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む。）について確認を行い、法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む。）の確認結果を記録する。</p> <p>(2) 組織は、原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(3) 組織は、工事を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮する状態にあることを事業者検査並びに事業者検査以外の検査及び試験（以下「試験等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a) 事業者検査及び試験等の具体的方法</p> <p>b) 所定の機能を発揮する状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査及び試験等の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c) 事業者検査及び試験等の実施時期</p> <p>※3：安全上重要な機器等とは、安全上重要な機器等を定める告示に定める機器及び構造物をいう。</p> <p>※4：法令に基づく手続きとは、原子炉等規制法 第43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（設計及び工事の計画の認可）、第43条の3の10（設計及び工事の計画の届出）、及び第43条の3の11</p>		

敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編 2号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第3項(使用前事業者検査の確認申請)並びに電気事業法第47条・第48条(工事計画)及び第49条・第50条(使用前検査)に係る手続きをいう。</p> <p>6.3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、地震、事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a) 点検の具体的方法</p> <p>b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c) 点検の実施時期</p> <p>7. 保全の実施</p> <p>(1) 組織は、6. で定める保全計画に従って保全を実施する。</p> <p>(2) 組織は、保全の実施にあたって、<u>第328条の2（設計管理）による設計管理及び第328条の3（作業管理）による作業管理</u>を実施する。</p> <p>(3) 組織は、<u>保全の結果</u>について記録する。</p> <p>なお、安全上重要な機器等の<u>保全</u>について、それを確認するために必要な事項、安全上重要な機器等の補修等について法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む。）を確認するために必要な事項を含む。</p> <p>8. <u>保全の結果の確認・評価</u></p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の<u>保全の結果</u>から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、<u>所定の時期</u>^{※5}までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 組織は、原子力施設の使用を開始するために、<u>所定の機能</u></p>		

敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編 2号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p><u>を發揮しうる状態にあることを検証するため、事業者検査を実施する。</u></p> <p>(3) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、<u>定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期※5までに確認・評価し、記録する。</u></p> <p>(4) <u>安全上重要な機器等の保全であることを確認した結果、安全上重要な機器等の補修等について法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容を確認した結果を含む。</u></p> <p>※5：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p>9. <u>不適合管理、是正処置及び未然防止処置</u></p> <p>(1) 組織は、<u>施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下のa)及びb)の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下のa)及びb)に至った場合には、不適合管理を行ったうえで、是正処置を講じる。</u></p> <p>a) <u>保全を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を發揮しうることを確認・評価できない場合</u></p> <p>b) <u>最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合</u></p> <p>(2) 組織は、<u>他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こりうる問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</u></p> <p>(3) 組織は、<u>(1)及び(2)の活動を第203条に基づく改善措置活動に基づき実施する。</u></p> <p>10. <u>保全の有効性評価</u></p> <p>組織は、<u>保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</u></p> <p>(1) 組織は、<u>あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。</u></p>		

敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編 2号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 保全活動管理指標の監視結果 b) 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績 c) トラブルなど運転経験 d) 高経年化技術評価及び定期安全レビュー結果 e) 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ f) リスク情報，科学的知見 <p>(2) 組織は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物，系統及び機器の保全方式を変更する場合には、6.1に基づき保全方式を選定する。また、構築物，系統及び機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 点検及び取替結果の評価 b) 劣化トレンドによる評価 c) 類似機器等のベンチマークによる評価 d) 研究成果等による評価 <p>(3) 組織は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p> <p>11. <u>施設管理の有効性評価</u></p> <p>(1) 組織は、10.の保全の有効性評価の結果及び1.の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 組織は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p> <p>12. <u>構成管理</u></p> <p>組織は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) <u>設計要件（第203条（品質マネジメントシステム計画）7.2.1に示す個別業務等要求事項として明確にすべき事項のうち、「構築物，系統及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第328条の2で</u> 		

敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編 2号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p><u>実施する設計に対する要求事項をいう。）</u> b) <u>施設構成情報（第203条（品質マネジメントシステム計画）4.2.1に示す文書のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものか示す図書、情報」をいう。）</u> c) <u>物理的構成（実際の構築物、系統及び機器をいう。）</u></p> <p>13. 情報共有 組織は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報について、PWR事業者連絡会を通じて他の原子炉設置者と共有する。</p>		
<p><u>（設計管理）</u> 第328条の2 組織は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。 2. 組織は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第203条7.3に従って実施する。 (1) <u>保全の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項</u> (2) <u>技術基準規則の規定及び原子炉設置（変更）許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</u> (3) <u>適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</u> (4) <u>設計・開発に不可欠なその他の要求事項</u> 3. 前項における設計には、次条に定める作業管理及び第328条の4に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p>	<p>[本文] 十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (7) 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 (iii) 設計開発 b. 設計開発に用いる情報 (a) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。 (a-1) 機能及び性能に係る要求事項 (a-2) 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの (a-3) 関係法令</p>	<p>・本文十一号に、設計開発に用いる情報について記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>
<p><u>（作業管理）</u> 第328条の3 組織は、前条の設計に従い工事を実施する。 2. 組織は、原子炉施設の点検及び工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するために次の事項を考慮した作業管理を行う。 (1) <u>他の原子炉施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</u> (2) <u>供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止</u></p>	<p>（設置許可記載なし）</p>	<p>・保安規定審査基準の記載「実用炉規則第92条第1項第18号 発電用原子炉施設の施設管理1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの</p>

敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編 2号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(3) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取</p> <p>(4) 作業工程の管理</p> <p>(5) 供用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>(6) 第6章に基づく放射性廃棄物管理</p> <p>(7) 第7章に基づく放射線管理</p> <p>3. 組織は、原子炉施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本項及び第213条による巡視点検を定期的に行う。</p>		<p>評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号—7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。」と保安規定の記載は整合している。</p>
<p>〔使用前事業者検査の実施〕</p> <p>第328条の4 所長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる原子炉施設について、設置又は変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、技術基準規則へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</p> <p>2. 検査グループマネージャーは、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 第204条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>(2) 検査要領書^{*1}を定める。</p> <p>(3) 検査対象の原子炉施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>a) 設工認に従って行われたものであること</p> <p>b) 技術基準規則に適合するものであること</p> <p>(4) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 前項で定めた検査要領書に従い、検査を実施する。</p> <p>(2) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前項(3)a)及びb)の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4. 検査グループマネージャーは、検査項目ごとの判定業務を検</p>	<p>[本文]</p> <p>十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>(8) 評価及び改善</p> <p>(ii) 監視及び測定</p> <p>d. 機器等の検査等</p> <p>(a) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>(b) 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(c) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(d) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>(e) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事</p>	<p>・本文十一号に、使用前事業者検査等について記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編 2号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第204条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5. 検査グループマネージャーは、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、検査実施責任者及び前項に規定する検査員は、それを実施する。</p> <p>6. 各マネージャーは、第2項、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>7. 各室長は、第2項、第3項及び第4項に係る事項について、検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>※1：検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a) 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な検査</p> <p>b) 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>c) その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p>	<p>業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p> <p>(f) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p>	
<p>(定期事業者検査の実施)</p> <p>第328条の5 所長は、原子炉施設が技術基準規則に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</p> <p>2. 検査グループマネージャーは、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 第204条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の保全担当部門とは別の組織の者を、検査実施責任</p>	<p>[本文]</p> <p>十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>(8) 評価及び改善</p> <p>(ii) 監視及び測定</p> <p>d. 機器等の検査等</p> <p>(a) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検</p>	<p>・本文十一号に、使用前事業者検査等について記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編 2号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>者として指名する。</p> <p>(2) 検査要領書*1を定める。</p> <p>(3) 検査対象の原子炉施設が技術基準規則に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>(4) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 前項で定めた検査要領書に従い、検査を実施する。</p> <p>(2) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前項(3)の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4. 検査グループマネージャーは、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。</p> <p>(1) 第204条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の保全担当部門とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の工事の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検を実施する組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5. 検査グループマネージャーは、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、検査実施責任者及び前項に規定する検査員は、それを実施する。</p> <p>6. 各マネージャーは、第2項、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>7. 各室長は、第2項、第3項及び第4項に係る事項について、検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>※1：プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a) 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</p>	<p>証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>(b) 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(c) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(d) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>(e) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p> <p>(f) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p>	

敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編 2号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<u>b) 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</u> <u>c) a)及びb)による方法のほか、技術基準規則に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。</u>		

敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編 2号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明												
<p>第11章 記録及び報告</p>														
<p>（記録） 第341条 各室長及び各マネージャーは、表341-1、表341-3、表341-4及び表341-5に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。（ただし、表341-1のうち、1.の記録は保存のみとする。）なお、記録を作成する場合は、法令に定める記録に関する事項を遵守する。 2. 組織は、表341-2に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録を作成する場合は、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p>	<p>[添付書類八] 13 運転保守 13.12 記録及び報告 原子炉施設の保安管理上必要な記録を作成し、保存するとともに、報告すべき事項について定め、必要な機関に報告を行う。</p>	<p>・添付書類八に、記録に係る記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>												
<p>表341-1</p> <table border="1" data-bbox="159 614 1279 1391"> <thead> <tr> <th data-bbox="159 614 763 651">記録（実用炉規則第67条に基づく記録）</th> <th data-bbox="763 614 994 651">記録すべき場合^{*1}</th> <th data-bbox="994 614 1279 651">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="159 651 763 715">1. 使用前確認の結果</td> <td data-bbox="763 651 994 715">確認の都度</td> <td data-bbox="994 651 1279 715">同一事項に関する次の確認の時までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 715 763 1166"> 2. 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名^{*2} (1) 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 (2) 保全等の結果及びその担当者の氏名 (3) 保全等の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 (4) 不適合管理、是正処置、未然防止処置及びその担当者の氏名 (5) 安全上重要な機器等については、法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む） </td> <td data-bbox="763 715 994 1166">施設管理の実施の都度</td> <td data-bbox="994 715 1279 1166">施設管理を実施した原子炉施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1166 763 1391"> 3. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 (2) 施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名 </td> <td data-bbox="763 1166 994 1391">評価の都度</td> <td data-bbox="994 1166 1279 1391">評価を実施した原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間</td> </tr> </tbody> </table>	記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合 ^{*1}	保存期間	1. 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時までの期間	2. 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 ^{*2} (1) 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 (2) 保全等の結果及びその担当者の氏名 (3) 保全等の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 (4) 不適合管理、是正処置、未然防止処置及びその担当者の氏名 (5) 安全上重要な機器等については、法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む）	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した原子炉施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間	3. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 (2) 施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間		
記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合 ^{*1}	保存期間												
1. 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時までの期間												
2. 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 ^{*2} (1) 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 (2) 保全等の結果及びその担当者の氏名 (3) 保全等の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 (4) 不適合管理、是正処置、未然防止処置及びその担当者の氏名 (5) 安全上重要な機器等については、法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む）	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した原子炉施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間												
3. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 (2) 施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間												

敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編 2号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）			設置許可記載	設置許可との整合性説明
(中略)				
23. 運転上の制限の点検結果及び運転上の制限からの逸脱があった場合に講じた措置	その都度	1年間（運転上の制限を満足していないと判断した場合は、当該記録について5年間）		
(以下略)				
※2：実用炉規則第14条の3，第57条に基づく記録については，表341-4，表341-5に示す。				
表341-2 ^{*7}				
記録（実用炉規則第67条に基づく記録）		記録すべき場合	保存期間	
第203条（品質マネジメントシステム計画）4. 2品質マネジメントシステムの文書化4. 2. 1一般 に定める次の文書 1. 品質方針及び品質目標 2. 品質マネジメントシステムの一次文書 (1) 品質保証規程 3. 品質マネジメントシステムの二次文書 (1) 原子力発電施設の重要度分類基準要項 (2) 品質管理要項 (3) 文書取扱要項 (4) 品質記録管理要項 (5) 品質目標及び品質保証計画管理要項 (6) マネジメントレビュー要項 (7) 力量設定管理要項 (8) 運転管理業務要項 (9) 燃料管理業務要項 (10) 放射性廃棄物管理業務要項 (11) 放射線管理業務要項 (12) 施設管理業務要項 (13) 原子力災害対策業務要項 (14) 安全文化育成・維持活動要項 (15) リスクマネジメント運用要項 (16) 対外約束事項管理要項 (17) 原子炉施設保安委員会及び原子炉施設保安運営委員会要項 (18) 外部コミュニケーション要項 (19) 事故・故障時等対応要項		変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	

敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編 2号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）			設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(20) 設計管理要項 (21) 調達管理要項 (22) 重要設備取引先登録要項 (23) 内部監査要項 (24) 業務プロセスレビュー要項 (25) パフォーマンスレビュー要項 (26) 試験・検査管理要項 (27) 是正処置プログラム管理要項 (28) データ分析要項 (29) 根本原因分析実施要項 4. 品管規則の要求事項に基づき作成する手順書，指示書，図面等</p>				
<p>5. 品管規則の要求事項に基づき作成する次の記録 (1) マネジメントレビューの結果の記録 (2) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録 (3) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録 (4) 個別業務等要求事項の審査を実施した記録，及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録 (5) 個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報の記録 (6) 設計開発のレビューの結果の記録，及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録 (7) 設計開発の検証の結果の記録，及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録 (8) 設計開発妥当性確認の結果の記録，及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録 (9) 設計開発の変更の記録 (10) 設計開発の変更のレビューの結果の記録，及び審査，検証及び妥当性確認の結果の記録並びにその結果に基づき講じた措置に係る記録 (11) 調達物品等の供給者等の評価の記録，及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録 (12) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認の記録 (13) 機器等又は個別業務に関するトレーサビリティの記録</p>	作成の都度	5年		

敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編 2号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
(14)組織の外部の者の物品に関して、組織が必要と判断した場合の記録 (15)校正又は検証の根拠の記録 (16)監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合の従前の監視測定の結果の妥当性を評価した記録 (17)監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録 (18)内部監査の結果の記録 (19)使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録 (20)プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録 (21)不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置に係る記録 (22)講じた全ての是正処置及びその結果の記録 (23)講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録		
※7：表341-1，表341-3，表341-4及び表341-5に掲げるものを除く。		
（中略）		
表341-4		
記録（実用炉規則第14条の3に基づく記録）	保存期間	
1. 使用前事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	当該使用前事業者検査に係る 発電用原子炉施設の存続する期間	

敦賀発電所原子炉施設保安規定（第2編 2号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）		設置許可記載	設置許可との整合性説明
表341-5			
記録（実用炉規則第57条に基づく記録）	保存期間		
1. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	その発電用原子炉施設が 廃棄された後5年が経過するまでの期間		

敦賀発電所 原子炉施設保安規定（第1編 1号炉） 設置許可記載有無／保安規定変更有無等 整理

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○：有り，－：無し)	保安規定変更有無 (○：有り，－：無し)	設置許可との整合性
第1章 総則				
第1条	目的	－	○※	※法令条番号の変更 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第2条	基本方針	○ (本文十一号)	○※	※法令条番号の変更 保安規定に係る基本方針であり、基本方針の内容である「保安活動は、…適切な品質保証活動に基づき実施する。」は、本文十一号に記載されるため、保安規定記載は整合している。
第2条の2	関係法令及び保安規定の遵守	○ (本文十一号)	○※	※用語の置き換え（「管理責任者」⇒「品質マネジメントシステム責任者」、委員会の位置付けの記載表現及び名称変更（「コンプライアンス・安全文化醸成活動推進委員会」⇒「安全文化育成・維持活動推進委員会」、社内規程名称の変更（「コンプライアンス・安全文化醸成活動要項」⇒「安全文化育成・維持活動要項」）のみの変更 社長が法令等を確実に遵守するための取り組みについて、本文十一号（5）(i) 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ）において規定しており、保安規定記載はこれに整合している。
第2章 品質保証				
第3条	品質マネジメントシステム計画	○ (本文十一号)	○	本文十一号との比較により、保安規定記載の設置許可との整合性を整理している。
第3章 保安体制				
第1節 組織及び職務				
第4条	保安に関する組織	○ (本文十一号) (添付書類五、八)	○※	添付書類五、添付書類八（16.2 組織及び職務）に記載があるが、保安規定は現行の組織に合わせて変更されている。 また、本文十一号（5）(v) 責任、権限及びコミュニケーション）において、組織の責任と権限を明確化する旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第5条	保安に関する職務	○ (本文十一号) (添付書類五)	○※	※用語の置き換え（「醸成」⇒「維持し、及び育成」又は「維持・育成」）のみの変更 添付書類五に記載があるが、保安規定は現行の組織に合わせて変更されている。 また、本文十一号（5）(v) 責任、(7) (i) c 組織の外部の者との情報の伝達等、権限及びコミュニケーション（8）(ii) d 機器等の検査等（e））において、組織の責任と権限を明確化する旨記載、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達について実効性のある方法を明確化する旨記載、使用前事業者検査等の独立性について記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第2節 原子炉施設保安委員会及び原子炉施設保安運営委員会				
第6条	原子炉施設保安委員会	－	－	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第7条	原子炉施設保安運営委員会	○ (添付資料八)	○※	※用語の置き換え（「保守管理」→「施設管理」）のみの変更 添付書類八（16.2 組織及び職務）に原子力発電所保安運営審議会を設置する旨の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第3節 廃止措置主任者				
第8条	廃止措置主任者の選任	－	○※	※能力等級数及び役割ランク数の適正化のみの変更 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第9条	廃止措置主任者の職務等	－	－	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第4章 廃止措置管理				
第10条	原子炉の運転停止に関する恒久的な措置	－	－	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第11条	定義	－	－	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第12条	原子炉施設の運転員の確保	○ (添付資料八)	－	添付書類（16.3 運転管理）に運転管理について原子炉施設の運転に習熟した者の確保について記載されており、保安規定の記載はこれに整合している。 なお、運転員の人数等については、具体的な記載はない。
第12条の2	運転管理業務	○ (添付資料八)	○	添付書類（16.3 運転管理）に保安規定に定める運転上の留意事項、運転上の制限、運転上の条件及び異常時の措置を遵守し、機器の性能及び状態を的確に把握、運転員の力量確保等が記載されており、保安規定の記載はこれに整合している。

敦賀発電所 原子炉施設保安規定（第1編 1号炉） 設置許可記載有無／保安規定変更有無等 整理

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○：有り，－：無し)	保安規定変更有無 (○：有り，－：無し)	設置許可との整合性
第13条	巡視	○ (添付資料八)	○	添付書類（16.3 運転管理）に保安規定に定める運転上の留意事項、運転上の制限、運転上の条件及び異常時の措置を遵守し、機器の性能及び状態を的確に把握、運転員の力量確保等が記載されており、保安規定の記載はこれに整合している。
第14条	削除	－	－	－
第15条	引継	－	－	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第16条	削除	－	－	－
第17条	地震・火災等発生時の対応	○ (添付資料八)	－	添付書類（16.8 非常時の措置）に非常時（地震・火災・その他原因による相当な規模の災害）の措置として、初期活動及び拡大防止等の対応が記載されており、保安規定の記載はこれに整合している。
第17条の2	電源機能喪失時等の体制の整備	○ (添付資料八)	－	添付書類（16.8 非常時の措置）に非常時（地震・火災・その他原因による相当な規模の災害）の措置として、初期活動及び拡大防止等の対応が記載されており、保安規定の記載はこれに整合している。
第18条～ 第51条	削除	－	－	－
第52条	使用済燃料貯蔵池の水位及び水温	○ (添付資料八)	－	添付書類八（4.4）使用済燃料の貯蔵に係る記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。
第53条～ 第68条	削除	－	－	－
第69条	施設運用上の基準の確認	－	－	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第70条	施設運用上の基準を満足しない場合	－	－	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第71条	削除	－	－	－
第72条	施設運用上の基準に関する記録	－	－	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第73条	安全貯蔵	－	－	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第74条	工事の計画及び実施	－	－	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第74条の2	管理区域内の工事解体物の分別	－	－	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第75条	工事完了の報告	－	－	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第77条～ 第99条	欠番	－	－	－
第5章 燃料管理				
第100条～ 第104条	削除	－	－	－
第105条	使用済燃料の貯蔵	○ (本文五号) (添付資料八)	○	本文五号、添付書類八（4.4 使用済燃料の貯蔵、16.4 燃料管理）に使用する設備に係る記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。
第106条	使用済燃料の運搬	○ (本文五号、九号) (添付資料八、九)	○	本文五号、九号、添付書類八（4.1 概要、4.4 使用済燃料の貯蔵、16.4 燃料管理）、添付書類九（3.2 管理区域内の管理）に使用する設備、管理区域から物品を持ち出そうとする場合の措置に係る記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。
第6章 放射性廃棄物管理				
第107条	放射性廃棄物管理に係る基本方針	○ (本文九号) (添付書類八、九)	○	本文九号、添付書類八（16.5 放射性廃棄物の管理）、添付書類九（1. 放射線防護に関する基本方針）に記載があり、保安規定には ALARA の基本方針の条文を新設し、保安規定記載はこれと整合している。（保安規定では、第2条（基本方針）で ALARA について記載しているが、第6章においても追記。）
第107条の2	頻度の定義	－	○※	※番号のみの変更 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第108条	放射性固体廃棄物の管理	○ (本文五号、九号) (添付書類八、九)	○	本文五号、九号、添付書類八（10.3 固体廃棄物処理系）、添付書類九（4. 放射性廃棄物処理）に記載があり、保安規定記載はこれと整合している。ただし、発電所外の運搬を除く。
第108条の2	放射性廃棄物でない廃棄物の管理	－	－	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第108条の3	事故由来放射性物質の降下物の影響確認及び所外搬出等の管理	－	－	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第108条の4	輸入廃棄物の管理	○ (本文八号)	○	本文八号に記載があり、保安規定記載はこれに整合している。

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○：有り，－：無し)	保安規定変更有無 (○：有り，－：無し)	設置許可との整合性
第109条	放射性液体廃棄物の管理	○ (本文五号、九号) (添付書類八、九)	－	本文五号、九号、添付書類八(10.2 液体廃棄物処理系、16.5 放射性廃棄物の管理)及び添付書類九(4.3 液体廃棄物処理)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第110条	放射性気体廃棄物の管理	○ (本文五号、九号) (添付書類八、九)	－	本文五号、九号、添付書類八(10.1 気体廃棄物処理系、16.5 放射性廃棄物の管理)及び添付書類九(4.2 気体廃棄物処理)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第111条	放出管理用計測器の管理	○ (本文五号、九号) (添付書類八、九)	○	本文五号、九号、添付書類八(11.2 放射線管理施設)及び添付書類九(7.5 放射線計測器の保守)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第7章 放射線管理				
第112条	放射線管理に係る基本方針	○ (本文九号) (添付書類八、九)	○	本文九号、添付書類八(16.6 放射線管理)及び添付書類九(1.放射線防護に関する基本方針)に記載があり、これと整合している。(保安規定では、第2条(基本方針)でALARAについて記載しているが、第7章においても追記。)
第112条の2	頻度の定義	－	○※	※番号のみの変更 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第113条	管理区域の設定及び解除	○ (本文九号) (添付書類八、九)	－	本文九号、添付書類八(16.6 放射線管理)及び添付書類九(3.1 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第114条	管理区域内における区域区分	○ (本文九号) (添付書類九)	－	本文九号、添付書類九(3.2.1 管理区域内の区分)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第115条	管理区域内における特別措置	○ (本文九号) (添付書類九)	－	本文九号、添付書類九(3.2.1 管理区域内の区分)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第116条	管理区域への出入管理	○ (本文九号) (添付書類八、九)	－	本文九号、添付書類八(16.6 放射線管理)及び添付書類九(8.3 管理区域への出入管理)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第117条	管理区域出入者の遵守事項	○ (本文九号) (添付書類八、九)	－	本文九号、添付書類八(16.6 放射線管理)及び添付書類九(3.2 管理区域内の管理)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第118条	保全区域	○ (添付書類九)	－	添付書類九(3.1.2 保全区域)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第119条	周辺監視区域	○ (本文九号) (添付書類八、九)	○※	※他社施設名称の適正化のみの変更 本文九号、添付書類八(16.6 放射線管理)及び添付書類九(3.1.3 周辺監視区域)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第120条	放射線業務従事者の線量管理等	○ (本文九号) (添付書類八、九)	○	本文九号、添付書類八(16.6 放射線管理)、添付書類九(1.放射線防護に関する基本方針)に記載があり、保安規定記載は条文に追記することで、これらに整合している。
第121条	床、壁等の除染	○ (本文九号) (添付書類九)	－	本文九号、添付書類九(3.2 管理区域内の管理)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第121条の2	平常時の環境放射線モニタリング	○ (本文九号) (添付書類九)	○	本文九号、添付書類九(7.3 発電所外に関連する放射線監視)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第122条	外部放射線に係る線量当量率等の測定	○ (本文九号) (添付書類八、九)	－	本文九号、添付書類八(16.6 放射線管理)及び添付書類九(3.2 管理区域内の管理)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第123条	放射線計測器類の管理	○ (本文五号、九号) (添付書類八、九)	○	本文五号、九号、添付書類八(11.2 放射線管理施設)及び添付書類九(7.5 放射線計測器の保守)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第124条	管理区域外等への搬出及び運搬	○ (本文九号)	○	本文九号、添付書類八(16.6 放射線管理)及び添付書類九(3.2 管理区域内の管理)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。

敦賀発電所 原子炉施設保安規定（第1編 1号炉） 設置許可記載有無／保安規定変更有無等 整理

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○：有り，－：無し) (添付書類八，九)	保安規定変更有無 (○：有り，－：無し)	設置許可との整合性
第125条	発電所外への運搬	－	○	設置許可に記載はないが、保安規定記載においては、発電所外への運搬時の行為についての保安規定審査基準改正を反映している。
第126条	協力企業の放射線防護	○ (添付書類九)	－	添付書類九（1.放射線防護に関する基本方針）に記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第127条	削除	－	－	－
第8章 施設管理				
第128条	施設管理計画	○ (添付書類八)	○	添付書類八（16.7 保守管理）に「保安規定に定める定期的な検査、保修及び改造に関する規定を遵守」と記載があり、保安規定においては、原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドとの整合を図る。
第128条の2	設計管理	○ (本文十一号)	○	本文十一号（(7) (iii) 設計開発）において、設計開発に用いる情報に関する事項が記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第128条の3	作業管理	－	○	設置許可に記載はないが、保安規定においては、原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドとの整合を図る。
第128条の4	使用前事業者検査の実施	○ (本文十一号)	○	本文十一号（(8) (ii) d 機器等の検査等）において、使用前事業者検査等に関する事項が記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第128条の5	定期事業者検査の実施	○ (本文十一号)	○	本文十一号（(8) (ii) d 機器等の検査等）において、使用前事業者検査等に関する事項が記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第9章 非常時の措置				
第129条	原子力防災組織	○ (添付書類八)	－	添付書類八（16.8 緊急時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第130条	原子力防災組織の要員	○ (添付書類八)	－	添付書類八（16.8 緊急時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第130条の2	緊急作業従事者の選定	○ (添付書類八)	－	添付書類八（16.8 緊急時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第131条	原子力防災資機材等	○ (添付書類八)	－	添付書類八（16.8 緊急時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第132条	通報経路	○ (添付書類八)	－	添付書類八（16.8 緊急時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第133条	原子力防災訓練	○ (添付書類八)	－	添付書類八（16.9 教育及び訓練）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第134条	通報	○ (添付書類八)	－	添付書類八（16.8 緊急時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第135条	非常事態の宣言	○ (添付書類八)	－	添付書類八（16.8 緊急時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第136条	応急措置	○ (添付書類八)	－	添付書類八（16.8 緊急時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第137条	非常時における活動	○ (添付書類八)	－	添付書類八（16.8 緊急時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第137条の2	緊急作業従事者の線量管理等	○ (添付書類八)	－	添付書類八（16.8 緊急時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第138条	非常事態の解除	○ (添付書類八)	－	添付書類八（16.8 緊急時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第10章 保安教育				
第139条	所員への保安教育	○ (添付書類五，八)	○※	※用語の置き換え（「品質保証」→「品質マネジメントシステム」、 「保守管理」→「施設管理」、 「保守及び点検」→「保全」）のみの変更 添付書類五及び添付書類八（16.9 教育及び訓練）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第140条	協力企業従業員への保安教育	－	○※	※用語の置き換え（「保守及び点検」→「保全」） 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第11章 記録及び報告				

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○：有り，－：無し)	保安規定変更有無 (○：有り，－：無し)	設置許可との整合性
第141条	記録	○ (添付書類八)	○	添付書類八（16.12 記録及び報告）に基本的な方針の記載があり，保安規定記載はこれに整合している。
第142条	報告	○ (添付書類八)	－	添付書類八（16.12 記録及び報告）に基本的な方針の記載があり，保安規定記載はこれに整合している。
第143条～ 第200条	欠番	－	－	－
添付				
添付1－1	管理区域図（第113条及び第114条関連）	○ (添付書類九)	－	添付書類九（3.1 管理区域，保全区域及び周辺監視区域の設定）に記載があり，保安規定記載はこれに整合している。
添付1－2	保全区域図（第118条関連）	○ (添付書類九)	－	添付書類九（3.1 管理区域，保全区域及び周辺監視区域の設定）に記載があり，保安規定記載はこれに整合している。

敦賀発電所 原子炉施設保安規定（第1編 1号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第3章 保安管理体制</p> <p>第1節 組織及び職務 （保安に関する組織）</p> <p>第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>図4 （本店）</p> <p>（発電所）</p> <p>※1→発電所長</p>	<p>[本文]</p> <p>十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>(5) 経営責任者等の責任</p> <p>(v) 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>a. 責任及び権限</p> <p>社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>b. 品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>(a) 社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>(a-1) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること</p> <p>(a-2) 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること</p> <p>(a-3) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること</p> <p>(a-4) 関係法令を遵守すること</p> <p>c. 管理者</p> <p>(a) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>(a-1) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること</p> <p>(a-2) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること</p> <p>(a-3) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと</p>	<p>・本文十一号において、組織の責任と権限を明確化する旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。</p>

敦賀発電所 原子炉施設保安規定（第1編 1号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>技術管理グループ</p>	<p>(a-4) 健全な安全文化を育成し、及び維持すること (a-5) 関係法令を遵守すること (b) 管理者は、(a)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。 (b-1) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること (b-2) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること (b-3) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること (b-4) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に発電用原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること (b-5) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること (c) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>[添付書類五] 変更に係る原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書 (中略) また、本変更に係る敦賀発電所の安全性、信頼性を確保するために行う品質保安活動については、設計、製作、施工、運転の各段階において、社内基準に基づき、組織、権限を明確にし実施する。 (中略) 原子力関係組織系統図を第1図に示す。 (以下略)</p>	<p>・設置許可記載の組織は設置許可変更当時のものであるが「組織、権限を明確にし実施する」と記載されており、保安規定の記載はこれに整合している。</p>

敦賀発電所 原子炉施設保安規定（第1編 1号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>[添付書類八]</p> <p>16. 運転保守</p> <p>16.2 組織及び職務</p> <p>発電所の保安組織は、所長、原子炉主任技祐者、発電室長、第一発電課、第二発電課、発電長(1号炉担当)、発電長(2号炉担当)、総務課、経理課、運営管理課、技術課、環境保安課、電気保守課及び機械保守課をもって構成する。</p> <p>さらに、発電所における原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議するため原子炉施設保安運営委員会を設ける。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 添付書類八に記載があるが、設置許可の記載は設置許変更当時の組織・職務であり、保安規定の記載は現組織・職務に合わせて変更されている。

敦賀発電所 原子炉施設保安規定（第1編 1号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>（保安に関する職務）</p> <p>第5条 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、管理責任者を指揮し、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築、実施及び維持並びにその有効性の継続的な改善を統括する。関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動並びに安全文化を継続的に維持するための活動を統括する。また、社長は、発電所長（以下、本編において「所長」という。）に適宜報告を求め、発電所の安全確保を確実にするため、「事故・故障時等対応要項」の定めるところにより必要な指示を行う。</p> <p>(2) 実施部門管理責任者は、実施部門の品質保証活動の実施に係る品質マネジメントシステムの具体的活動（内部監査活動を除く。）を総括する。</p> <p>(3) 監査管理責任者は、実施部門の品質保証活動の実施に係る品質マネジメントシステムの内部監査活動を総括する。</p> <p>(4) 安全室は、品質マネジメントシステム（品質保証活動を含む。）に係る事項の総合調整及び品質マネジメントシステムの総括管理に関する業務を行う。安全室長は、推進委員会を所管し、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動並びに安全文化を継続的に維持し、及び育成するための活動を推進する。</p> <p>(5) 考査・品質監査室は、品質マネジメントシステムの内部監査業務を行う。</p> <p>(6) 廃止措置プロジェクト推進室は、品質マネジメントシステムに関係する、原子炉施設の運用及び保守に係る計画、管理及び調整に関する業務（発電管理室所管業務を除く。）、並びに廃止措置に係る計画、管理及び調整に関する業務の総括並びに輸入廃棄物の検査に関する業務を行う。</p> <p>(7) 発電管理室は、品質マネジメントシステムに関係する原子炉施設（共用設備）の運用、保守に係る計画、管理及び調整、並びに燃料管理、放射線管理及び非常時の措置の総括並びに輸入廃棄物の管理に関する業務を行う。</p> <p>(8) (1)から(7)の職務の他、本店には次の職務がある。</p> <p>イ. 地域共生・広報室は、品質マネジメントシステムに関する地域住民等とのコミュニケーション及び安全文化育成・</p>	<p>[本文]</p> <p>十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>(5) 経営責任者等の責任</p> <p>(v) 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>a. 責任及び権限</p> <p>社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>b. 品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>(a) 社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>(a-1) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること</p> <p>(a-2) 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること</p> <p>(a-3) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること</p> <p>(a-4) 関係法令を遵守すること</p> <p>c. 管理者</p> <p>(a) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>(a-1) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること</p> <p>(a-2) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること</p> <p>(a-3) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと</p> <p>(a-4) 健全な安全文化を育成し、及び維持すること</p>	<p>・本文十一号において、組織の責任と権限を明確化する旨記載、使用前事業者検査等の独立性について記載されており、保安規定記載はこれに整合している。</p>

敦賀発電所 原子炉施設保安規定（第1編 1号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>維持活動におけるコミュニケーション活動の総括及び推進に関する業務を行う。</p> <p>ロ．総務室（本店）は、品質マネジメントシステムに係る能力開発、労働安全衛生管理及び文書管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>ハ．経理・資材室は、品質マネジメントシステムに係る物品購入、工事請負及び業務委託の契約に関する業務を行う。</p> <p>ニ．開発計画室は、品質マネジメントシステムに係る土木設備及び建築設備の設計に関する業務を行う。</p> <p>(9) 廃止措置プロジェクト推進室長、考査・品質監査室長、安全室長、地域共生・広報室長、総務室長（本店）、経理・資材室長、発電管理室長及び開発計画室長は、室員を指示・指導し、所管する業務を行う。また、室員は、室長の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。 （中略）</p> <p>(9) 保守総括グループは、原子炉施設の施設管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>(10) 電気・制御グループは、原子炉施設のうち電気、計測制御関係設備の施設管理（工務・設備診断グループ及び直営電気・制御グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(11) 機械グループは、原子炉施設のうち機械関係設備（建物、構築物を含む。）の施設管理（工務・設備診断グループ及び直営機械グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。 （中略）</p> <p>(22) 品質保証グループは、品質保証活動の管理に関する業務及び品質保証室の運営管理に関する業務を行う。</p> <p>(23) 検査グループは、事業者検査及び原子力規制検査の管理に関する業務を行う。</p> <p>(24) 保安運営グループは、原子炉施設の保安運営の総括に関する業務及び運営管理室の運営管理に関する業務を行う。</p> <p>(25) プラント管理グループは、廃止措置工事を含めた原子炉施設の運転保守計画及び管理に係る事項の総括に関する業務を行う。</p> <p>(26) 技術管理グループは、原子炉施設の技術管理に係る事項の</p>	<p>(a-5) 関係法令を遵守すること</p> <p>(b) 管理者は、(a)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>(b-1) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること</p> <p>(b-2) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること</p> <p>(b-3) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること</p> <p>(b-4) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に発電用原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること</p> <p>(b-5) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること</p> <p>(c) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>d. 組織の内部の情報の伝達 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p>(7) 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 (ii) 個別業務等要求事項に関するプロセス</p> <p>c. 組織の外部の者との情報の伝達等 組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。</p> <p>(8) 評価及び改善 (ii) 監視及び測定</p>	

敦賀発電所 原子炉施設保安規定（第1編 1号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>総括に関する業務を行う。</p> <p>(27) 各室長（以下、本編において「各室長」は技術センター長を含む。）は、第4条（保安に関する組織）の定めのとおり、当該室（以下、本編において「室」には技術センターを含む。）が所管するグループ業務を統括する。</p> <p>(28) 各グループのマネージャー（以下、本編において「各マネージャー」という。ただし、運転直（1号炉担当）及び発電直（2号炉担当）においては、マネージャーを当直長（1号炉担当）又は発電長（2号炉担当）という。以下、本編において同じ。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>(29) 各マネージャーは、グループ員（当直長（1号炉担当）及び発電長（2号炉担当）のもと原子炉施設の運転操作を行う者（以下、本編において「運転員」という。）を含む。）を指示・指導し、所管する業務を行う。また、グループ員は、マネージャーの指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>3. その他関係する部門の長は、別途定められた「組織権限規程」に基づき所管業務を行う。</p> <p>（以下略）</p>	<p>d. 機器等の検査等</p> <p>(e) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p> <p>(f) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p> <p>[添付書類五] 変更に係る原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書</p> <p>（中略）</p> <p>また、本変更に係る敦賀発電所の安全性、信頼性を確保するために行う品質保安活動については、設計、製作、施工、運転の各段階において、社内基準に基づき、組織、権限を明確にし実施する。</p> <p>（中略）</p> <p>原子力関係組織系統図を第1図に示す。 （以下略）</p>	<p>・設置許可記載の組織は設置許可変更当時のものであるが「組織、権限を明確にし実施する」と記載されており、保安規定の記載はこれに整合している。</p>

敦賀発電所 原子炉施設保安規定（第1編 1号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第4章 廃止措置管理</p> <p><u>（運転管理業務）</u></p> <p>第12条の2 当直長（1号炉担当）及び各マネージャーは、廃止措置の段階に応じた必要な原子炉施設の機能を維持するため、<u>運転管理に関する次の各号の業務を実施する。</u></p> <p><u>（1）原子炉施設の運転に関する次の業務を実施する。</u></p> <p><u>（a）運転管理グループマネージャー及び運転支援グループマネージャーは、原子炉施設の運転に必要な監視項目※¹を定める。当直長（1号炉担当）は、監視、第13条第1項及び第2項の巡視によって、施設の運転監視を実施し、異常があれば関係する各マネージャーに通知する。</u></p> <p><u>（b）運転支援グループマネージャーは、運転操作（系統管理を含む）に係る事項を定め、当直長（1号炉担当）はそれを運用する。</u></p> <p><u>（c）運転支援グループマネージャーは、原子炉施設に係る警報発生時の対応内容を定め、当直長（1号炉担当）はそれを運用する。</u></p> <p><u>（d）運転支援グループマネージャーは、原子炉施設の異常及び事故発生時の対応内容を定め、当直長（1号炉担当）はそれを運用する。</u></p> <p><u>（2）当直長（1号炉担当）は、関係する各マネージャーの依頼に基づき、（1）（b）による運転操作（系統管理を含む）を実施する。また、関係する各マネージャーは、当直長（1号炉担当）から引き渡された範囲に対して、必要な作業を行う。</u></p> <p><u>（3）当直長（1号炉担当）は施設運用上の基準を満足している事を確認する。</u></p> <p>※1：運転に必要な監視項目とは、第52条第2項の施設運用上の基準を満足していることを確認するための監視項目等をいう。</p>	<p>[添付書類八]</p> <p>16. 運転保守</p> <p>16.3 運転管理</p> <p>原子炉施設の運転管理は、保安規定に定める運転上の留意事項、運転上の制限、運転上の条件及び異常時の措置を遵守するとともに、原子炉施設の運転に習熟した者を確保し、機器の性能及び状態を正しく把握した上で行う。</p> <p>また、運転操作は、通常時及び異常時に対応するよう作成された運転手順書に従って行うこととし、シミュレータを活用した教育訓練により徹底を図る。</p> <p>運転手順書については、国内外の事故・故障等を反映して、充実を図る。</p>	<p>・添付書類八に、原子炉施設の運転管理は、機器の性能及び状態を的確に把握した上で行う旨が記載されており、保安規定の記載はこれに整合している。</p>

敦賀発電所 原子炉施設保安規定（第1編 1号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(巡視)</p> <p>第13条 当直長（1号炉担当）は、毎日1回以上、原子炉施設（第115条（管理区域内における特別措置）第1項で定める区域を除く。）を巡視する。<u>実施においては、第128条の3に定める観点を含めて行う。</u></p> <p>2. 当直長（1号炉担当）は、「廃止措置管理業務要項」の定めるところにより1ヶ月に1回以上、原子炉施設（第115条（管理区域内における特別措置）第1項で定める区域）を巡視する。ただし、特に立入が困難な区域は、巡視に替えて毎日1回以上、遠隔監視を行う。<u>実施においては、第128条の3に定める観点を含めて行う。</u></p>	<p>[添付書類八]</p> <p>16. 運転保守</p> <p>16.3 運転管理</p> <p>原子炉施設の運転管理は、保安規定に定める運転上の留意事項、運転上の制限、運転上の条件及び異常時の措置を遵守するとともに、原子炉施設の運転に習熟した者を確保し、機器の性能及び状態を正しく把握した上で行う。</p> <p>また、運転操作は、通常時及び異常時に対応するよう作成された運転手順書に従って行うこととし、シミュレータを活用した教育訓練により徹底を図る。</p> <p>運転手順書については、国内外の事故・故障等を反映して、充実を図る。</p>	<p>・添付書類八に保安規定に定める運転上の制限及び異常時の措置を遵守し、機器の性能及び状態を的確に把握、運転員の力量確保等が記載されており、保安規定の記載はこれに整合している。</p>

敦賀発電所 原子炉施設保安規定（第1編 1号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第5章 燃料管理</p> <p>（使用済燃料の貯蔵）</p> <p>第105条 炉心・燃料グループマネージャーは、発電所内において、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) <u>使用済燃料を1号炉使用済燃料貯蔵池又は2号炉使用済燃料ピットに貯蔵すること</u></p> <p>(2) 1号炉使用済燃料貯蔵池及び2号炉使用済燃料ピットの目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること</p> <p>(3) 1号炉燃料取替機又は2号炉使用済燃料ピットクレーンを使用すること</p> <p>(4) 1号炉使用済燃料貯蔵池及び2号炉使用済燃料ピットにおいて<u>使用済燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること</u></p> <p>(5) <u>使用済燃料貯蔵ラックに収納することが適切ではないと判断した使用済燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じる。</u></p> <p>(6) 1号炉使用済燃料貯蔵池内において<u>使用済燃料の配置変更を行う場合は、未臨界性を確認した燃料配置の範囲内に限定すること</u></p>	<p>[本文]</p> <p>五 原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備</p> <p>ニ 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備</p> <p>(イ) 核燃料物質取扱設備の構造</p> <p>核燃料物質取扱設備（燃料取扱設備）は、1号炉原子炉建物内の燃料取扱装置、クレーン、キャスク除染設備、及び2号炉原子炉建物内の燃料移送装置（一部1号及び2号炉共用）、除染装置（1号及び2号炉共用）で構成する。</p> <p>（中略）</p> <p>使用済燃料は、遮へいに必要な水深を確保した状態で、水中で燃料取扱装置により移送し、1号炉原子炉建物内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）の水中に貯蔵するとともに、必要に応じて、570日以上冷却した後、2号炉原子炉建物内へ運搬し、同建屋内の使用済燃料貯蔵設備（1号炉及び2号炉共用）のほう酸水中に貯蔵する。</p> <p>燃料取扱装置は、燃料取扱時において燃料が臨界に達する事のない設計とするとともに、燃料集合体の落下を防止する設計とする。</p> <p>なお、使用済燃料の搬出には、使用済燃料輸送容器を使用する。</p> <p>(ロ) 核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力</p> <p>(2) 使用済燃料貯蔵設備</p> <p>a. 1号炉原子炉建物内</p> <p>(a) 構造</p> <p>1号炉原子炉建物内に設ける使用済燃料貯蔵設備は、使用済燃料及び新燃料を水中の貯蔵ラックに入れて貯蔵する鉄筋コンクリート造、ステンレス鋼内張りの水槽（使用済燃料プール）である。</p> <p>使用済燃料プールは、使用済燃料プールの上部に十分な水深を確保する設計とする。</p> <p>使用済燃料貯蔵設備は、想定されるいかなる状態においても燃料が臨界に達することのない設計とす</p>	<p>・本文五号において、燃料取扱設備で燃料を扱うこと、臨界に達しない措置について記載されており、保安規定の記載はこれらに整合している。</p>

敦賀発電所 原子炉施設保安規定（第1編 1号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>る。</p> <p>また、使用済燃料プールには、使用済燃料からの崩壊熱を除去するとともに使用済燃料プール水の浄化を行うため、燃料プール冷却系を設ける。さらに、原子炉停止時冷却系を用いても、使用済燃料プール水の冷却が可能な設計とする。</p> <p>(b) 貯蔵能力 全炉心燃料の約 190%相当分</p> <p>b. 2号炉原子炉建屋内</p> <p>(a) 構造 2号炉原子炉建屋内に設ける使用済燃料貯蔵設備は、使用済燃料をほう酸水中の使用済燃料ラックに挿入して貯蔵する鉄筋コンクリート造、ステンレス鋼内張りの水槽（使用済燃料ピット、1号及び2号炉共用）である。</p> <p>使用済燃料ピットは、使用済燃料ピットの上部に十分な水深を確保する設計とする。</p> <p>使用済燃料貯蔵設備は、想定されるいかなる状態においても燃料が臨界に達することのない設計とする。</p> <p>また、使用済燃料ピットには、使用済燃料からの崩壊熱の除去及び使用済燃料ピット水の浄化を行うため、使用済燃料ピット水浄化冷却設備（1号及び2号炉共用）を設け、使用済燃料から発生する崩壊熱の除去を行うのに十分な冷却能力を有する設計とする。</p> <p>なお、2号炉原子炉建屋内の設備の耐震設計は、2号炉の「ロ 原子炉施設の一般構造（イ）耐震構造」によるものとする。</p> <p>(b) 貯蔵能力 全炉心燃料の約 210%相当分（1号炉用）</p> <p>[添付書類八] 4. 燃料取扱系 4.4 使用済燃料の貯蔵 4.4.1 燃料プール 燃料プールは、1号炉原子炉建物内にあつて、全炉心</p>	<p>・添付書類八において、燃料取扱設備で燃料を取り扱うこと、臨界に達しない措置、必要に応じて所定の容器に入れて貯蔵することについて記載されており、保安規定</p>

敦賀発電所 原子炉施設保安規定（第1編 1号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>燃料の約 190%相当分の燃料の貯蔵が可能であり、さらに放射化された機器等の貯蔵及び取扱ができるスペースをもたせる。また、制御棒は、制御棒貯蔵設備（ハンガー）に貯蔵される。</p> <p>燃料プールは耐震設計Aクラスの構造物で、壁の厚さは遮へいを考慮して十分とり、内面はステンレス鋼でライニングし漏えいを防止する。燃料プールの水深は約 11.8m である。</p> <p>熱除去の系統は燃料プール冷却系と、必要に応じて原子炉停止時冷却系を用いることにより、燃料プールの冷却水温度を常に約 52℃以下に保つように設計されている。冷却系には浄化系が接続されていて、冷却水を必要な純度に保っている。</p> <p>使用済燃料貯蔵ラックは、耐震設計Aクラスとし、貯蔵燃料の臨界を防止するために必要な燃料間距離を保持する設計とする。すなわち、燃料を貯蔵容量最大で貯蔵し、ラック内で燃料が相互に異常接近するような厳しい状態を仮定しても、実効増倍率を 0.95 以下に保つ。</p> <p>燃料プール水の漏えいを防止するため、燃料プールには排水口を設けない。万一の燃料プール水の漏えい、又は崩壊熱の除去能力の喪失に至る状態を監視するため、漏水検知装置及び水位警報装置を設ける。燃料プールのステンレス鋼内張りから万一漏えいが生じても、漏えいした水を内張りの裏側下端に設けられた樋に集め機器ドレン系に導くように設計する。</p> <p>また、原子炉建物の燃料取替床面には放射線検知装置がある。</p> <p>なお、新燃料を燃料プールに貯蔵することもある。</p> <p>4.4.2 使用済燃料ピット（1及び2号炉共用）</p> <p>使用済燃料ピットは、2号炉燃料取扱棟内に設け鉄筋コンクリート造とし、壁は遮へいを考慮して十分厚くする。使用済燃料ピット内面は、漏水を防ぎ保守を用意するために、ステンレス鋼板で内張した構造とする。使用済燃料ピットは、1号及び2号炉共用とし、1号炉の燃料は第 4.4.1 図に示す位置に貯蔵する。</p>	<p>設置許可との整合性説明の記載はこれに整合している。</p>

敦賀発電所 原子炉施設保安規定（第1編 1号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>使用済燃料ピット水の減少防止のために、使用済燃料ピット水浄化冷却設備の取水のための配管は使用済燃料ピット上部に取り付け、また、注水のための配管にはサイフォンブレーカを取り付ける。さらに、使用済燃料ピット底部には排水口は設けない。</p> <p>使用済燃料ピットのステンレス鋼板内張りから、万一漏えいが生じた場合には漏えい水の検知ができるように、漏えい検知装置を設置する。また、使用済燃料ピットには水位及び温度警報装置を設けて、水位高、水位低及び温度高の警報を2号炉中央制御室に発する。</p> <p>1号炉燃料の貯蔵容量は、全炉心燃料の約210%相当分とする。</p> <p>使用済燃料ピット内の1号炉燃料を貯蔵する位置には、原子炉容器から取り出した使用済燃料を鉛直に保持し、ほう素濃度約2,500ppmのほう酸水中に貯蔵するためのキャン型の使用済燃料ラックを配置する。1号炉燃料用使用済燃料ラックは、各ラックのセルに1体ずつ燃料集合体を挿入する構造とする。1号炉燃料用使用済燃料ラックの耐震設計については、2号炉添付書類八の「6.7.4 主要設備(2)使用済燃料ピット（1号及び2号炉共用）」の記載と同じ。</p> <p>使用済燃料ラックは、中性子吸収材であるほう素を添加（約0.95～1.05wt%）したステンレス鋼を使用するとともに適切な燃料間距離をとることにより、燃料を貯蔵容量最大で貯蔵し、純水で満たされ、かつピット水温、ラック内の燃料位置等について想定される厳しい状況を仮定しても、実効増倍率を0.95以下に保ち臨界を防止する。また、使用済燃料ピット内に貯蔵される2号炉燃料の未臨界性に影響を及ぼさないように設計する。ラックは2号炉燃料の落下を想定した場合に、形状及び強度上の配慮により1号炉燃料を保護する機能も有する。</p> <p>また、使用済燃料輸送容器を置くためにキャスクピットを設ける。</p> <p>燃料ピットに1号炉燃料を貯蔵するため、2号炉原子炉建屋内の以下の設備を共用する。</p>	

敦賀発電所 原子炉施設保安規定（第1編 1号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>(1) 使用済燃料ピット水浄化冷却設備（1号及び2号炉共用）</p> <p>(2) 除染場ピット（1号及び2号炉共用）</p> <p>(3) 使用済燃料ピットクレーン（1号及び2号炉共用）</p> <p>(4) 燃料取扱棟クレーン（1号及び2号炉共用）</p> <p>4.5 破損燃料の検出および処置 空気抽出器モニタによって燃料の破損を感知し、その破損のため運転継続が困難な場合は、中性子束テイルテングを行って大体の位置の見当をつけた後、炉を停止し、シッピングを行って破損燃料を検出する。 （中略） 検出された破損燃料は、水中を使用済燃料貯蔵池中に移される。破損がはなはだしい場合は、別の容器にこれを収納することもできる。</p>	

敦賀発電所 原子炉施設保安規定（第1編 1号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>（使用済燃料の運搬） 第106条 炉心・燃料グループマネージャーは、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、次の事項を遵守する。 (1) 1号炉使用済燃料貯蔵池又は2号炉キャスクピットにおいて1号炉燃料取替機又は2号炉使用済燃料ピットクレーンを使用すること 2. 炉心・燃料グループマネージャーは、発電所内において使用済燃料を運搬する場合は、<u>運搬前に次の事項を確認し</u>、1号炉使用済燃料貯蔵池又は2号炉キャスクピットにおいて使用済燃料輸送容器に収納する。 (1) 法令に適合する容器を使用すること (2) 1号炉燃料取替機又は2号炉使用済燃料ピットクレーンを使用すること (3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること (4) 収納する使用済燃料のタイプ及び冷却期間が、容器の収納条件に適合していること 3. 炉心・燃料グループマネージャーは、発電所内において使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、<u>運搬前に次の事項を確認する。ただし、管理区域内で運搬する場合については、(3)から(6)の適用を除く。</u> (1) 容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること (2) 法令に定める危険物と混載しないこと (3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること (4) 車両を徐行させること (5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること (6) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること 4. 放射線・化学管理グループマネージャーは、<u>使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外において運搬する場合は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限</u></p>	<p>[本文] 五 原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 ニ 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備 (イ) 核燃料物質取扱設備の構造 核燃料物質取扱設備（燃料取扱設備）は、1号炉原子炉建物内の燃料取扱装置、クレーン、キャスク除染設備、及び2号炉原子炉建屋内の燃料移送装置（一部1号及び2号炉共用）、除染装置（1号及び2号炉共用）で構成する。 新燃料は、原子炉建物内に設ける新燃料貯蔵庫からクレーン等で使用済燃料プールに移し、燃料取扱装置により炉心に挿入する。 燃料の取替えは、原子炉上部のウェルに水を張り、水中で燃料取扱装置を用いて行う。 使用済燃料は、遮へいに必要な水深を確保した状態で、水中で燃料取扱装置により移送し、1号炉原子炉建物内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）の水中に貯蔵するとともに、必要に応じて、570日以上冷却した後、2号炉建屋内へ運搬し、同建屋内の使用済燃料貯蔵設備（1号炉及び2号炉共用）のほう酸水中に貯蔵する。 燃料取扱装置は、燃料取扱時において燃料が臨界に達することのない設計とするとともに、燃料集合体の落下を防止する設計とする。 なお、使用済燃料の搬出には、使用済燃料輸送容器を使用する。 九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項 1号炉 イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 (3) 管理区域内の管理 (i) 管理区域については、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（以下「実用炉規則」という。）に基づき、以下の措置を講じる。</p>	<p>・本文五号において、使用済燃料の運搬について記載されており、保安規定の記載はこれらに整合している。 ・本文九号において、管理区域から物品を持ち出そうとする場合の措置について記載されており、保安規定の記載はこれらに整合している。</p>

敦賀発電所 原子炉施設保安規定（第1編 1号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第114条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. 放射線・化学管理グループマネージャーは、管理区域内で第114条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、<u>移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</u></p> <p>6. 炉心・燃料グループマネージャーは、<u>使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するための措置を講じ、検査を実施するグループマネージャー^{※1}は当該措置が講じられていることを確認するために、次の検査を実施する。</u></p> <p>(1) 外観検査 (2) 気密漏えい検査 (3) 圧力測定検査 (4) 線量当量率検査 (5) 未臨界検査 (6) 温度測定検査 (7) 吊上検査 (8) 重量検査 (9) 収納物検査 (10) 表面密度検査</p> <p>7. 炉心・燃料グループマネージャーは、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>8. 実用炉規則第88条第4項を適用している間は、本条は適用としない。</p> <p>※1：検査を実施するグループマネージャーは、検査の独立性を確保するため、第4条に定める保安に関する組織のうち、使用済燃料の運搬を実施する組織とは別の組織の者とする。</p>	<p>c. 床、壁、その他人の触れるおそれのある物であって、放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度が、「線量限度等を定める告示」に定める表面密度限度を超えないようにする。</p> <p>d. 管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度が、イ、(3)、(i)、c. の表面密度限度の十分の一を超えないようにする。</p> <p>[添付書類八]</p> <p>4. 燃料取扱系</p> <p>4.3 燃料取替設備および取替操作手順</p> <p>(3) 燃料取替 燃料の取出し、挿入は全て燃料取替移動床で行ない、これに取付けられた燃料掴み器は、電源喪失に対して安全側に働いて燃料を落とすことはない。燃料取替中は制御棒の取出しは、インタロックなどによって制約され、挿入されたままになっている。</p> <p>4.4 使用済燃料の貯蔵</p> <p>4.4.1 燃料プール 燃料プールは、1号原子炉建物内にあつて、全炉心燃料の約190%相当分の燃料の貯蔵が可能であり、さらに放射化された機器等の貯蔵及び取扱ができるスペースをもたせる。 (略)</p> <p>4.4.2 使用済燃料ピット（1号及び2号炉共有） (略)</p> <p>使用済燃料ピットは、1号及び2号炉共用とし、1号炉の燃料は第4.4.1図に示す位置に貯蔵する。 (略)</p> <p>4.6 使用済燃料輸送容器 (略)</p> <p>使用済燃料を入れた使用済燃料輸送容器は、除染後クレー</p>	<p>・添付書類八において、使用済燃料の運搬について記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。</p>

敦賀発電所 原子炉施設保安規定（第1編 1号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>ンで機器搬入口まで吊り下げられた後、再処理工場に搬送される。また、1号炉原子炉建物から2号炉原子炉建屋内の使用済燃料ピットに運搬する場合も、再処理工場向け搬出用と同じ使用済燃料輸送容器を用いる。</p> <p>16. 運転保守 16.4 燃料管理 燃料の運搬、貯蔵、検査、受払い、取替等は、法令に基づき厳重に管理され、あらかじめ定める燃料取替計画等に従い、所定の容器及び燃料取扱設備を使用し、燃料が臨界に達するおそれがないように必要な措置をとりながら行う。</p> <p>[添付書類九] 3. 発電所内の区域区分 3.2 管理区域内の管理 (3) 床、壁、その他人の触れるおそれのある物であって、放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度が、「線量当量限度等を定める告示」（第5条）に定める表面密度限度を超えないようにする。 (4) 管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度が(3)の表面密度限度の十分の一を超えないようにする。</p>	<p>・添付書類九において、管理区域から物品を持ち出そうとする場合の措置について記載されており、保安規定の記載はこれらに整合している。</p>

敦賀発電所 原子炉施設保安規定（第1編 1号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第6章 放射性廃棄物管理</p> <p>（放射性廃棄物管理に係る基本方針）</p> <p>第107条 発電所における放射性廃棄物管理に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	<p>[本文]</p> <p>九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>1号炉</p> <p>イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>(1) 放射線防護に関する基本方針・具体的方法</p> <p>放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）及び「労働安全衛生法」を遵守し、本発電所に起因する放射線被ばくから周辺監視区域外の公衆並びに放射線業務従事者及び一時立入者（以下「放射線業務従事者等」という。）を防護するため十分な放射線防護対策を講じる。</p> <p>さらに、発電所周辺の一般公衆に対する線量については、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」（以下「線量目標値に関する指針」という。）に基づき、合理的に達成できる限り低くすることとする。</p> <p>具体的方法については、以下のとおりとする。</p> <p>(i) 本発電所に係る放射線被ばくを合理的に達成できる限り低減する方針で、遮蔽設備、換気空調設備、放射線管理設備及び放射性廃棄物廃棄施設を設計し、運用する。</p> <p>（中略）</p> <p>(6) 放射性廃棄物の放出管理</p> <p>気体及び液体廃棄物の放出に当たっては、周辺監視区域外の空气中及び水中の放射性物質の濃度が「線量限度等を定める告示」に定める値を超えないように厳重な管理を行う。</p> <p>（以下略）</p>	<p>・本文九号に、発電所周辺の公衆線量について、法令に定める限度以下であり、かつ、合理的に達成できる限り低減する旨の記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。</p>

敦賀発電所 原子炉施設保安規定（第1編 1号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>[添付書類八]</p> <p>16. 運転保守</p> <p>16.5 放射性廃棄物の管理</p> <p>放射性気体及び液体廃棄物を発電所外に放出する場合は、法令に定められた濃度限度等の制限値を遵守することはもちろん、発電所周辺の一般公衆の線量当量を合理的に達成できる限り低減するよう厳重な放出管理を行う。</p> <p>放射性固体廃棄物を発電所内に貯蔵保管する場合は、所定の貯蔵設備において厳重に管理する。</p> <p>[添付書類九]</p> <p>1. 放射線防護に関する基本方針</p> <p>1.1 基本的考え方</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>さらに、発電所周辺の一般公衆に対する線量については、「線量目標値に関する指針」に基づき、合理的に達成できる限り低くすることとする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>1.2 具体的方法</p> <p>(1) 放射線防護に関して、外部被ばくに対しては十分な遮蔽設備により、また、空気中の放射性物質による内部被ばくに対しては換気設備等により、これを合理的に達成できる限り低減する方針で設計し、運用する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>4. 放射性廃棄物処理</p> <p>4.1 放射性廃棄物処理の基本的考え方</p> <p>放射性廃棄物廃棄施設の設計及び管理に際しては、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」を遵守するとともに、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」の考え方に基づくものとする。</p> <p>4.2 気体廃棄物処理</p> <p>4.2.3 放出管理</p> <p>気体廃棄物の放出に当たっては、排気筒において放出放射</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・添付書類八に、発電所周辺の公衆線量について、法令に定める限度以下であり、かつ、合理的に達成できる限り低減する旨の記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。 ・添付書類九に、発電所周辺の公衆線量について、法令に定める限度以下であり、かつ、合理的に達成できる限り低減する旨の記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。

敦賀発電所 原子炉施設保安規定（第1編 1号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>性物質を測定し、周辺監視区域外における線量及び放射性物質の濃度が、経済産業省告示「線量限度等を定める告示」に定める周辺監視区域外における線量限度及び空気中の濃度限度を超えないようにするとともに、「線量目標値に関する指針」に基づき、希ガス及びよう素の放出管理目標値を下表のように設定し、これを超えないように努める。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>4.3 液体廃棄物処理</p> <p>4.3.3 放出管理</p> <p>放射性液体廃棄物は、放射性物質の濃度のごく低いものを除き、原則として環境には放出せず、できる限り固化するか処理後再使用する。</p> <p>液体廃棄物処理系から廃液を環境に放出する際には、あらゆる場合、一時タンク等に貯留した後、廃液中の放射性物質の濃度を測定し、2号炉復水器冷却水放水口における放射性物質の濃度が経済産業省告示「線量限度等を定める告示」に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにするとともに、「線量目標値に関する指針」に基づき、放射性液体廃棄物の放出管理目標値を下表のように設定し、これを超えないように努める。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p>	

敦賀発電所 原子炉施設保安規定（第1編 1号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第108条 各マネージャーは、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵^{*1}又は保管する。</p> <p>(中略)</p> <p>5. 各マネージャーは、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること</p> <p>(5) <u>運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること</u></p> <p>(6) <u>車両を徐行させること</u></p> <p>(7) <u>核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること</u></p> <p>6. 放射線・化学管理グループマネージャーは、第5項の運搬において、<u>運搬前に</u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第114条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7. 放射線・化学管理グループマネージャーは、各マネージャーが管理区域内で第114条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>8. 放射線・化学管理グループマネージャーは、使用済樹脂貯蔵タ</p>	<p>[本文]</p> <p>五 原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備</p> <p>ト 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備</p> <p>(ハ) 固体廃棄物の廃棄設備</p> <p>(1) 構造</p> <p>固体廃棄物の廃棄設備(固体廃棄物処理系)は、廃棄物の種類に応じて処理又は貯蔵保管するため、フィルタスラッジ貯蔵タンク、使用済樹脂貯蔵タンク、復水脱塩装置使用済樹脂受タンク、濃縮廃液貯蔵タンク、クラッドスラリ貯蔵タンク、アスファルト固化装置、雑固体焼却設備(1号及び2号炉共用)、雑固体減容処理設備(1号及び2号炉共用)、サイトバンカ、固体廃棄物貯蔵庫(1号及び2号炉共用)等で構成する。</p> <p>床ドレン・再生廃液処理系の蒸発濃縮装置から発生する濃縮廃液は、濃縮廃液貯蔵タンクに一定期間貯蔵した後、アスファルト固化装置で固化材と混合してドラム缶内に固化し貯蔵保管する。</p> <p>(中略)</p> <p>上記濃縮廃液等を詰めたドラム缶等は、所要の遮へい設計を行った発電所内の固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>[添付書類八]</p> <p>10. 放射性廃棄物廃棄施設</p> <p>10.3 固体廃棄物処理系</p> <p>10.3.3 主要設備</p> <p>(4) 固体廃棄物の貯蔵</p> <p>濃縮廃液等を詰めたドラム缶等は、所要の遮へい設計を行った固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>(中略)</p> <p>使用済制御棒等は、その放射能を減衰させるため、使用済燃料プールに貯蔵した後、固体廃棄物移送容器に収納してサイトバンカに運び貯蔵保管する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>・本文五号に、固体廃棄物の種類、処理方法等の記載があり、保安規定の記載は整合している。</p> <p>・添付書類八に、固体廃棄物の種類、処理方法等の記載があり、保安規定の記載は整合している。</p>

敦賀発電所 原子炉施設保安規定（第1編 1号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>ンク等に貯蔵している使用済樹脂（復水脱塩装置使用済樹脂を除く）、フィルタスラッジ及びクラッドスラリの処理に係る試験を行う場合は、試験方法を定めて実施する。</p> <p>9. 放射線・化学管理グループマネージャーは、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、放射能濃度に応じて区分する。</p> <p>10. 放射線・化学管理グループマネージャーは、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。</p> <p><u>(1)埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</u></p> <p><u>(2)発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</u></p> <p><u>(3)放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</u></p> <p>11. 放射線・化学管理グループマネージャーは、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>12. 放射線・化学管理グループマネージャーは、第11項の運搬において、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p><u>(1)法令に適合する容器に封入されていること</u></p> <p><u>(2)法令に定める書類及び物品以外のものが収納されていないこと</u></p> <p>13. 放射線・化学管理グループマネージャーは、第11項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第114条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう。以下、本条において同じ。</p>	<p>[添付書類九]</p> <p>4. 放射性廃棄物処理</p> <p>4.4 固体廃棄物処理</p> <p>4.4.2 保管管理</p> <p>固体廃棄物を詰めたドラム缶等は、発電所敷地内の固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管し、その後必要な措置をとる。</p> <p>使用済制御棒等は、原則として使用済燃料プールに一時保管した後、固体廃棄物移送容器に収納してサイトバンカに運び貯蔵保管する。</p> <p>固体廃棄物貯蔵庫及びサイトバンカは、管理区域とし、周辺の放射線サーベイ等を行い厳重に管理する。</p>	<p>・添付書類九に、固体廃棄物の種類、処理方法等の記載があり、保安規定の記載は整合している。</p>

敦賀発電所 原子炉施設保安規定（第1編 1号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p><u>（輸入廃棄物の管理）</u> 第108条の4 発電管理室長は、輸入廃棄物を廃棄物管理設備に廃棄する場合は、その輸入廃棄物が法令で定める基準に適合したものであることを確実にする。 2. 発電管理室長は、前項において第4条に定める保安に関する組織のうち、発電管理室以外の室に対して、その輸入廃棄物が法令で定める基準に適合したものであることの確認を依頼し、依頼を受けた室は当該確認を行う。</p>	<p>[本文] 八 使用済燃料の処分の方法 A. 1号炉 使用済燃料は、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（以下「再処理等拠出金法」という。）に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、原子炉等規制法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とする。 再処理等拠出金法に基づき使用済燃料再処理機構に使用済燃料再処理等積立金が引き渡されるまでの間又は拠出金を納付するまでの間は、当該積立金又は拠出金に係る使用済燃料を適切に貯蔵・管理する。 また、使用済燃料再処理等積立金が引き渡され又は拠出金を納付した後であっても、再処理事業者に引き渡されるまでの間は、使用済燃料を適切に貯蔵・管理する。 海外において再処理が行われる場合は、再処理等拠出金法の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施することとする。 海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰ることとする。 また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けることとする。 ただし、上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、平成13年6月22日付けで許可を受けた記載を適用する。</p>	<p>・本文八号に、海外での再処理に係る事項が記載されており、保安規定記載はこれに整合している。</p>

敦賀発電所 原子炉施設保安規定（第1編 1号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>[添付書類九]</p> <p>7. 発電所内外の放射線監視</p> <p>7.5 放射線計測器の保守</p> <p>発電所内外の放射線監視に用いる放射線計測器類は、定期的に点検と校正を行い、また、軽微な故障の修理を行う設備が所内に準備されている。</p>	<p>・添付書類九に、放射線計測器の保守の記載があり、保安規定の記載は整合している。</p>

敦賀発電所 原子炉施設保安規定（第1編 1号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第7章 放射線管理</p> <p><u>（放射線管理に係る基本方針）</u></p> <p><u>第112条 発電所における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従業員等の被ばくを、定められた限度以下であつてかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</u></p>	<p>[本文]</p> <p>九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項 1号炉</p> <p>イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>(1) 放射線防護に関する基本方針・具体的方法</p> <p>放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）及び「労働安全衛生法」を遵守し、本発電所に起因する放射線被ばくから周辺監視区域外の公衆並びに放射線業務従事者及び一時立入者（以下「放射線業務従事者等」という。）を防護するため十分な放射線防護対策を講じる。</p> <p>さらに、発電所周辺の一般公衆に対する線量については、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」（以下「線量目標値に関する指針」という。）に基づき、合理的に達成できる限り低くすることとする。</p> <p>具体的方法については、以下のとおりとする。</p> <p>(i) 本発電所に係る放射線被ばくを合理的に達成できる限り低減する方針で、遮蔽設備、換気空調設備、放射線管理設備及び放射性廃棄物廃棄施設を設計し、運用する。</p> <p>(ii) 放射線被ばくを合理的に達成できる限り低くするために、管理区域を設定して、立入りの制限を行い、外部放射線に係る線量当量、空气中若しくは水中の放射性物質の濃度及び床等の表面の放射性物質の密度を監視する。</p> <p>(iii) 放射線業務従事者に対しては、線量を測定評価し線量の低減に努める。</p> <p>(iv) 管理区域の外側には、周辺監視区域を設定して、立入りを制限する。</p> <p>(v) 気体及び液体廃棄物の放出については、放</p>	<p>・本文九号に、放射線業務従事者の被ばくについて、法令に定める限度以下であり、かつ、合理的に達成できる限り低減する旨の記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。</p>

敦賀発電所 原子炉施設保安規定（第1編 1号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>出管理の目標値を定め、これを超えないように努める。</p> <p>なお、発電用原子炉施設（以下「原子炉施設」という。）は、通常運転時において原子炉施設からの直接ガンマ線（以下「直接線」という。）及びスカイシャインガンマ線（以下「スカイシャイン線」という。）による敷地境界外の空間放射線量率が十分に低減できるものとする。</p> <p>[添付書類八] 16. 運転保守 16.6 放射線管理 放射線管理は、発電所周辺の一般公衆、放射線業務従事者等の線量当量を法令に定められた限度を超えないようにすることはもちろん、合理的に達成できる限り低減する方針で行う。</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p> <p>[添付書類九] 1. 放射線防護に関する基本方針 1.1 基本的考え方 放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「原子炉等規制法」及び「労働安全衛生法」を遵守し、放射線業務従事者及び周辺監視区域外の公衆が、本発電所に起因する放射線被ばくから十分安全に防護されるように放射線防護対策を講じる。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>1.2 具体的方法 (1) 放射線防護に関して、外部被ばくに対しては十分な遮蔽設備により、また、空気中の放射性物質による内部被ばくに対しては換気設備等により、これを合理的に達成できる限り低減する方針で設計し、運用する。 (2) 放射線業務従事者に対しては、不必要な放射線被ばく</p>	<p>・添付書類八に、放射線業務従事者の被ばくについて、法令に定める限度以下であり、かつ、合理的に達成できる限り低減する旨の記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。</p> <p>・添付書類九に、放射線業務従事者の被ばくについて、法令に定める限度以下であり、かつ、合理的に達成できる限り低減する旨の記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。</p>

敦賀発電所 原子炉施設保安規定（第1編 1号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>を防止するために、管理区域を設定して立入りの制限を行い、外部放射線に係る線量当量、空气中及び水中の放射性物質の濃度並びに床等の表面の放射性物質の密度を監視して、その結果を管理区域内の諸管理に反映する。</p> <p>(3) 放射線業務従事者の線量を測定評価し、線量の低減に努めるとともに、その結果を作業環境の整備、作業方法等の改善に反映する。</p> <p>さらに、各個人については、定期的又は必要に応じ健康診断を行って常に身体的状態を把握する。</p> <p>(以下略)</p>	

敦賀発電所 原子炉施設保安規定（第1編 1号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(放射線業務従事者の線量管理等)</p> <p><u>第120条</u> 各マネージャーは、管理区域内で作業を実施する場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、放射線防護上必要な措置を講じることで放射線業務従事者の線量低減に努める。</p> <p>2. 放射線・化学管理グループマネージャーは、所員の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を表120に定める項目及び頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>[本文]</p> <p>九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項 1号炉</p> <p>イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>(1)放射線防護に関する基本方針・具体的方法</p> <p>放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）及び「労働安全衛生法」を遵守し、本発電所に起因する放射線被ばくから周辺監視区域外の公衆並びに放射線業務従事者及び一時立入者（以下「放射線業務従事者等」という。）を防護するため十分な放射線防護対策を講じる。</p> <p>さらに、発電所周辺の一般公衆に対する線量については、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」（以下「線量目標値に関する指針」という。）に基づき、合理的に達成できる限り低くすることとする。</p> <p>具体的方法については、以下のとおりとする。</p> <p>(i) 本発電所に係る放射線被ばくを合理的に達成できる限り低減する方針で、遮蔽設備、換気空調設備、放射線管理設備及び放射性廃棄物廃棄施設を設計し、運用する。</p> <p>(ii) 放射線被ばくを合理的に達成できる限り低くするために、管理区域を設定して、立入りの制限を行い、外部放射線に係る線量当量、空気中若しくは水中の放射性物質の濃度及び床等の表面の放射性物質の密度を監視する。</p> <p>(iii) 放射線業務従事者に対しては、線量を測定評価し線量の低減に努める。</p>	<p>・本文九号に、放射線業務従事者を防護するため十分な放射線防護対策を講ずる旨の記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。</p>

敦賀発電所 原子炉施設保安規定（第1編 1号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>[添付書類八] 16. 運転保守 16.6 放射線管理 放射線管理は、発電所周辺の一般公衆、放射線業務従事者等の線量当量を法令に定められた限度を超えないようにすることはもちろん、合理的に達成できる限り低減する方針で行う。 （以下略）</p> <p>[添付書類九] 1. 放射線防護に関する基本方針 1.1 基本的考え方 放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「原子炉等規制法」及び「労働安全衛生法」を遵守し、放射線業務従事者及び周辺監視区域外の公衆が、本発電所に起因する放射線被ばくから十分安全に防護されるように放射線防護対策を講じる。 （中略）</p> <p>1.2 具体的方法 （中略）</p> <p>(3) 放射線業務従事者の線量を測定評価し、線量の低減に努めるとともに、その結果を作業環境の整備、作業方法等の改善に反映する。 さらに、各個人については、定期的又は必要に応じ健康診断を行って常に身体的状態を把握する。</p>	<p>・添付書類八に、放射線業務従事者の被ばくについて、法令に定める限度以下で、かつ、合理的に達成できる限り低減する旨記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。</p> <p>・添付書類九に、管理区域内での作業管理、放射線業務従事者の線量低減に係る記載があり、保安規定の記載はこれらに整合している。</p>

敦賀発電所 原子炉施設保安規定（第1編 1号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p><u>（平常時の環境放射線モニタリング）</u> <u>第121条の2 放射線・化学管理グループマネージャーは、</u> <u>周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環</u> <u>境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測</u> <u>定を行い評価する。</u></p>	<p>[本文] 九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項 1号炉 イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 (7) 周辺監視区域境界及び周辺地域の放射線監視 イ, (6)で述べたように、放射性廃棄物の放出に当たっては、厳重な管理を行うが、異常がないことの確認に資するため、周辺監視区域境界付近及び周辺地域の放射線監視を行う。 (i) 空間放射線量等の監視 空間放射線量、空間放射線量率及び空気中の粒子状放射性物質濃度について、測定頻度及び測定点を定めて監視を行う。 なお、モニタリングポストにより測定した空間放射線量率は、中央制御室で監視する。 (ii) 環境試料の放射能監視 周辺環境試料について、種類、頻度及び測定核種を定めて放射能監視を行う。</p> <p>[添付書類九] 7. 発電所内外の放射線監視 7.3 発電所外に関連する放射線監視 7.3.1 排気, 排水の放射能監視 (1) 固定モニタによる連続監視 気体廃棄物の放射能は、排気筒に設けた排気筒モニタによって、また、液体廃棄物の放射能は排水管出口付近に設けた排水モニタによって連続監視する。 (2) サンプルングによる放射能監視 液体廃棄物を所外に放出する場合には、事前にタンク内の廃液をサンプルングし、放射性物質濃度を測定して、放出の適否を確認する。 (3) 風向風速の速読監視 気体廃棄物の放出管理が行えるように、風向風速の連続監視を行う。</p>	<p>・本文九号に、周辺監視区域境界付近及び周辺地域での空間放射線量率等の監視及び環境試料の放射能監視を行う旨の記載があり、本変更はこれらを満足するようモニタリング計画を立案する旨の記載であることから、保安規定の記載はこれらに整合している。</p> <p>・添付書類九に、周辺監視区域境界付近及び周辺地域での外部放射線の監視及び環境試料の放射能監視を行う旨の記載があり、本変更はこれらを満足するようモニタリング計画を立案する旨の記載であることから、保安規定の記載はこれらに整合している。</p>

敦賀発電所 原子炉施設保安規定（第1編 1号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>7.3.2 周辺監視区域境界付近及び周辺地域の放射線監視</p> <p>(1) 固定モニタによる連続監視 周辺監視区域境界付近にモニタリングポストを設け、外部放射線量率の連続測定監視を行う。</p> <p>(2) 定期監視 外部放射線量は、周辺監視区域境界付近及び周辺地域に設けるモニタリングポイントに電子式積算線量計を配置し、これを定期的に回収して測定する。周辺環境試料の放射線監視は、海水、海底土、海洋生物、空气中粒子状物質等の放射性物質濃度をサンプリングによって定期的に観測監視する。</p>	

敦賀発電所 原子炉施設保安規定（第1編 1号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第123条 放射線・化学管理グループマネージャー及び電気・制御グループマネージャーは、表 123に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>2. 電気・制御グループマネージャーは、表123に定める電気・制御グループマネージャーが担当する放射線計測器類の第1項の修理を直営電気・制御グループマネージャーに実施させることができる。この場合、直営電気・制御グループマネージャーは、実施の結果を電気・制御グループマネージャーに通知する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>[添付書類八]</p> <p>11 放射線管理施設</p> <p>11.2 放射線管理施設 出入管理, 汚染管理, 化学分析及び放射能測定のため、次の設備を設ける。</p> <p>11.2.1 出入管理設備 原子炉建物及びタービン建物等の管理区域への立入りは、出入管理室を通る設計とし、ここで人員の出入管理を行う。又、物品の搬出入についても出入管理室を通る設計とする。ただし、燃料及び大型機器の搬出入に際しては、原子炉建物及びタービン建物等の機器搬入口に臨時の出入管理設備を設け搬出入をここで行う。 又、放射線管理に必要な各種サーベイメータなどを備える。</p> <p>11.2.2 汚染管理設備 人の退出及び物品の搬出に伴う汚染の管理を行うために汚染管理設備を設ける。これには更衣室、シャワー室、手洗い場、体表面モニタがある。</p> <p>11.2.3 試料分析関係施設 (中略)</p> <p>(2)放射能測定室 各種系統及び作業環境の放射性試料の放射能を測定するために放射能測定室を設ける。 放射能測定室に設ける主要機器は、試料放射能測定装置(α用, β用, γ用)等である。</p> <p>11.3 放射線計測器</p> <p>11.3.1 エリアモニタ エリアモニタは、各エリアの放射線レベルを監視する目的で原子炉建物、タービン建物、新廃棄物処理建物及び雑固体処理建屋内等数十地点に設置している。これらは、半導体又はGM検出器を用いて、連続測定を行い、中央制御室内、新廃棄物処理建物制御室内又は雑固体処理建屋制御室内に連続的</p>	<p>・添付書類八に、放射線計測器類の設備の仕様、添付資料九に定期的な検査等の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。</p>

敦賀発電所 原子炉施設保安規定（第1編 1号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>に自動記録・指示される。そして、放射線基準設定値を超過したときは、警報を発するようになっている。</p> <p>また、周辺監視区域境界付近に、モニタリングポストを設け、空間放射線量率を中央制御室内で常に監視できるようにし、さらに周辺監視区域境界付近及び周辺地域にモニタリングポイントを設け、熱蛍光線量計を配備し空間放射線量を測定する。</p> <p>[添付書類九]</p> <p>7. 発電所内外の放射線監視</p> <p>7.5 放射線計測器の保守</p> <p>発電所内外の放射線監視に用いる放射線計測器類は、定期的に点検と校正を行い、また、軽微な故障の修理を行う設備が所内に準備されている。</p>	

敦賀発電所 原子炉施設保安規定（第1編 1号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(管理区域外等への搬出及び運搬)</p> <p>第124条 放射線・化学管理グループマネージャーは、各マネージャーが管理区域外に搬出する物品又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。</p> <p>2. 各マネージャーは、管理区域外に核燃料物質等（第106条（使用済燃料の運搬）及び第108条（放射性固体廃棄物の管理）に定めるものを除く。以下、本条において同じ。）を運搬する場合は、第108条（放射性固体廃棄物の管理）第5項を準用する。</p> <p>3. 放射線・化学管理グループマネージャーは、第2項の運搬において、<u>運搬前に</u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>4. 放射線・化学管理グループマネージャーは、各マネージャーが管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に核燃料物質等を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p>	<p>[本文]</p> <p>九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>(3) 管理区域内の管理 (中略)</p> <p>d. 管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度が、イ、(3)、(i)、c. の表面密度限度の十分の一を超えないようにする。</p> <p>[添付書類八]</p> <p>16. 運転保守</p> <p>16.6 放射線管理</p> <p>放射線管理は、発電所周辺の一般公衆、放射線業務従事者等の線量当量を法令に定められた限度を超えないようにすることはもちろん、合理的に達成できる限り低減する方針で行う。</p> <p>発電所には、管理区域、周辺監視区域等を設け、出入管理、被ばく管理、管理区域内における作業管理、放射線の測定、放射性物質及び放射性物質によって汚染された物の移動の管理等を厳重に実施する。</p> <p>[添付書類九]</p> <p>3. 発電所内の区域区分</p> <p>3.2 管理区域内の管理 (中略)</p> <p>(4)管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包</p>	<p>・本文九号に、管理区域外への運搬の際、表面汚染密度限度が法令に定める値の十分の一を超えないことの確認の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。</p> <p>・添付書類八に、放射性物質及び放射性物質によって汚染された物の移動の管理を厳重に実施することを記載しており、保安規定記載はこれらに整合している。</p> <p>・添付書類九に、管理区域外への運搬の際、表面汚染密度限度が法令に定める値の十分の一を超えないことの確認の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。</p>

敦賀発電所 原子炉施設保安規定（第1編 1号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	装)の表面の放射性物質の密度が(3)の表面密度限度の10分の1を超えないようにする。 (以下略)	

敦賀発電所 原子炉施設保安規定（第1編 1号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(発電所外への運搬) 第125条 各マネージャーは、核燃料物質等（第106条（使用済燃料の運搬）及び第108条（放射性固体廃棄物の管理）に定めるものを除く。）を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。 <u>2. 各マネージャーは、運搬にあたっては法令に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。</u> <u>3. 各マネージャーは、運搬前に次の事項を確認する。</u> (1) <u>法令に適合する容器に封入されていること</u> (2) <u>法令に定める書類及び物品以外のものが収納されていないこと</u> (3) <u>L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を行うこと</u> (4) <u>A型輸送物若しくはBM型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置を講じること</u> <u>4. 放射線・化学管理グループマネージャーは、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</u></p>	<p>(設置許可記載なし)</p>	<p>設置許可との整合性説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保安規定審査基準の記載2.(10) 『「実用炉規則第92条第3項第10号 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること」 ・6) 核燃料物質等(新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。)の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)が定められていること。なお、この事項は、(12)及び(13)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。』と保安規定の記載は整合している。

敦賀発電所 原子炉施設保安規定（第1編 1号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第8章 施設管理</p> <p>（施設管理計画）</p> <p>第128条 原子炉施設について原子炉設置（変更）許可を受けた設備に係る事項及び「<u>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則</u>」（以下、本編において「<u>技術基準規則</u>」という。）を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、次の施設管理計画を定める。</p> <p>1. 施設管理の実施方針及び施設管理目標</p> <p>(1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、11.の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.3参照）を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。</p> <p>(2) 組織は、施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、11.の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.3参照）を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</p> <p>2. 保全プログラムの策定</p> <p>組織は、1.の施設管理目標を達成するため3.より10.からなる保全プログラムを策定する。</p> <p>また、11.の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.3参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>3. 保全対象範囲の策定</p> <p>組織は、原子炉施設の中から、保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p> <p>(1) 廃止措置計画で定める性能維持施設</p> <p>(2) その他自ら定める設備</p> <p>4. 施設管理重要度の設定</p> <p>組織は、3.の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の施設管理の重要度として点</p>	<p>[添付書類八]</p> <p>16. 運転保守</p> <p>16.7 保守管理</p> <p>原子炉施設の保守管理は、保安規定に定める定期的な検査、保守及び改造に関する規定を遵守し、所定の計画と適切な手順に従って原子炉施設の安全の確保を妨げることがないように行う。</p>	<p>・添付書類八（16.7 保守管理）に記載があり、保安規定記載はこれに整合している。（設置許可には保安規定に定める事項を遵守することを記載している。）</p>

敦賀発電所 原子炉施設保安規定（第1編 1号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>検に用いる重要度（以下「保全重要度」という。）と設計及び工事に用いる重要度を設定する。</p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度を参考に、廃止措置期間中における安全機能要求を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。 なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1)又は(2)に基づき設定する。</p> <p>(4) 設計及び工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重要度分類指針の重要度を参考に、廃止措置期間中における安全機能を考慮して設定する。</p> <p>(5) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</p> <p>5. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために4.の施設管理重要度を踏まえ、施設管理目標の中で系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>a) 系統レベルの保全活動管理指標 系統レベルの保全活動管理指標として、4.(1)の施設管理重要度の高い系統に対して以下のものを設定する。</p> <p>① 予防可能故障（MPFF）回数</p> <p>(2) 組織は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、10.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>a) 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>① 予防可能故障（MPFF）回数の目標値は、運転実績及び重要度分類指針の重要度を考慮して設定する。</p> <p>(3) 組織は、系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>(4) 組織は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の</p>		

敦賀発電所 原子炉施設保安規定（第1編 1号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p> <p>6. 保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、3. の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>a) 点検計画（6.1 参照）</p> <p>b) 設計及び工事の計画（6.2 参照）</p> <p>c) 特別な保全計画（6.3 参照）</p> <p>(2) 組織は、保全計画の策定にあたって、4. の施設管理重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、10. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p>a) 運転実績、事故及び故障事例などの運転経験</p> <p>b) 使用環境及び設置環境</p> <p>c) 劣化、故障モード</p> <p>d) 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e) 科学的知見</p> <p>(3) 組織は、保全の実施段階において維持すべき原子炉施設の安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p> <p>6.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 組織は、点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、構築物、系統及び機器の適切な単位毎に、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a) 予防保全</p> <p>i) 時間基準保全</p> <p>ii) 状態基準保全</p> <p>b) 事後保全</p> <p>(3) 組織は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a) 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 点検の具体的方法</p>		

敦賀発電所 原子炉施設保安規定（第1編 1号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検又は定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b) 状態基準保全</p> <p>① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>iii) 状態監視データ採取頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>② 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p>		

敦賀発電所 原子炉施設保安規定（第1編 1号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c) 事後保全 事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> <p>(4) 組織は、点検を実施する構築物、系統及び機器が、<u>所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査^{*1}により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p>a) <u>事業者検査の具体的方法</u></p> <p>b) <u>所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査の項目、評価方法及び管理基準</u></p> <p>c) <u>事業者検査の実施時期</u></p> <p>※1：事業者検査とは、点検及び工事に伴うリリースのため、<u>点検及び工事とは別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第128条の4（使用前事業者検査の実施）による使用前事業者検査及び第128条の5（定期事業者検査の実施）による定期事業者検査をいう（以下、本条において同じ）</u></p> <p>6.2 <u>設計及び工事の計画の策定</u></p> <p>(1) 組織は、<u>設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。</u> また、<u>安全上重要な機器等^{*2}の設計及び工事を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き^{*3}の要否について確認を行い、その結果を記録する。</u></p> <p>(2) 組織は、<u>原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</u></p> <p>(3) 組織は、<u>工事を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査並びに事業者検査以外の検査及び試験（以下「試験等」という。）により</u></p>		

敦賀発電所 原子炉施設保安規定（第1編 1号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a) <u>事業者検査及び試験等の具体的方法</u></p> <p>b) <u>所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査及び試験等の項目</u>、評価方法及び管理基準</p> <p>c) <u>事業者検査及び試験等の実施時期</u></p> <p>※2：安全上重要な機器等とは、「安全上重要な機器等を定める告示」に定める機器及び構造物のうち、使用済燃料貯蔵設備及び燃料取扱設備をいう。</p> <p>※3：法令に基づく手続きとは、原子炉等規制法 第43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（設計及び工事の計画の認可）、第43条の3の10（設計及び工事の計画の届出）、第43条の3の11第3項（使用前事業者検査の確認申請）及び第43条の3の34（発電用原子炉の廃止に伴う措置）並びに電気事業法第47条・第48条（工事計画）及び第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。</p> <p>6.3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、地震、事故等により特別な保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a) 点検の具体的方法</p> <p>b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c) 点検の実施時期</p> <p>7. 保全の実施</p> <p>(1) 組織は、6. で定める保全計画に従って点検・補修等の保全を実施する。</p>		

敦賀発電所 原子炉施設保安規定（第1編 1号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(2) 組織は、保全の実施にあたって、<u>第128条の2（設計管理）による設計管理，第128条の3（作業管理）による作業管理を実施する。</u></p> <p>(3) 組織は、<u>保全の結果について記録する。</u></p> <p>8. <u>保全の結果の確認・評価</u></p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の<u>保全の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを，所定の時期※4までに確認・評価し，記録する。</u></p> <p>(2) 組織は、<u>原子炉施設の使用を開始するために，要求事項が満たされていることを合否判定により検証するため，事業者検査を実施する。</u></p> <p>(3) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、<u>保全が実施されていることを，所定の時期※4までに確認・評価し，記録する。</u></p> <p>※4：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p>9. <u>不適合管理，是正処置及び未然防止処置</u></p> <p>(1) 組織は、<u>施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し，以下の a) 及び b) の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し，必要な是正処置を講じるとともに，以下の a) 及び b) に至った場合には，不適合管理を行ったうえで是正処置を講じる。</u></p> <p>a) <u>保全を実施した構築物，系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</u></p> <p>b) <u>最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって，定めたプロセスに基づき，保全が実施されていることが確認・評価できない場合</u></p> <p>(2) 組織は、<u>他の原子力施設の運転経験等の知見を基に，自らの組織で起こり得る問題の影響を照らし，適切な未然防止処置を講じる。</u></p> <p>(3) 組織は、<u>(1) 及び(2) の活動を第3条に定める改善措置活動に基づき実施する。</u></p>		

敦賀発電所 原子炉施設保安規定（第1編 1号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p><u>10. 保全の有効性評価</u> 組織は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。 なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a) 保全活動管理指標の監視結果 b) 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績 c) トラブルなど運転経験 d) 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ e) リスク情報、科学的知見</p> <p>(2) 組織は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保全方式を変更する場合には、<u>6.1</u>に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統及び機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a) 点検及び取替結果の評価 b) 劣化トレンドによる評価 c) 類似機器等のベンチマークによる評価 d) 研究成果等による評価</p> <p>(3) 組織は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p> <p><u>11. 施設管理の有効性評価</u> (1) 組織は、<u>10.</u>の保全の有効性評価の結果及び<u>1.</u>の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。 (2) 組織は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p>		

敦賀発電所 原子炉施設保安規定（第1編 1号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>12. 構成管理 <u>組織は、施設管理を通じて以下の要素間の均衡を維持する。</u> a) <u>設計要件（第3条（品質マネジメントシステム計画）7.2.1に示す個別業務等要求事項として明確にすべき事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第128条の2で実施する設計に対する要求事項をいう。）</u> b) <u>施設構成情報（第3条（品質マネジメントシステム計画）4.2.1に示す文書のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものか」示す図書、情報をいう。）</u> c) <u>物理的構成（実際の構築物、系統及び機器をいう。）</u></p> <p>13. 情報共有 組織は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報について、BWR事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と共有する。</p>		

敦賀発電所 原子炉施設保安規定（第1編 1号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p><u>（設計管理）</u> <u>第128条の2</u> 組織は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。 2. 組織は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第3条7.3に従って実施する。 (1) 保全の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項 (2) 技術基準規則の規定及び原子炉設置（変更）許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項 (3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報 (4) 設計開発に不可欠なその他の要求事項 3. 本条における設計管理には、次条に定める作業管理及び第128条の4に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p>	<p>[本文] 十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (7) 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 (iii) 設計開発 b. 設計開発に用いる情報 (a) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。 (a-1) 機能及び性能に係る要求事項 (a-2) 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの (a-3) 関係法令</p>	<p>設置許可との整合性説明 ・本文十一号に、設計開発に用いる情報について記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

敦賀発電所 原子炉施設保安規定（第1編 1号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p><u>（作業管理）</u> <u>第128条の3</u> 組織は、前条の設計に従い工事を実施する。 2. 組織は、原子炉施設の点検及び工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するために次の事項を考慮した作業管理を行う。 (1) 他の原子炉施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 (2) 供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止 (3) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取 (4) 作業工程の管理 (5) 供用開始までの作業対象設備の管理 (6) 第6章に基づく放射性廃棄物管理 (7) 第7章に基づく放射線管理 3. 組織は、原子炉施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、または外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本項及び第13条による巡視点検を定期的に行う。</p>	<p>(設置許可記載なし)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保安規定審査基準の記載 2. (17) 『「実用炉規則第92条第3項第18号 発電用原子炉施設の施設管理に関すること」 ・ 1) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること(廃止措置計画の認可後に安全機能を維持する必要がある施設の施設管理を含む。)。』と保安規定の記載は整合している。

敦賀発電所 原子炉施設保安規定（第1編 1号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p><u>（使用前事業者検査の実施）</u> 第128条の4 所長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる原子炉施設について、設置又は変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、技術基準規則へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</p> <p>2. 検査グループマネージャーは、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>(2) 検査要領書^{※5}を定める。</p> <p>(3) 検査対象の原子炉施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p style="margin-left: 2em;">a) 設工認に従って行われたものであること</p> <p style="margin-left: 2em;">b) 技術基準規則に適合するものであること</p> <p>(4) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>※5：検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法、その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p style="margin-left: 2em;">a) 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</p> <p style="margin-left: 2em;">b) 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p style="margin-left: 2em;">c) その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p> <p>3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 前項で定めた検査要領書に従い、検査を実施する。</p> <p>(2) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前項(3)a)及びb)の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4. 検査グループマネージャーは検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に</p>	<p>[本文]</p> <p>十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>(8) 評価及び改善</p> <p style="margin-left: 2em;">(ii) 監視及び測定</p> <p style="margin-left: 4em;">d. 機器等の検査等</p> <p style="margin-left: 6em;">(a) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p style="margin-left: 6em;">(b) 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p style="margin-left: 6em;">(c) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p style="margin-left: 6em;">(d) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p style="margin-left: 6em;">(e) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p> <p style="margin-left: 6em;">(f) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員と</p>	<p>・本文十一号に、使用前事業者検査等について記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

敦賀発電所 原子炉施設保安規定（第1編 1号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p><u>掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。</u></p> <p><u>(1)第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者</u></p> <p><u>(2)検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者</u></p> <p><u>(3)前号に掲げる供給者とは別の当該検査業務に係る役務の供給者</u></p> <p><u>5.検査グループマネージャーは、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、検査実施責任者及び前項に規定する検査員は、それを実施する。</u></p> <p><u>6.各マネージャーは、第2項、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1)検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</u></p> <p><u>(2)検査に係る記録の管理を行う。</u></p> <p><u>7.各室長は、第2項、第3項及び第4項に係る事項について、検査に係る要員の教育訓練を行う。</u></p>	<p>することその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保する。</p>	

敦賀発電所 原子炉施設保安規定（第1編 1号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p><u>（定期事業者検査の実施）</u> 第128条の5 所長は、原子炉施設が技術基準規則に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。 2. 検査グループマネージャーは、次の各号を実施する。 (1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。 (2) 検査要領書^{*6}を定める。 (3) 検査対象の原子炉施設が技術基準規則に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。 (4) 検査の実施体制を構築する。 ※6：プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。 a) 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生の状況を確認するために十分な方法 b) 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法 c) a)及びb)による方法のほか、技術基準規則に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。 3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。 (1) 前項で定めた検査要領書に従い、検査を実施する。 (2) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前項(3)の基準に適合することを最終判断する。 4. 検査グループマネージャーは、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。 (1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者 (2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検を実施する組織とは別の組織の者 (3) 前号に掲げる供給者とは別の当該検査業務に係る役務の供</p>	<p>[本文] 十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (8) 評価及び改善 (ii) 監視及び測定 d. 機器等の検査等 (a) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。 (b) 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。 (c) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。 (d) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。 (e) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。 (f) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員と</p>	<p>・本文十一号に、使用前事業者検査等について記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

敦賀発電所 原子炉施設保安規定（第1編 1号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>給者</p> <p>5. <u>検査グループマネージャーは、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、検査実施責任者及び前項に規定する検査員は、それを実施する。</u></p> <p>6. <u>各マネージャーは、第2項、第3項及び第4項に係る事項として、次の各号を実施する。</u></p> <p>(1) <u>検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</u></p> <p>(2) <u>検査に係る記録の管理を行う。</u></p> <p>7. <u>各室長は、第2項、第3項及び第4項に係る事項について、検査に係る要員の教育訓練を行う。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>することその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保する。</p>	

敦賀発電所 原子炉施設保安規定（第1編 1号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）		設置許可記載	設置許可との整合性説明																								
<p>第11章 記録及び報告</p> <p>（記録）</p> <p>第141条 各室長及び各マネージャーは、表141-1、表141-3、表141-4及び表141-4の2に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。（ただし、表141-1のうち、1.及び2.の記録は保存のみとする。）なお、記録を作成する場合は、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2. 組織は、表141-2に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録を作成する場合は、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>3. 各室長及び各マネージャーは、表141-5に定める保安に関する記録を保存する。</p> <p>表141-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録（実用炉規則第67条に基づく記録）</th> <th>記録すべき場合^{*1}</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 使用前確認の結果</td> <td>確認の都度</td> <td>同一事項に関する次の確認の時までの期間</td> </tr> <tr> <td>2. 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名^{*2} (1) 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 (2) 保全の結果及びその担当者の氏名 (3) 保全の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 (4) 保全の不適合管理、是正処置、未然防止処置及びその担当者の氏名 (5) 安全上重要な機器等については、法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む）</td> <td>施設管理の実施の都度</td> <td>施設管理を実施した原子炉施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>3. 施設管理に関する方針、施設管理の目標及び施設管理の実施に関する計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 (2) 施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名</td> <td>評価の都度</td> <td>評価を実施した原子炉施設の施設管理に関する方針、施設管理の目標又は施設管理の実施に関する計画の改定までの期間</td> </tr> <tr> <td>4. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置</td> <td>配置又は配置替えの都度</td> <td>5年間</td> </tr> <tr> <td>5. 使用済燃料の払出し時における放射能の量</td> <td>払出しの都度</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>6. 使用済燃料の貯蔵施設の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率</td> <td>毎日1回</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>7. 放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率</td> <td>毎週1回</td> <td>10年間</td> </tr> </tbody> </table>		記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合 ^{*1}	保存期間	1. 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時までの期間	2. 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 ^{*2} (1) 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 (2) 保全の結果及びその担当者の氏名 (3) 保全の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 (4) 保全の不適合管理、是正処置、未然防止処置及びその担当者の氏名 (5) 安全上重要な機器等については、法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む）	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した原子炉施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間	3. 施設管理に関する方針、施設管理の目標及び施設管理の実施に関する計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 (2) 施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の施設管理に関する方針、施設管理の目標又は施設管理の実施に関する計画の改定までの期間	4. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	5年間	5. 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	10年間	6. 使用済燃料の貯蔵施設の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日1回	10年間	7. 放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎週1回	10年間	<p>[添付書類八]</p> <p>16 運転保守</p> <p>16.12 記録及び報告</p> <p>原子炉施設の保安に関する事項を法令に定めるところにより記録し、保存するとともに、必要な機関に報告を行う。</p>	<p>・添付書類八（16.12 記録及び報告）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>
記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合 ^{*1}	保存期間																									
1. 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時までの期間																									
2. 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 ^{*2} (1) 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 (2) 保全の結果及びその担当者の氏名 (3) 保全の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 (4) 保全の不適合管理、是正処置、未然防止処置及びその担当者の氏名 (5) 安全上重要な機器等については、法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む）	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した原子炉施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間																									
3. 施設管理に関する方針、施設管理の目標及び施設管理の実施に関する計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 (2) 施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の施設管理に関する方針、施設管理の目標又は施設管理の実施に関する計画の改定までの期間																									
4. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	5年間																									
5. 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	10年間																									
6. 使用済燃料の貯蔵施設の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日1回	10年間																									
7. 放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎週1回	10年間																									

敦賀発電所 原子炉施設保安規定（第1編 1号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）			設置許可記載	設置許可との整合性説明
8. 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月毎に1回	10年間		
9. 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	10年間		
10. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子 ^{※3} の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月毎に1回、1月間の線量にあつては1月毎に1回	※4		
11. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回	※4		
12. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※4		
13. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	※4		
14. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	1年間		
15. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日、場所及び方法	廃棄の都度	※5		
16. 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度	※5		

敦賀発電所 原子炉施設保安規定（第1編 1号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）			設置許可記載	設置許可との整合性説明
17. 放射性物質による汚染の広がり及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名	広がり及び除去の都度	1年間		
18. 事故の発生及び復旧の日時	その都度	※5		
19. 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	※5		
20. 事故の原因	その都度	※5		
21. 事故後の処置	その都度	※5		
22. 風向及び風速	連続して	10年間		
23. 降雨量	連続して	10年間		
24. 大気温度	連続して	10年間		
25. 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間		
26. 保安教育の実施日時、項目及び受けた者の氏名	実施の都度	3年間		
27. 廃止措置に係る工事方法、時期及び対象となる原子炉施設の設備の名称	廃止措置計画に記載された工事工程の終了の都度	※5		
<p>※1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検・故障及び消耗品の取替えにより記録不能な期間を除く。</p> <p>※2：実用炉規則第14条の3、第57条に基づく記録については、表141-4、表141-4の2に示す。</p> <p>※3：妊娠不能と診断された者を除く。</p> <p>※4：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</p> <p>※5：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間</p> <p>表141-2^{※6}</p>				
記録（実用炉規則第67条に基づく記録）		記録すべき場合	保存期間	
第3条（品質マネジメントシステム計画）4.2品質マネジメントシステムの文書化4.2.1一般に定める次の文書及び記録 1.品質方針及び品質目標 2.品質マネジメントシステムの一次文書 (1)品質保証規程 3.品質マネジメントシステムの二次文書 (1)原子力発電施設の重要度分類基準要項 (2)品質管理要項		変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	

敦賀発電所 原子炉施設保安規定（第1編 1号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）			設置許可記載	設置許可との整合性説明
(3) 文書取扱要項 (4) 品質記録管理要項 (5) 品質目標及び品質保証計画管理要項 (6) マネジメントレビュー要項 (7) 力量設定管理要項 (8) 廃止措置管理業務要項 (9) 燃料管理業務要項 (10) 放射性廃棄物管理業務要項 (11) 放射線管理業務要項 (12) 施設管理業務要項 (13) 原子力災害対策業務要項 (14) 安全文化育成・維持活動要項 (15) リスクマネジメント運営要項 (16) 対外約束事項管理要項 (17) 原子炉施設保安委員会及び原子炉施設保安運営委員会要項 (18) 外部コミュニケーション要項 (19) 事故・故障時等対応要項 (20) 設計管理要項 (21) 調達管理要項 (22) 重要設備取引先登録要項 (23) 内部監査要項 (24) 業務プロセスレビュー要項 (25) パフォーマンスレビュー要項 (26) 試験・検査管理要項 (27) 是正処置プログラム管理要項 (28) データ分析要項 (29) 根本原因分析実施要項 4. 品管規則の要求事項に基づき作成する手順書，指示書，図面等				
5. 品管規則の要求事項に基づき作成する次の記録 (1) マネジメントレビューの結果の記録 (2) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録 (3) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録 (4) 個別業務等要求事項の審査を実施した記録，及び当該審査の	作成の都度	5年		

敦賀発電所 原子炉施設保安規定（第1編 1号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）			設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>結果に基づき講じた措置に係る記録</p> <p>(5) 個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報の記録</p> <p>(6) 設計開発のレビューの結果の記録、及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録</p> <p>(7) 設計開発の検証の結果の記録、及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録</p> <p>(8) 設計開発妥当性確認の結果の記録、及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録</p> <p>(9) 設計開発の変更の記録</p> <p>(10) 設計開発の変更のレビューの結果の記録、及び審査、検証及び妥当性確認の結果の記録並びにその結果に基づき講じた措置に係る記録</p> <p>(11) 調達物品等の供給者等の評価の結果の記録、及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録</p> <p>(12) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認の記録</p> <p>(13) 機器等又は個別業務に関するトレーサビリティの記録</p> <p>(14) 組織の外部の者の物品に関して、組織が必要と判断した場合の記録</p> <p>(15) 校正又は検証の根拠の記録</p> <p>(16) 監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合の従前の監視測定の結果の妥当性を評価した記録</p> <p>(17) 監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録</p> <p>(18) 内部監査の結果の記録</p> <p>(19) 使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録</p> <p>(20) プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録</p> <p>(21) 不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置に係る記録</p> <p>(22) 講じた全ての是正処置及びその結果の記録</p> <p>(23) 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録</p>				
<p>※6：表141-1，表141-3，表141-4及び表141-4の2に掲げるものを除く。</p>				
<p>(中略)</p>				

敦賀発電所 原子炉施設保安規定（第1編 1号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）		設置許可記載	設置許可との整合性説明
表141-4			
記録（ <u>実用炉規則第14条の3に基づく記録</u> ）	保存期間		
1. 使用前事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	当該使用前事業者検査に係る発電用原子炉施設の存続する期間		
表141-4の2			
記録（ <u>実用炉規則第57条に基づく記録</u> ）	保存期間		
1. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	その発電用原子炉施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間		

敦賀発電所 原子炉施設保安規定（第1編 1号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）		設置許可記載	設置許可との整合性説明
表 1 4 1 - 5			
記録項目	保存期間		
1. 熱出力	10年間		
2. 炉心の中性子束密度	10年間		
3. 炉心の温度	10年間		
4. 冷却材入口温度	10年間		
5. 冷却材出口温度	10年間		
6. 冷却材圧力	10年間		
7. 冷却材流量	10年間		
8. 制御棒位置	1年間		
9. 再結合装置内の温度	1年間		
10. 原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量	1年間		
11. 原子炉内における燃料体の配置	取出後10年間		
12. 警報装置から発せられた警報 ^{*1} の内容	1年間		
13. 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びにこれらの者の交代の日時及び交代時の引継事項	1年間		
14. 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	※2		
15. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果	※2		
16. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	※3		
17. 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	取出後10年間		

敦賀発電所 原子炉施設保安規定（第1編 1号炉）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>※1：「警報装置から発せられた警報」とは、技術基準規則第47条第1項及び第2項に規定する範囲の警報をいう。</p> <p>※2：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間</p> <p>※3：その特定発電用原子炉施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間</p> <p>（以下略）</p>		